

令和5年度版

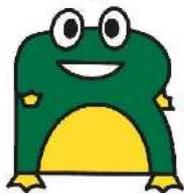
# 荒川区の環境

令和5年度エコポスター 大賞作品

【中学生の部】第三中学校 2年 杵島 希さん



りっくる



環境清掃部環境課

あらみい



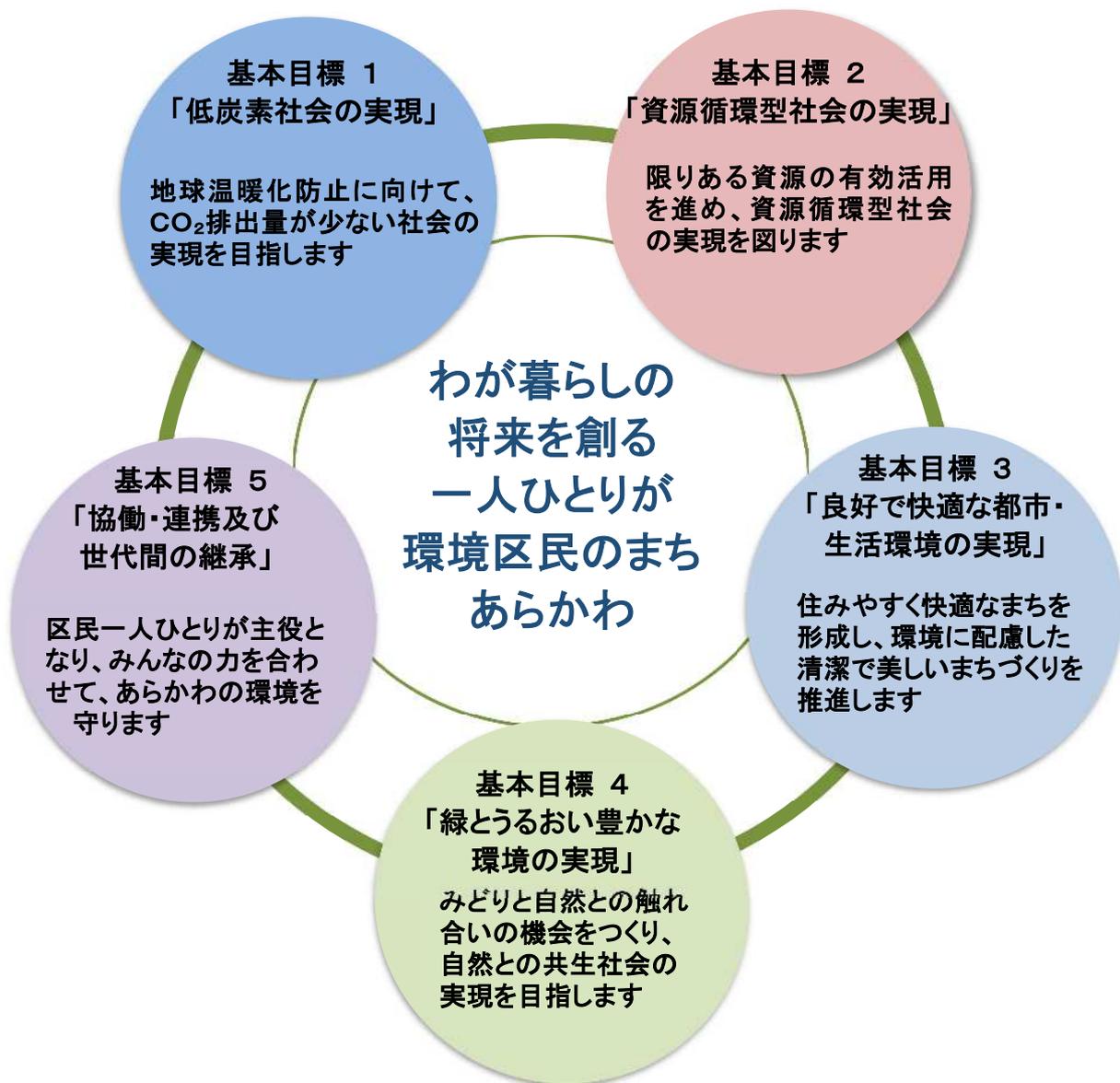
あら坊

# 《荒川区が目指す環境先進都市像》

荒川区環境基本計画では、環境先進都市を目指して、区民一人ひとりが主体的に良好な環境の創造と保全に取り組むために、目指す将来の環境先進都市像を次のとおり掲げます。

## わが暮らしの将来を創る 一人ひとりが環境区民のまち あらかわ

### 《環境先進都市像を実現していくための五つの基本目標》



# 目 次

<b>1 環境に関する計画等</b> . . . . .	<b>1</b>
(1) 荒川区環境基本計画 . . . . .	1
(2) 荒川区地球温暖化対策実行計画 . . . . .	1
(3) 荒川区役所エコアクティブプラン . . . . .	2
(4) 荒川区公共施設環境配慮指針2012 . . . . .	3
<b>2 あらかわエコセンター</b> . . . . .	<b>4</b>
<b>3 環境推進</b> . . . . .	<b>5</b>
(1) あらかわエコキャラバン . . . . .	5
(2) 環境推進啓発事業 . . . . .	6
(3) 支援事業 . . . . .	11
(4) 環境学習農園講座 . . . . .	13
(5) 環境区民大賞 . . . . .	13
<b>4 省エネ対策</b> . . . . .	<b>15</b>
(1) 夏の省エネ対策 . . . . .	15
(2) 冬の省エネ対策 . . . . .	15
(3) 省エネ家電助成事業 . . . . .	16
(4) ネット・ゼロ・エネルギーハウス等 購入費助成事業 . . . . .	16
<b>5 地球温暖化防止・ヒートアイランド対策</b> <b>17</b>	<b>17</b>
(1) 地球温暖化対策の推進 . . . . .	17
(2) エコ助成金交付制度 . . . . .	17
(3) 環境交通の推進 . . . . .	18
(4) 水素社会の実現に向けた取組の推進 . . . . .	18
(5) 交流都市等と連携した森林整備事業 . . . . .	18
<b>6 環境美化</b> . . . . .	<b>21</b>
(1) 環境美化啓発事業 . . . . .	21
(2) 区民美化活動支援 . . . . .	21
(3) 環境美化推進モデル地域の指定 . . . . .	22
(4) 喫煙マナー対策 . . . . .	22
<b>7 大気環境</b> . . . . .	<b>26</b>
(1) 東京都の大気環境調査 . . . . .	26
(2) 光化学スモッグ対策 . . . . .	27
<b>8 河川環境</b> . . . . .	<b>29</b>
<b>9 騒音・振動</b> . . . . .	<b>33</b>
(1) 自動車騒音の常時監視 . . . . .	33
(2) 道路交通騒音・振動 . . . . .	35
<b>10 土壌汚染</b> . . . . .	<b>40</b>

<b>11 各種届出</b> . . . . .	<b>41</b>
(1) 工場の認可・届出 . . . . .	41
(2) 指定作業場の届出 . . . . .	41
(3) 特定施設届出 . . . . .	41
(4) 特定建設作業届出 . . . . .	41
(5) アスベスト含有建築物の解体工事などの 届出 . . . . .	42
(6) 石綿事前調査報告 . . . . .	42
(7) 適正管理化学物質の使用量等報告 . . . . .	42
(8) P R T R制度に基づく届出 . . . . .	42
(9) 各種法律・条例に基づく届出数 . . . . .	43
<b>12 工場・指定作業場</b> . . . . .	<b>44</b>
(1) 用途地域別、工場・指定作業場数 . . . . .	44
(2) 年度別、工場・指定作業場数 . . . . .	44
<b>13 苦情</b> . . . . .	<b>45</b>
(1) 苦情の発生状況 . . . . .	45
(2) 生活騒音 . . . . .	46
(3) ハトの被害 . . . . .	47
(4) ハクビシン・アライグマ対策事業 . . . . .	47
(5) カラス対策事業 . . . . .	47
(6) 公害防止対策 . . . . .	48
<b>14 環境アセスメント（環境影響評価）</b> . . . . .	<b>49</b>
(1) 予測・評価項目 . . . . .	49
(2) 荒川区内の事業一覧 . . . . .	50
<b>15 環境推進対策融資</b> . . . . .	<b>51</b>
<b>16 環境に関する条例</b> . . . . .	<b>52</b>
(1) 環境基本条例 . . . . .	52
(2) 良好な生活環境の確保に関する条例 . . . . .	53
(3) まちの環境美化条例 . . . . .	54
(4) 環境学習情報センター条例 . . . . .	54
<b>資料編</b> . . . . .	<b>55</b>
(1) 「大気環境」 . . . . .	56
(2) 「河川環境」 . . . . .	61
(3) 「騒音・振動」 . . . . .	65
(4) 「土壌汚染」 . . . . .	68
(5) 「工場・指定作業場」 . . . . .	69
(6) 「苦情」 . . . . .	71
<b>【用語解説】</b> . . . . .	<b>73</b>

注：表中の合計や平均などの数値は、統計処理の関係上、表に記載されている個々の数値から計算した数値と一致しない場合があります。  
また、文章中の「\*」は、用語解説が掲載されていることを示しています。

# 1 環境に関する計画等

## (1) 荒川区環境基本計画（平成30年3月策定）

本計画は、「環境先進都市あらかわ」の実現を目指すため、平成20年からの10年間の荒川区環境基本計画を踏襲しつつ、区の施策を環境という視点からあらためて整理するとともに、社会の情勢の変化に対応するための新たな政策・施策の体系を示した計画です。

### 荒川区環境基本計画の概要

1	環境先進都市像	わが暮らしの将来を創る 一人ひとりが環境区民のまちあらかわ
2	基本目標	施策の方向性
	(1) 低炭素社会の実現	① 家庭で取り組むCO <sub>2</sub> 削減の推進 ② 事業所で取り組むCO <sub>2</sub> 削減の推進 ③ まちづくりによるCO <sub>2</sub> 削減の推進
	(2) 資源循環型社会の実現	① ごみの排出抑制の促進 ② リサイクルの推進 ③ ごみの適正排出の推進
	(3) 良好で快適な都市・生活環境の実現	① まちの美化の推進 ② 生活環境の保全 ③ 快適な居住環境の形成
	(4) 緑とうるおい豊かな環境の実現	① 自然とのふれあいの場の創出 ② みどりの保全 ③ 緑化の推進
	(5) 協働・連携及び世代間の継承	① 環境区民による協働の推進 ② 環境情報の提供 ③ 環境学習と環境教育の推進
3	計画期間	平成30年度～令和9年度の10か年

## (2) 荒川区地球温暖化対策実行計画（令和5年3月改定）

区民、事業者、区（行政）等が協働して、荒川区の実情に合った地球温暖化対策を協議及び実践し、脱炭素社会を実現するための計画です。



### 荒川区地球温暖化対策実行計画の概要

1	目標	・区民、事業者、区が「環境区民」として行動し、2030（令和12）年度までに温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で47%削減 ・2030（令和12）年度までにエネルギー消費量を2013（平成25）年度比で17%削減
2	削減方針	施策の方向性
	削減方針1 家庭部門で取り組む 脱炭素化	1-1 住宅や設備の省エネルギー化の促進 1-2 再生可能エネルギーの導入促進 1-3 省エネルギー型ライフスタイルへの転換

	削減方針 2 産業部門と業務部門 で取り組む脱炭素化	2-1 建物や設備の省エネルギー化の促進 2-2 再生可能エネルギーの導入促進 2-3 省エネルギー型ビジネススタイルへの転換 2-4 区有施設における率先した取組の推進 2-5 水素社会の実現に向けた取組の推進
	削減方針 3 運輸部門で取り組む 脱炭素化	3-1 輸送機関の省エネルギー化の促進 3-2 自動車の走行量の低減
	削減方針 4 廃棄物部門で取り組 む脱炭素化	4-1 廃棄物の削減（3R）の促進
	削減方針 5 CO2 以外の温室効果 ガスの削減	5-1 家庭における代替フロンの漏えい防止策の促進 5-2 事業所における代替フロンの漏えい防止策の促進
	分野横断的な取組 協働による取組	6-1 地球温暖化対策協議会を主体とした協働による環境活動の推進 6-2 環境意識の向上・環境学習の充実
3	計画期間	2023（令和 5）年度から 2030（令和 12）年度の 8 か年

### (3) 荒川区役所エコアクティブプラン（令和 5 年 3 月改定）

区役所が区内における大規模事業者の責務として、地球温暖化防止の推進や資源の有効活用等、環境負荷の軽減に取り組むための計画です。区が率先して取り組むことで、区民・事業者の環境負荷の軽減に向けた取組を促し、環境先進都市の実現に資することを目的としています。また本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律により、区に策定が義務付けられている「地方公共団体実行計画（事務事業編）」に相当する計画です。



#### 荒川区役所エコアクティブプランの概要

1	取り組み項目	(1)省エネルギーの推進 (2)再生可能エネルギー等の推進 (3)省資源等の推進 (4)法令の遵守及び職員の環境保全意識の向上の推進
2	数 値 目 標	令和 1 2 年度までに平成 2 5 年度比で <ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガス総排出量を 5 3. 0 %（5 4. 5 %）削減</li> <li>・電気使用量を 7. 9 %（1 0. 9 %）削減</li> <li>・都市ガス使用量を 7. 9 %（1 0. 9 %）削減</li> <li>・燃料使用量を 7. 9 %（1 0. 9 %）削減</li> <li>・水道使用量を 1 7. 3 %（2 0. 0 %）削減</li> <li>・用紙等購入量は増加しない</li> <li>・廃棄物排出量を 1 3. 4 %（1 6. 2 %）削減</li> <li>・ごみ排出量を 8. 7 %（1 1. 7 %）削減</li> </ul> ※括弧内は区有施設の延床面積 1 m <sup>2</sup> 当たりの場合の評価指標
3	計 画 期 間	令和 5 年度～令和 1 2 年度の 8 か年

#### (4) 荒川区公共施設環境配慮指針 2012（平成23年3月策定、平成24年3月改正）

荒川区が所有する庁舎・学校・コミュニティ施設等において、新築・大規模改修工事時に最高水準の省エネ・再エネ仕様で整備し、電気使用量とCO2排出量の削減に向けた取組を強化することを目的として「荒川区公共施設環境配慮指針2012」を定めました。

##### 荒川区公共施設環境配慮指針の概要

1	基本的な考え方	地球温暖化・ヒートアイランド・電力需給対策のため、「環境負荷の低減」「省エネルギー化の推進・再生可能エネルギーの導入促進」「区民への啓発」の三つを柱に、区の率先行動として公共施設の環境配慮の推進を図る。
2	主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境に配慮した機器を導入</li><li>・屋上緑化、壁面緑化や遮熱性塗装の導入</li><li>・断熱材を使用、断熱性能の高い窓ガラスを導入</li><li>・太陽光発電機器、太陽熱利用機器等の再エネ機器の導入</li></ul>
3	対象施設	新築・改築及び大規模改修を行う全ての区有施設 (小規模な改修についても、可能な限り環境配慮型の機器、再エネ設備等を導入していく。)



## 2 あらかわエコセンター

あらかわエコセンターは、環境先進都市を目指して、環境学習などの環境政策を総合的に推進するため、あらゆる世代の区民や事業者等が「環境」をキーワードに集い、地域に向けて環境意識の向上を発信する環境活動の拠点となる施設です（環境課事務室を併設）。



▲あらかわエコセンター外観

### 施設概要

- 開館時間 午前9時～午後5時 ※土・日曜日、祝日等、年末年始は休館  
※日曜（又は土曜）半日開館（月1回）
- 所在地 荒川区荒川1-53-20  
※3階建（2階の一部と3階があらかわエコセンター、1階と2階の一部は荒川たんぽぽセンター）
- 主な施設
  - ・2階 環境研修室、環境実習室  
環境に関する講演・講座、夏休みエコ教室など各種事業を実施。また、環境活動団体が利用できる場所としても活用。
  - ・3階 環境情報提供コーナー、環境活動支援コーナー  
エアロバイク型発電機や大型太陽焦熱炉、可搬式折りたたみ太陽光パネル、エネルギー比較実験器等による体験機器等を設置。街なか図書館としても位置付け、環境活動に関する書籍などを配架・貸出し。
  - ・環境学習農園  
野菜等の栽培・収穫を講座として開催。



▲エアロバイク型発電機



▲大型太陽焦熱炉



▲環境学習農園

### 3 環境推進

よりよい環境をつくりあげるためには、多くの人が環境問題に関心を持ち、環境に配慮した行動を継続して行うことが必要です。荒川区では環境に関する正しい理解と意識の向上を目指して、様々な事業を実施しています。

#### (1) あらかわエコキャラバン

広く区民の環境意識啓発を図るため、アウトリーチ型のイベントとして「あらかわエコキャラバン」を開催しました。

開催日	開催時間	会場	参加人数
令和5年8月 2日 (水) ～8月 4日 (金)	午後1時 ～午後4時30分	ひぐらしふれあい館 (1階)	283人
令和5年8月 5日 (土) ～8月 7日 (月)		東尾久本町通りふれあい館 (1階)	138人
令和5年8月14日 (月) ～8月16日 (水)		ゆいの森あらかわ (1階ゆいの森ホール)	305人
令和6年2月19日 (月) ～2月21日 (水)		ゆいの森あらかわ (1階ゆいの森ホール)	105人
令和6年2月22日 (木)		尾久図書館 (1階みんなのひろば)	41人
合 計			872人

#### 〔主な内容〕

- ・グラフィックパネル（地球温暖化の危機や温暖化対策につながる具体的アクションの紹介）
- ・ワークショップ（リサイクルコットンを活用したオリジナル巾着袋の作成、区の交流都市の木材を活用した木製コースター作り）
- ・クイズパネル（地球温暖化の問題について楽しく学べるクイズ形式のパネル）
- ・あらかわCATV「あらかわの森植樹ツアー」、「鮭のまちで学ぶ森林・自然体験ツアー」の上映
- ・カプセルトイ（クイズに参加するとカプセルトイを回すことができ、出てきたカプセルに応じてエコグッズ等の景品がもらえる）



ひぐらしふれあい館



東尾久本町通りふれあい館



ゆいの森あらかわ



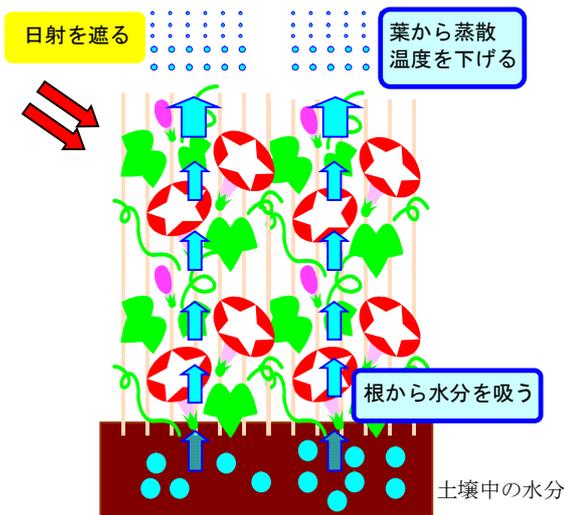
尾久図書館



ワークショップ作品例

## (2) 環境推進啓発事業

### ① 緑のカーテン



▲緑のカーテンの仕組み

緑のカーテンは、つる性植物を窓際のネットに這わせ、葉陰により夏の日差しをやわらげて室温の上昇を抑える自然のカーテンです。

都市のヒートアイランド現象の緩和にも寄与し、植物の生体活動による大気中の二酸化炭素の吸収が期待され、省エネ効果で家計にやさしく、地球環境にやさしい取り組みです。

平成18年から尾久小学校、平成19年から第二峡田小学校、平成21年からは峡田小学校や日暮里幼稚園などへ緑のカーテンが広がっています。平成24年度からは、NPO法人エコ生活ひろめ隊に、緑のカーテン事業を委託して実施しています。令和5年度は「緑のカーテン用苗配布」等を次ページのように開催しました。



▲あらかわエコセンター緑のカーテン

令和5年度 緑のカーテン講習会・緑のカーテン用苗配布・団体サポート・環境学習等開催実績

開催日	テーマ 及び 会場	実施者	参加人数
5月14日(日)	緑のカーテン用苗配布会(あらかわエコセンター内2階)	NPO 法人エコ生活ひろめ隊	191名
5月16日(火)	プランターde 夏野菜の緑のカーテン		20名
5月17日(水)	東尾久保育園・モミジヒルガオ苗の配布と指導		2名
5月19日(金)	尾久小学校 4年生環境学習・ゴーヤとモミジヒルガオの緑のカーテン		80名
5月20日(土)	プランターde 花の緑のカーテン		18名
5月26日(金)	生涯学習センター・ゴーヤとモミジヒルガオの緑のカーテン設置と指導		23名
6月4日(日)	スタート町屋・ゴーヤとモミジヒルガオ・インゲン・バタフライピーの設置と指導		5名
6月9日(金)	西尾久みどり保育園・モミジヒルガオの苗配布と指導		3名
6月13日(火)	南千住さくら保育園・ゴーヤ苗配布と指導		2名
11月4日(土)	スタート町屋・えんどう設置と指導		4名
12月3日(日)	緑のカーテン de クリスマスリース作り		16名
合計			

② 自然観察会



荒川区内・区外を問わず、海辺・川辺・山・公園などを歩き、動物・植物などを観察する会です。

自然観察を通じて、少しずつ生き物を知ることにより、自然環境保全について学びます。

また、都立尾久の原公園で公園サービスセンターが開催する自然観察会には環境課から講師を派遣し、生き物の解説や生き物探そうシートの資料提供等を行っています。

▲自然観察会「ビオトープのヤゴをつかまえよう」

令和5年度に開催した区主催の自然観察会と参加者数

(合計 38名)

開催日	テーマ	観察場所	参加人数
5月20日(土)	ビオトープのヤゴをつかまえよう	あらかわエコセンター	11名
9月30日(土)	Biome (バイオーム) も使って河原の昆虫観察	荒川河川敷	17名
2月20日(火)	新宿御苑桜の観察会	新宿御苑	10名

令和5年度に開催された尾久の原公園自然観察会と参加者数

(合計 144名)

開催日	テーマ	観察場所	参加人数
4月23日(日)	春のチョウ	尾久の原公園	27名
5月21日(日)	バンの子育て&春の日本に来た鳥		16名
6月18日(日)	バッタの幼虫と初夏のトンボたち		29名
7月30日(日)	夏のセミ		14名
8月27日(日)	草地のバッタ		19名
9月24日(日)	秋の鳴く虫探し		11名
10月15日(日)	秋のトンボとバッタ		荒天中止
11月19日(日)	昆虫やクモの隠れ家		13名
12月17日(日)	越冬昆虫		4名
1月21日(日)	公園の鳥		荒天中止
2月18日(日)	冬のカモ		3名
3月17日(日)	早春の野鳥と草花		8名

③ 区内の動植物や野菜の育て方を紹介する動画の配信

新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけに、区内の動植物や野菜の育て方を紹介する動画を区公式 YouTube チャンネルに掲載し、ご自宅等でも環境について学んでいただける機会を提供しています。

掲載動画タイトル

- ・あらかわいきもの大発見
  - 「ゴマダラチョウ」編 「ヒヨドリ」編
  - 「モズ」編 「バン」編
  - 「メジロ」編 「カワセミ」編
- ・ヤゴがあかむし食べるもぐもぐタイム
- ・スズメのきょうだいなかよし砂風呂タイム
- ・カラスにハンガーをとらせない「カラスヒモ」のススメ
- ・ごみ集積所のカラス対策 量産型サクとは
- ・樹木医が解説！荒川区の桜について
  - 1 はじめに
  - 2 河津桜
  - 3 寒緋桜
  - 4 これから見ごろを迎える桜
- ・動画でわかる！枝豆の育て方
- ・枝豆の育て方 その後の成長記録
- ・三河島菜の成長記録
- ・農園講座 三河島菜・小松菜の育て方
- ・農園講座のジャガイモ



▲樹木医が解説！荒川区の桜について



#### ④ あらかわエコジュニアクラブ

平成30年度に発足した、小学4～6年生が対象の会員制の活動です。令和5年度は、28名のメンバーが参加し「水環境とSDGs」をテーマにして、年12回の講座を実施しました。

#### 令和5年度のあらかわエコジュニアクラブ（第6期生）

回数	開催日	テーマ	場所	参加人数
1	4月22日（土）	発足式・海のサイエンス～汚れた砂浜を救い出せ	あらかわエコセンター	26名
2	5月13日（土）	春のバスツアー（習志野市谷津干潟自然観察センター見学）	習志野市谷津干潟自然観察センター	20名
3	6月10日（土）	傘のワークショップ	あらかわエコセンター	23名
4	7月22日（土）	動物のワークショップ		18名
5	8月3日（木）	夜の観察会「セミの羽化」	荒川公園	20名
6	9月23日（土）	秋のバスツアー（埼玉県立川の博物館・秩父ふるさと村見学）	埼玉県立川の博物館・秩父ふるさと村	18名
7	10月7日（土）	荒川の環境と生き物	あらかわエコセンター	15名
8	11月18日（土）	冬のバスツアー（クリーンエイド体験）	墨田区会場	18名
9	12月16日（土）	苔テラリウム作り	あらかわエコセンター	18名
10	1月20日（土）	防災のワークショップ		15名
11	2月3日（土）	SDGsのニュース①		13名
12	3月16日（土）	SDGsのニュース②・修了式		18名
	合計			222名



▲冬のバスツアー  
（クリーンエイド体験）



▲苔テラリウム作り



▲SDGsのニュース②・修了式

### ⑤ 夏休みエコ教室

令和5年度は、対象ごとに「親子エコ教室」「エコ教室」として各種ワークショップなど全17回の教室を開催しました。

#### 令和5年度の夏休みエコ教室

回数	開催日	内 容	場 所	参加人数
1	7月22日(土)	親子エコ教室「手作り乾電池教室」	あらかわエコセンター	16名
2	7月26日(水)	親子エコ教室「セミの羽化①」	荒川公園	20名
3	7月27日(木)	親子エコ教室「セミの羽化②」		19名
4	7月28日(金)	親子エコ教室「セミの羽化③」		20名
5	8月1日(火)	親子エコ教室「セミの羽化④」		21名
6	8月3日(木)	親子エコ教室「セミの羽化⑤」		47名
7	8月7日(月)	親子エコ教室「プラネタリウムドーム体験」①	ゆいの森あらかわ	21名
8		親子エコ教室「プラネタリウムドーム体験」②		18名
9		親子エコ教室「プラネタリウムドーム体験」③		16名
10	8月10日(木)	親子エコ教室「自分だけのクワガタムシを作ろう」	あらかわエコセンター	19名
11	8月14日(月)	親子エコ教室「マイクロプラスチックで万華鏡作り」		16名
12	8月18日(金)	バナナペーパーでお魚モビール作り		11名
13	8月21日(月)	星砂探しと星座絵作り①		17名
14		星砂探しと星座絵作り②		11名
15	8月22日(火)	科学ラボ「水素の実験」		15名
16	8月23日(水)	干潟のお話とエコデコイ作り①		14名
17		干潟のお話とエコデコイ作り②	10名	
合計				311名



▲親子エコ教室「手作り乾電池教室」



▲親子エコ教室「セミの羽化」



▲科学ラボ「水素の実験」

### (3) 支援事業

#### ① エコフレンド支援事業

あらかわエコフレンド（区の開催したエコフレンド養成講座を修了した区民による環境活動グループ）の、自主的な環境保全活動を支援するための事業を実施しています。

##### ・花ちゃんネットワーク（花と緑の交換会）

育てられなくなったり、増えすぎた草花・樹木や苗などを有効に生かすために、区民が持ち寄り交換する会をあらかわエコフレンドが中心となって開催しています。

提供された苗に提供者の名前と植物の名前や育て方を記入した名札を添付し、緑のネットワークを広げるための工夫を行っています。



▲花ちゃんネットワーク

#### 令和5年度に開催した花ちゃんネットワーク（花と緑の交換会）と参加者数（合計 218名）

開催日	会場	参加人数
6月24日（土）	荒川公園内展示場	115名
10月28日（土）		103名



#### ② 環境サポーター支援事業

「あらかわ環境サポーター」とは、平成16年度から区が開催していた「あらかわ環境まなぼ一教室」の修了生による環境活動団体です。区内に緑を広げるためのサポーター活動を広く展開しています。

##### ア 定例会

毎月1回第2火曜日

##### イ 緑のカーテンの紹介・苗配布を実施

##### ウ 花や野菜の苗配布を実施

##### エ 7月・8月 夏休みエコ教室への協力

区が実施する夏休みエコ教室（夜の自然観察会（セミの羽化 荒川公園））でアシスタントとして協力しています。



▲花や野菜の苗の配布  
（令和元年度）

### ③ NPO法人エコ生活ひろめ隊の活動

前身は平成19年に発足した「緑のカーテンひろめ隊」で、その名のとおり荒川区内で緑のカーテンを普及させて環境への意識の普及啓発を目的とした団体でしたが、平成23年に「NPO法人エコ生活ひろめ隊」と改称して特定非営利活動法人となりました。法人化とともに「地域住民の環境への意識を高め、環境にやさしい暮らし方を広く楽しく普及させること」を目的として活動しています。

#### ア 「緑のカーテン」普及活動

ひろめ隊の中核となる事業で、平成24年度より荒川区の「緑のカーテン事業」を受託しています。

本事業は緑のカーテンの作り方や植物の特性に関する講習、使い終わった緑のカーテンのつるを利用したクリスマスリース作りまで一連の流れで実施しています。このほかにも区内の小学校、保育園、障がい者就労支援施設で緑のカーテンづくりの指導をするなどその普及に努めています。

#### イ あらかわエコセンターでの活動

あらかわエコセンター3階の情報提供コーナーの運営を受託して、エコセンター利用者の案内・指導をしています。

平成28年度から、毎週水曜日の午後1時から5時までと、毎月1回原則第2日曜日の午前9時から午後1時まで、こどもプログラムを実施しています。内容は、月替わりの手作りエコ工作体験、海ごみ紙芝居、魚釣りゲーム等です。日曜日の特別開館日には「x C h a n g e ~キッズ・ベビーのための服交換会」を同時開催しています。

#### ウ エコ生活実践講座

エコ生活ひろめ隊の自主活動で毎月8～9回「エコ生活実践講座」として日常のエコな暮らし方、楽しみ方を実践するための講習会を行っています。

### ④ エコフワード事業者宣言事業

区内で事業活動等を行う事業者の環境活動を支援することにより、「SDGs」の達成に寄与することを目的として、令和2年度から登録の募集を開始しました。

登録事業者の皆様には、二酸化炭素の排出抑制、ごみの減量、リサイクルの推進、環境美化活動の実施等、区の環境保全に貢献する活動に率先して取り組むことを宣言していただき、区からは認定証をお送りするとともに、区ホームページ等で登録事業者の皆様の取組をご紹介します。

※ 登録した宣言事業者数 …… 204社（令和6年3月末現在）



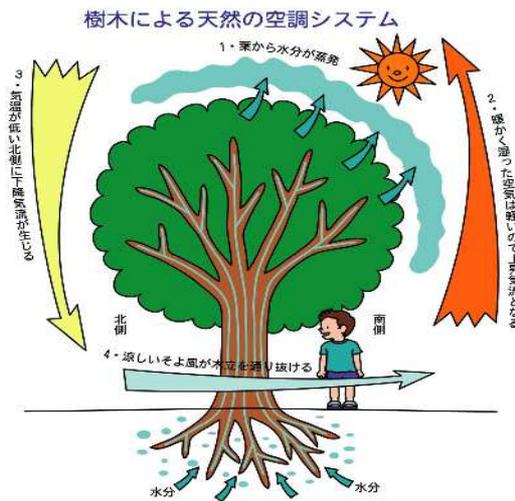
▲認定証

#### (4) 環境学習農園講座

あらかわエコセンターの環境学習農園の一部を利用した環境学習講座を開催しています。

令和3年度に作成したWeb講座の動画（「動画でわかる！枝豆の育て方」令和3年6月23日公開）も引き続き公開中です。

※ 令和5年度はエコセンター工事のため中止



#### (5) 環境区民大賞

環境推進に関わる様々な活動を日頃から積極的に実践している方や、環境推進に関わる優れたアイデアをお持ちの方を積極的に応援していくため、平成23年度に「荒川区環境区民大賞」を創設しました。

平成28年度からは、より多くの方が参加しやすい制度となるよう、部門の改正等を行いました。

平成29年度には、エコポスターコンクール事業を「エコポスター部門」として組み込み、環境保全や環境美化に対する小中学生の意識の啓発を図りました。

令和4年度には、令和3年度から引き続いて、エコポスターに替わり、環境保護をテーマにしたポストカードを募集しました。

令和5年度は、それまで「まちエコ部門」、「美化部門」、「おうちエコ部門生活の部」として募集していたアイデアを「環境活動部門」に統合しました。

作品は、区が作成するポスターやパンフレット等で活用し、広く区民への普及啓発を図りました。

なお、エコポスターの環境区民大賞受賞作品は、表紙に掲載しています。

〔令和5年度応募件数 596件〕

令和5年度の応募件数及び受賞者（大賞7件、特別賞19件、奨励賞32件）

部 門	応募件数	大賞	大賞受賞者名	特別賞	奨励賞
環境活動部門	19件	1件	環境美画	2件	4件
こどもエコ部門 低学年の部	77件	1件	第七峡田小学校 3年(※) 岸 葉那 さん	3件	3件
こどもエコ部門 高学年の部	89件	1件	峡田小学校 6年(※) 荻原 蒼祐 さん	3件	3件
エコレシピ部門	16件	1件	小幡 恵子 さん	2件	3件
エコポスター部門 低学年の部	91件	1件	汐入小学校 3年(※) 横田 結 さん	3件	5件
エコポスター部門 高学年の部	78件	1件	峡田小学校 4年(※) 石川 杏奈 さん	3件	5件
エコポスター部門 中学生の部	226件	1件	第三中学校 2年(※) 杵島 希 さん	3件	9件
合 計	596件	7件		19件	32件

※ 学校名、学年表記は応募時（令和5年度）で記載

[表彰式] 令和6年1月30日（火）サンパール荒川にて開催



## 4 省エネ対策

電力需要が増加する夏季と冬季の最大需要電力の抑制（ピークカット）に着目した省エネ対策を基本として、健康に配慮した施策など、無理のない範囲で省エネ対策を実施しました。



### (1) 夏の省エネ対策（令和5年7月1日～9月30日）

#### ① 区施設における省エネ

〔目的〕

定着している省エネ対策を継続して実行する。

〔内容〕

- ・ 空調の温度管理（室内温度を28℃を目安に努める）、扇風機の活用
- ・ 照明の適切な省エネ
- ・ クールビズの実施（令和5年5月1日～10月31日）

※なお、令和5年度の夏季については、国が家庭や企業に対して節電要請を行ったことを踏まえ、区施設において以下の追加対策を実行しました。

- ・ 各事務室のプリンターや複合機の半数での稼働
- ・ エレベーターの稼働制限など
- ・ 暖房便座の停止
- ・ 自動販売機の照明の停止 など

#### ② あらかわ街なか避暑地

自宅の冷房を停止して、避暑地として区施設を利用していただく「あらかわ街なか避暑地」は、家庭での電気の使用を抑え、区全体の省エネ効果を向上させるだけでなく、高齢者等の熱中症対策として実施しています。

※なお、令和5年度の夏季については、国が家庭や企業に対して節電要請を行ったことを踏まえ、実施しました。

〔施設数〕 55施設（区有35施設、民間20施設）

〔期間〕 令和5年7月1日～9月30日

〔利用者数〕 680, 479名（実施期間中における実施35区施設の来館者数）

### (2) 冬の省エネ対策（令和5年12月1日～令和6年3月31日）

#### ① 区施設における省エネ

〔内容〕

- ・ 空調機の省エネ（室内温度20℃を目安、一斉起動の回避、間欠運転など）
- ・ 照明の適切な省エネ
- ・ ウォームビズの実施（令和5年11月1日～令和6年3月31日）
- ・ その他可能な限り、現在の省エネ対策を継続する

#### ② あらかわ街なかほっとサロン

家庭の暖房を停止し、区施設を利用することで家庭における電気の使用を抑制し、区全体の省エネ効果を向上させることを目的として実施します。

※なお、令和5年度の冬季については、国が家庭や企業に対して節電要請を行わなかったため、ほっとサロンは実施しませんでした。

### (3) 省エネ家電助成事業

省エネ家電の普及を促進し、家庭における二酸化炭素排出量及び電力消費量の削減を図ることを目的として、省エネ家電の購入費用の一部を助成しました。

[対象製品]

エアコン：省エネ基準達成率 100%以上（目標年度 2027 年度）

冷蔵庫：省エネ基準達成率 105%以上（目標年度 2021 年度）

[助成金額]

(1) 助成率 本体購入費用の 4 分の 1

(2) 助成限度額

・荒川区内店舗から購入した場合 50,000 円

・荒川区外店舗から購入した場合 30,000 円

[交付実績]

(1) 交付件数 519 件

(2) 交付額 17,610,000 円

### (4) ネット・ゼロ・エネルギーハウス等購入費助成事業

住宅の省エネルギー化及び創エネルギー化を促進し、脱炭素化社会の実現に寄与するため、ネット・ゼロ・エネルギーハウス等の購入費用の一部を助成しました。

[助成金額]

次のいずれかの少ない額

(1) 住宅購入費用 - 消費税 - 国や都の補助金

(2) 500,000 円

[交付実績]

(1) 交付件数 4 件

(2) 交付額 2,000,000 円



## 5 地球温暖化防止・ヒートアイランド対策

### (1) 地球温暖化対策の推進

区民・事業者・行政等が協働して、荒川区の実情に合った地球温暖化対策を協議及び実践し脱炭素社会を実現するため、平成21年6月に「荒川区低炭素地域づくり協議会（現：荒川区地球温暖化対策協議会）」を設立しました。本協議会は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第26条第1項の規定に基づく、区民、事業者、学識経験者、関係NPO、区、関係行政機関等から成る地域協議会です。

この協議会において、地球温暖化対策を推進するための計画について協議を行い、平成22年10月に「荒川区低炭素地域づくり計画」を策定し、平成28年3月には計画を改定しました。

平成26年度には、本計画に基づく事業をさらに推進していくため、実行委員会を発足しています。

また、これまでの「低炭素社会」に向けた取組をさらに強化し、「脱炭素社会」へ転換していく方向性を具体的に示すため、「荒川区地球温暖化対策実行計画」を令和5年3月に策定しました。



▲荒川区地球温暖化対策協議会

### ○地球温暖化防止講演会

地球温暖化を防止し、持続可能な脱炭素社会を築いていくために、区民に身近なテーマから環境を考えてもらうきっかけとする講演会を開催しました。

開催日	令和6年1月21日（日）
会場	ゆいの森ホール
講師	お天気キャスター 依田 司 氏
内容	「お天気から見える地球の未来 ～私たちにできること～」
参加者数	93名



▲地球温暖化防止講演会

### (2) エコ助成金交付制度

区では、区民・事業者・管理組合による環境に配慮した設備の導入を支援するため、機器等の設置に要する経費の一部を助成しています。令和5年度の実績は、下表のとおりです。

助成対象	助成件数
太陽光発電システム	85件
家庭用燃料電池装置（エネファーム）	4件
家庭用蓄電システム	112件
屋上緑化	2件
壁面緑化	0件
高断熱窓への改修	31件
節水トイレへの改修	179件
宅配ボックス	14件
雨水貯水槽設置	0件
省エネ診断に基づく省エネ設備（事業所）	1件
省エネ診断に基づく省エネ設備（集合住宅）	17件
合計	445件



### (3) 環境交通の推進

#### ○電気自動車（E V）やカーシェアリングの普及促進

ホームページで区内の充電スタンドやカーシェアリングのステーションの紹介など、区民へのPRを行っています。

※荒川区役所本庁舎にはE V用急速充電設備（有償）が設置されています。



▲荒川区役所本庁舎設置のE V用急速充電設備

#### ○シェアサイクル事業

環境交通を推進し、まちの低炭素化を促進することに加えて、

区民の交通利便性等の向上を図るため、令和元年8月1日から

シェアサイクル実証実験を行いました。実証実験において、

シェアサイクルが区民の利便性向上や環境負荷の低減等に効果があると確認ができたため、

令和3年1月29日からシェアサイクル事業の本格実施をしています。

同じプラットフォームによるサイクルポートであれば、区の内外を問わず自転車の貸出・返却ができます。目的地周辺で乗り捨てができるので、「行きは自転車、帰りは歩き」等の手軽な交通手段としても利用できます。現在、区内の公共施設や公園内にサイクルポートを設置しています。

※本サービスの利用には、専用アプリのダウンロード及び利用者登録が必要です。

ポート数：区内60カ所 利用者数：79,609人(令和6年3月現在)

### (4) 水素社会の実現に向けた取組の推進

水素は、エネルギーとして使用する際に二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギー源であり、活用の拡大が期待されています。家庭用燃料電池の設置費用の一部を補助する等、水素エネルギーの普及促進を行っています。

### (5) 交流都市等と連携した森林整備事業

#### ○福島県福島市

友好交流都市である福島市との連携により、森林の保全、地球温暖化防止の促進及び地域交流の推進を目的として「あらかわの森」を設置しました。

また、令和4年度から区民を対象とした森林整備等のイベントを開催し、植樹や森林観察等、実際に自然に触れ、学び・考える機会を区民に提供するため、「あらかわの森」を活用した植樹ツアーを開始しました。

令和5年度のツアーは、11月11日（土）から12日（日）までの1泊2日で実施し、荒川区内在住・在学の小学生とその保護者16組32名が参加しました。



▲「あらかわの森」植樹ツアー集合



▲植樹の様子

### 令和5年度プログラム内容

項目	内容
森林体験	「あらかわの森」で森林の役割やサイクルを学び、枝打ちや苗木の植樹体験等を実施
木工体験	福島市産木材を活用したランプシェード作り
土湯温泉郷自由散策	オニテナガエビ釣り体験、足湯、土湯温泉郷散策等
りんご狩り体験	市内りんご園でのりんご狩り体験

### ○山梨県甲府市

森林との触れ合いを通じて、森と人々の生活や環境との関係についての理解と関心を深めることを目的として、甲武信ユネスコエコパークを有する甲府市と連携し、森林体験を中心とした区民向けツアーを行いました。

令和5年度は、5月27日に「甲府市森林体験ツアー」を実施しました。区内在住・在勤・在学の中学生以上の方に募集を行い、計12名の方の参加がありました。

### 令和5年度プログラム内容

項目	内容
枝切体験・伐倒作業見学	甲府市林政課協力による市有林での枝打ち体験やヒノキ伐採作業の見学
草木染体験	伐採ヒノキの葉を採取し、ビー玉や割りばしを使って様々な模様染色する草木染め体験
印伝づくり体験	伝統工芸士指導のもと、ニホンジカの皮を使った伝統工芸品である印伝漆付けの体験



▲枝切体験



▲草木染体験



▲印伝づくり体験

### ○新潟県村上市

「サケ（鮭）」が遡上する河川源流域の森林整備・保全に取り組む新潟県村上市（交流都市）と連携し、森林の役割やサケについて学ぶツアーを令和5年度から新たに開始しました。

令和5年度は、小学4～6年生とその保護者を対象に、10月28日から29日の1泊2日のツアーを実施しました。親子10組20名が参加しました。



▲塩引き鮭づくり



▲森林体験

## 令和5年度プログラム内容

項目	内容
森林体験	「さけの森林」で森林の役割を学び、枝打ちや苗木の植樹体験等を実施
鮭の博物館見学	イヨボヤ会館で鮭の生態や文化について学習
三面川鮭産漁業協同組合 ふ化場見学	鮭の水揚げや採卵の様子を見学
塩引き鮭づくり体験	村上市伝統の鮭の調理方法である塩引き鮭づくりを体験

### ○都内広域連携事業「多摩の森」活性化プロジェクト

荒川区と東京都及び都内11区市町村は、森林環境譲与税を活用して多摩地域の森林整備等を進めるため、「森林環境譲与税の活用に係る都内連携に関する協定」を令和5年7月31日に締結しました。本協定に基づき設立された『「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会』が連携し、多摩地域の森林整備に取り組みます。複数の自治体が連携して一体的に森林整備を行う取り組みは全国初となります。

令和5年度は、協議会発足後初の森林整備事業となる間伐作業を、あきる野市戸倉地区、乙津地区及び奥多摩町棚沢地区のスギ・ヒノキ林において実施しました。

間伐は、令和5年10月～令和6年1月にかけて実施し、間伐を終えた森林では、明るい光が地表まで差し込むようになりました。

この間伐作業による二酸化炭素吸収量は今後、東京都が実施する森林整備サポート認定制度による認証を受けることとしています。



## 6 環境美化

### (1) 環境美化啓発事業

荒川区内の環境美化推進を図るための各種事業を実施しました。

#### ① 環境美化の日

荒川区まちの環境美化条例では5月30日を環境美化の日と定めるとともに、環境美化の日の前後1か月間（5/15～6/14）を環境美化推進期間として、まちの環境美化に対する意識の向上と美化促進に努めています。

#### ② 環境美化マナーアップキャンペーン

区内主要6駅を中心とした区内各所で、年間計17回の環境美化マナーアップキャンペーンを実施しました。

〔実施場所〕 日暮里、西日暮里、町屋、南千住、三河島、新三河島、熊野前各駅周辺等

#### ③ その他の啓発事業

##### ア 美化掲示板

区内3か所の美化掲示板及びJR西日暮里駅高架下の西日暮里ギャラリーで、美化関連のポスターやちらしを掲示し、環境美化の普及・啓発を行いました。

##### イ 都電、都バスの車内掲示

令和5年5月13日(土)から6月12日(月)まで、都電、都バスの車内に環境美化推進ポスターを掲示しました。



▲美化掲示板（町屋駅前）



### (2) 区民美化活動支援

町会や学校等の地域団体が美化活動を行う場合に、清掃用具貸与等の支援を実施しています。

### (3) 環境美化推進モデル地域の指定

平成8年の「荒川区まちの環境美化条例」の制定を機に、区内各地域で地域団体等による美化活動が積極的に行われるようになりました。平成21年6月には条例を改正施行し、活動団体の自主的な取り組みと、まちの美化意識の向上を一層推進するために、「環境美化推進モデル地域」を指定し、活動を支援しています。



▲藍染川通り地域での清掃活動

令和5年度現在の指定地域

地域	団体	指定日
町屋駅周辺地域	住みよいまちづくり推進委員会	平成15年3月30日
日暮里周辺地域	クリーン日暮里21	平成15年9月20日
藍染川通り地域	NPO法人藍染川通り環境美化推進委員会	平成16年6月30日
南千住東部地域	南千住東部地域を美しくする会	平成17年2月19日
原町会地域	原町会・原中学校	平成17年5月22日

### (4) 喫煙マナー対策

#### ① まちの環境美化条例の施行

平成20年12月に一部改正された「荒川区まちの環境美化条例」が、平成21年6月1日に施行され、喫煙により引き起こされる危険及び迷惑等を防止するため、区内全域で、歩きたばこ・自転車乗車中の喫煙を禁止としました。

また、区内の主要駅周辺を路上喫煙禁止地区に指定し、指定地区内での路上喫煙を禁止としました。路上喫煙禁止地区は、区内主要6駅（日暮里・西日暮里・町屋・南千住・三河島・新三河島）周辺です。平成25年3月に南千住駅、日暮里駅周辺の路上喫煙禁止地区を一部拡大しました。



▲喫煙マナー周知用リーフレット

## ② 荒川区指定喫煙場所

区では、受動喫煙を生じさせることがない地域環境の整備を促進するとともに、道路上での喫煙により引き起こされる危険及び迷惑を防止するため、一般に開放する喫煙所（荒川区指定喫煙場所）を設置しています。

荒川区指定喫煙場所（令和6年3月末時点）

名称	所在地
南千住駅東口指定喫煙場所	南千住 4-1-2
日暮里駅南口指定喫煙場所	西日暮里 2-19-10(紅葉橋階段下)
荒川公園内喫煙所	荒川 2-2-3(荒川公園内)
あらかわ遊園喫煙所	西尾久 8-10-1
センターまちや喫煙所※	荒川 7-50-9
ファミリーマート荒川西尾久一丁目店喫煙スペース※	西尾久 1-25-5
東日暮里五丁目喫煙スペース※	東日暮里 5-52-9
樹屋喫煙スペース※	荒川 3-61-6

※ 荒川区指定喫煙場所設置助成金交付事業を活用して設置した民営の喫煙所

## ③ 「あらかわたばこマナー」の周知

荒川区では条例で定めた喫煙に関するルールを「あらかわたばこマナー」と称し、ポスター等の掲示物を区内各所に掲示することで、区内での喫煙マナーの向上に取り組んでいます。

「あらかわたばこマナー」は、荒川区内で暮らす人や働く人、訪れる人等、全ての人が守るマナーです。

- ・ 区内全域ポイ捨て禁止
- ・ 区内全域歩きながらの喫煙禁止
- ・ 区内全域自転車乗車中の喫煙禁止
- ・ 駅周辺での路上喫煙禁止（日暮里・西日暮里・南千住・町屋・三河島・新三河島）



▲喫煙マナー啓発ポスター

## ④ 喫煙マナー啓発指導員による巡回の実施

啓発指導員が、月曜日～金曜日（年末年始を除く。）の午前7時30分～11時30分、午後3時～7時の時間帯に、区内全域をパトロール車で、路上喫煙禁止地区を中心に徒歩で各2時間巡回しています。



⑤ ポリ看板の配付

喫煙マナーを啓発するポリ看板を、区民の方に配付しています。



▲路上喫煙禁止用



▲ポイ捨て・歩きタバコ禁止用

⑥ 都電停留場への横断幕の設置

都電の区内停留場に、喫煙マナーを啓発する横断幕を設置しています。

設置駅は以下のとおりです。

- ・町屋駅（三ノ輪橋方面・早稲田方面）
- ・熊野前駅（三ノ輪橋方面）
- ・荒川遊園前駅（早稲田方面）
- ・荒川車庫前駅（三ノ輪橋方面）



▲荒川車庫前駅（三ノ輪橋方面）

⑦ 喫煙マナー啓発路面シートの設置（令和5年度で新規設置終了）

区内の歩道各所に、喫煙マナーを啓発する路面シートを設置しています。



▲路上喫煙禁止用



▲ポイ捨て・歩きタバコ禁止用

⑧ 喫煙マナー啓発電柱看板の設置（令和2年度で新規設置終了）

街中の電柱を有効活用し、喫煙マナーを啓発する看板を設置しています。



▲路上喫煙禁止用



▲ポイ捨て・歩きタバコ禁止用

### ⑨ 喫煙マナー啓発ガードパイプ看板の設置

区内のガードパイプ各所に喫煙マナーを啓発する看板を設置しています。



▲路上喫煙禁止用



▲ポイ捨て・歩きたばこ禁止用

### ⑩ 歩きたばこ調査

区内駅周辺5か所で歩きたばこの調査を実施しました。通行人数、歩行喫煙者数、吸いがらのポイ捨て者数の3項目を、1日5回、各30分間計測しました。

#### 駅周辺の歩きたばこ調査の経年変化

	調査項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日暮里駅前	通行人数(人)	10,401	10,318	9,918	9,760	10,368
	歩行喫煙者数(人)	5	11	12	7	10
	吸いがらポイ捨て者数(人)	1	0	2	0	0
	歩行喫煙率(%)	0.05%	0.11%	0.12%	0.07%	0.10%
町屋駅前	通行人数(人)	4,872	4,957	5,308	6,792	6,463
	歩行喫煙者数(人)	5	4	3	2	2
	吸いがらポイ捨て者数(人)	0	1	2	0	0
	歩行喫煙率(%)	0.10%	0.08%	0.06%	0.03%	0.03%
西日暮里駅前	通行人数(人)	9,852	6,900	6,466	7,204	7,167
	歩行喫煙者数(人)	6	5	1	5	10
	吸いがらポイ捨て者数(人)	3	0	0	1	0
	歩行喫煙率(%)	0.06%	0.07%	0.02%	0.07%	0.14%
三河島駅前	通行人数(人)	3,245	2,995	3,948	4,166	4,708
	歩行喫煙者数(人)	5	5	6	8	3
	吸いがらポイ捨て者数(人)	1	1	2	3	3
	歩行喫煙率(%)	0.15%	0.17%	0.15%	0.19%	0.06%
南千住駅前	通行人数(人)	4,009	5,813	6,151	7,535	8,451
	歩行喫煙者数(人)	5	5	3	9	6
	吸いがらポイ捨て者数(人)	1	0	2	2	1
	歩行喫煙率(%)	0.12%	0.09%	0.05%	0.12%	0.07%
合計	通行人数(人)	32,379	30,983	31,791	35,457	37,157
	歩行喫煙者数(人)	26	30	25	31	31
	吸いがらポイ捨て者数(人)	6	2	8	6	4
	歩行喫煙率(%)	0.08%	0.10%	0.08%	0.09%	0.08%

注：歩行喫煙率(%)は、歩行喫煙者数÷通行人数×100で算出しています。

## 7 大気環境

都内の大気汚染\*に最も影響を及ぼしているのは、かつては工場や事業場のばい煙でしたが、各種の対策を行った結果、大幅に改善され、現在の大気汚染の主な原因は、自動車からの排出ガスです。特に問題の多いディーゼル車については、九都県市\*で連携して、平成15年度から走行規制を実施しており、その結果、浮遊粒子状物質\*や二酸化窒素\*に改善傾向が見られるようになりました。

自動車は都市の交通や物流を担っており、生活を便利で豊かにしていますが、その利便性と引き換えに、交通事故以外にも大気汚染や道路騒音などをもたらしています。

大気汚染対策を進めるためには、低公害車\*の普及促進などの自動車排出ガス対策、工場や事業場への対策、大気環境把握のための調査などが必要です。

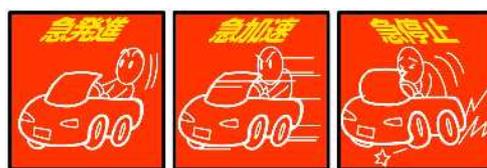
区では、自動車排出ガス対策として、自動車利用の抑制や低公害車の導入促進などについて、区民、事業者、区が協働して行うよう実践と啓発を行っています。また、「駐車時は不要なアイドリングはしない」「経済速度を実行する」など、区が管理する自動車の適正利用に努めています。

### (1) 東京都の大気環境調査

区内の大気環境調査としては、東京都が環境基準\*の達成状況を把握するため、一般環境大気測定局\*を第六瑞光小学校屋上（南千住1-4-11）に設置して、二酸化硫黄\*、一酸化炭素\*、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>\*）、二酸化窒素、光化学オキシダント\*、気象などについて常時測定を行っています。また、平成10年度からは、ダイオキシン類\*調査を、平成23年度からは微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）調査も始めました。令和5年度の測定結果によると、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）、二酸化窒素は環境基準を達成していますが、光化学オキシダントのみ達成できていません。

経年変化については、微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）の環境基準について、平成29年度は達成できませんでしたが、以後は毎年基準を達成しています。また、光化学オキシダントについては改善されていません。

※詳細な調査結果はP56～P60の資料編に記載。

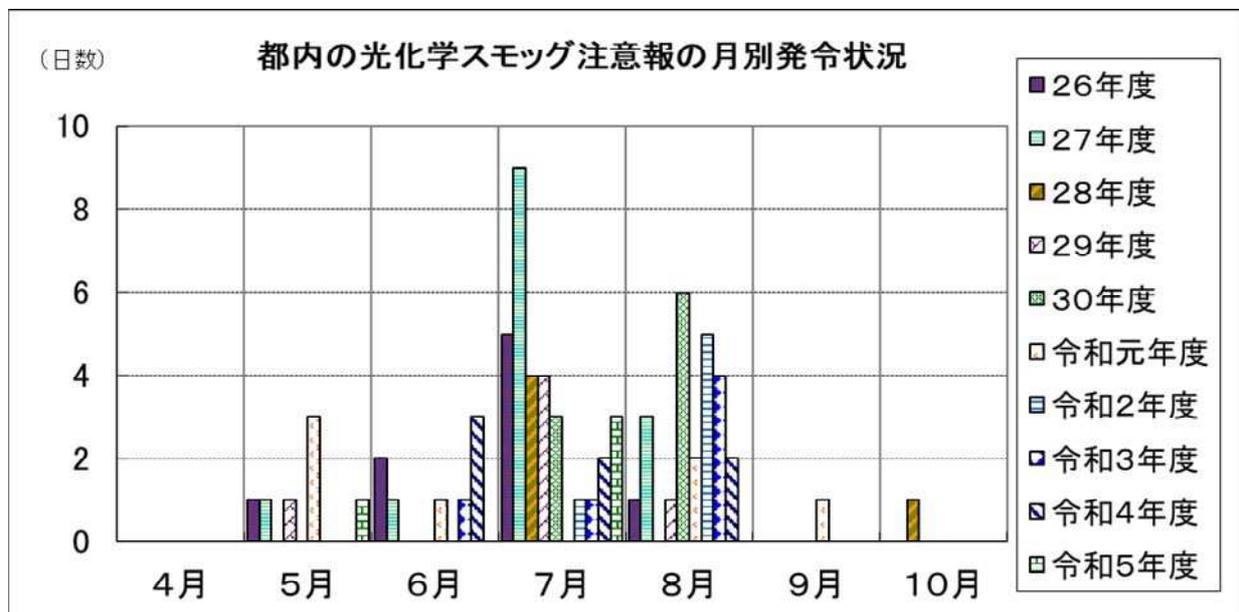


## (2) 光化学スモッグ対策

光化学スモッグは、自動車や塗装工場、印刷工場、ガソリンスタンドなどから排出された窒素酸化物\*と揮発性有機化合物\*が、太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こすことにより発生します。このため、風が弱く、日差しが強い、暑い日に多く発生します。特に太平洋高気圧に覆われる7月と8月は、光化学スモッグが発生しやすい気象条件になります。

光化学スモッグが発生すると、「目がチカチカする」「涙が出る」「のどが痛くなる」などの症状が出ることがあります。このため、東京都では都内を8つの地域に区分し、光化学オキシダント\*濃度の測定結果などを基に、光化学スモッグ注意報などの発令と解除を行っています。荒川区は、台東区、墨田区、足立区、葛飾区とともに区北部地域に属しています。

荒川区では、「荒川区光化学スモッグ緊急時措置要領」に基づき、光化学スモッグ注意報の発令・解除を防災無線などでお知らせして、区民への被害予防に努めています。また、光化学スモッグ注意報・学校情報の発令と解除については、幼稚園や保育園、小・中学校などへ情報を提供し、注意を促しています。



### 光化学スモッグ緊急時の発令基準及び措置

段階	発令基準	措 置		
		協力工場等※	自動車等※	一 般
学校情報	光化学オキシダント濃度 0.10ppm 以上で継続するとき	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外になるべく出ない</li> <li>・屋外運動は差し控える</li> <li>・被害にあったときは、保健所に届け出る</li> </ul>
注意報	光化学オキシダント濃度 0.12ppm 以上で継続するとき	通常の燃料使用量より 20%程度削減勧告	当該地域を通過しないよう協力要請	
警報	光化学オキシダント濃度 0.24ppm 以上で継続するとき	通常の燃料使用量より 40%程度削減勧告		
重大緊急報	光化学オキシダント濃度 0.40ppm 以上で継続するとき	通常の燃料使用量より 40%以上削減命令	東京都公安委員会に道路交通法の規定による措置要請	

※協力工場等、自動車等の措置については、東京都の対応

① 光化学スモッグ注意報の発令状況

(東京都環境局・光化学スモッグの発生状況より作成)

上段：注意報発令回数  
下段( )内：被害届出数(人)

地域		月							計
		5月	6月	7月	8月	9月	10月		
区 東部	千代田、中央、港、 江東、江戸川区	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	
区 北部	荒川、台東、墨田 足立、葛飾区	1 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	
区 西部	新宿、文京、中野、杉並、 豊島、北、板橋、練馬区	1 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	
区 南部	品川、目黒、大田、 世田谷、渋谷区	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	
多摩 北部	武蔵野、小平、東村山、 東大和、清瀬、東久留米、 武蔵村山、西東京市	0 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	
多摩 中部	立川、三鷹、府中、昭島、 調布、小金井、国分寺、 国立、狛江市	0 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	
多摩 西部	青梅、福生、羽村、 あきる野市、 瑞穂、日の出、奥多摩町、 檜原村	0 (0)							
多摩 南部	八王子、町田、日野、 多摩、稲城市	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	
注意報発令延べ回数		4	0	14	0	0	0	18	
注意報発令日数		1	0	3	0	0	0	4	
(被害届出数・人)		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	



② 光化学スモッグの年度別注意報発令日数及び被害届出数・人

区分	年度										令和				
	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	元	2	3	4	5
注意報(日)	7	20	9	4	17	9	14	5	6	9	7	6	6	7	4
(区北部)	(0)	(9)	(2)	(2)	(5)	(2)	(3)	(1)	(5)	(2)	(1)	(1)	(2)	(2)	(3)
被害届出数(人)	0	18	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注：警報の発令は東京都全体で昭和45年に1日、49年に1日、50年に1日の3回ありました。  
光化学スモッグに関する東京都の地域区分は、平成9年度までは4地域、平成10年度以降は  
8地域で、荒川区は平成9年度までは東部、平成10年度以降は区北部に含まれます。

## 8 河川環境

### ① 隅田川の水質調査結果

荒川区では、隅田川水系浄化対策連絡協議会\*の合同水質調査を含め、令和5年度には尾竹橋で毎月1回の年12回、小台橋で9月と2月の年2回水質調査を行いました。また、令和5年6月には、尾竹橋において水質調査と同時に底質\*調査も行いました。

※水質及び底質の経年調査結果はP61、P62の資料編に記載。

測定項目	採水地点	4月 12日 (水)	5月 10日 (水)	6月 7日 (水)	7月 5日 (水)	8月 2日 (水)	9月 6日 (水)	10月 4日 (水)	11月 1日 (水)	12月 6日 (水)	1月 10日 (水)	2月 1日 (木)	3月 7日 (木)	平均	75% 水質 値*	最大	最小
天候	前日	晴	晴	曇	晴	曇時々 雨	晴	晴	晴	曇	晴	晴	雨のち 曇	—	—	—	—
	当日	晴	晴	晴	曇	晴	曇	曇	晴	晴	晴	晴	曇	—	—	—	—
満潮時刻		7:18	6:37	5:50	5:11	4:33	9:09	8:41	7:10	11:31	5:09	8:13	14:24	—	—	—	—
潮位(m)		2.46	2.60	2.72	2.80	2.83	2.48	2.64	2.66	2.31	2.59	2.54	2.31	—	—	—	—
干潮時刻		14:53	13:55	13:08	12:11	11:29	13:25	13:36	12:53	4:42	10:21	14:55	9:50	—	—	—	—
潮位(m)		1.18	0.97	0.79	0.84	0.78	2.10	1.91	1.82	1.55	1.99	1.46	1.96	—	—	—	—
採水時刻	小台	—	—	—	—	—	11:05	—	—	—	—	10:50	—	—	—	—	—
	尾竹	10:00	10:00	10:00	10:00	10:00	10:00	10:00	10:00	10:00	10:00	10:00	10:00	—	—	—	—
気温(℃)	小台	—	—	—	—	—	34.0	—	—	—	—	15.5	—	—	—	—	—
	尾竹	24.5	21.0	28.0	28.0	34.0	34.0	20.5	21.0	12.0	7.5	15.5	7.0	—	—	—	—
水温(℃)	小台	—	—	—	—	—	29.0	—	—	—	—	13.5	—	—	—	—	—
	尾竹	20.0	20.5	21.5	26.5	29.5	29.0	25.0	21.0	16.5	14.0	13.5	11.5	—	—	—	—
色相	小台	—	—	—	—	—	暗緑色	—	—	—	—	暗緑色	—	—	—	—	—
	尾竹	暗緑色	暗緑色	暗緑色	暗緑色	暗緑色	暗緑色	暗緑色	暗緑色	暗緑色	暗緑色	暗緑色	暗緑色	—	—	—	—
臭気	小台	—	—	—	—	—	微下水臭	—	—	—	—	微下水臭	—	—	—	—	—
	尾竹	微下水臭	微下水臭	微下水臭	微下水臭	微下水臭	微下水臭	微下水臭	微下水臭	微下水臭	微下水臭	微下水臭	微下水臭	—	—	—	—
透視度	小台	—	—	—	—	—	75.0	—	—	—	—	60.0	—	67.5	—	75.0	60.0
	尾竹	88.0	64.0	56.0	64.0	48.0	100超	58.0	100超	100超	100超	100超	58.0	78.0	—	>100	48.0
水素イオン 濃度(pH)	小台	—	—	—	—	—	7.35	—	—	—	—	7.27	—	7.31	—	7.35	7.27
	尾竹	7.55	7.15	7.28	7.25	7.83	7.36	7.42	7.46	7.07	7.32	7.30	7.31	7.36	—	7.83	7.07
溶存酸素量 (mg/L)	小台	—	—	—	—	—	3.22	—	—	—	—	6.49	—	4.86	—	6.49	3.22
	尾竹	6.40	1.10	4.87	4.44	1.62	1.82	4.16	4.44	6.23	6.43	6.19	6.86	4.55	4.16	6.86	1.10
生物化学的酸素 要求量(mg/L)	小台	—	—	—	—	—	1.89	—	—	—	—	1.65	—	1.77	—	1.89	1.65
	尾竹	2.45	4.17	2.77	1.36	3.96	2.57	1.86	1.22	1.58	1.51	1.54	4.29	2.44	2.77	4.29	1.22
化学的酸素 要求量(mg/L)	小台	—	—	—	—	—	3.83	—	—	—	—	5.88	—	4.86	—	5.88	3.83
	尾竹	6.48	6.83	3.54	5.31	6.62	5.70	5.86	3.66	5.71	4.10	5.60	5.30	5.39	5.86	6.83	3.54
浮遊物質 量(mg/L)	小台	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—	8	—	7	—	8	5
	尾竹	4	2	10	15	6	2	10	4	4	4	5	6	6	—	15	2
塩化物イオン (mg/L)	小台	—	—	—	—	—	33	—	—	—	—	2430	—	1232	—	2430	33
	尾竹	473	246	25	36	436	330	923	1570	3330	6420	4350	4530	1889	—	6420	25
大腸菌数 (CFU/100ml)	小台	—	—	—	—	—	940	—	—	—	—	160	—	550	—	940	160
	尾竹	—	—	1600	—	—	3600	—	—	270	—	120	—	1398	—	3600	120
メレンブル活性 物質(mg/L)	小台	—	—	—	—	—	0.046	—	—	—	—	0.021	—	0.034	—	0.046	0.021
	尾竹	—	—	0.024	—	—	0.049	—	—	0.019	—	0.027	—	0.030	—	0.049	0.019
リン酸性リン (mg/L)	小台	—	—	—	—	—	0.425	—	—	—	—	0.447	—	0.436	—	0.447	0.425
	尾竹	—	—	0.423	—	—	0.547	—	—	0.371	—	0.324	—	0.416	—	0.547	0.324
全リン (mg/L)	小台	—	—	—	—	—	0.435	—	—	—	—	0.474	—	0.455	—	0.474	0.435
	尾竹	—	—	0.458	—	—	0.554	—	—	0.423	—	0.357	—	0.448	—	0.554	0.357
アンモニア性 窒素(mg/L)	小台	—	—	—	—	—	0.890	—	—	—	—	2.33	—	1.61	—	2.33	0.890
	尾竹	—	—	0.993	—	—	1.43	—	—	1.77	—	2.91	—	1.78	—	2.91	0.993
全窒素 (mg/L)	小台	—	—	—	—	—	5.54	—	—	—	—	10.0	—	7.77	—	10.0	5.54
	尾竹	—	—	6.04	—	—	7.75	—	—	9.52	—	10.2	—	8.38	—	10.2	6.04

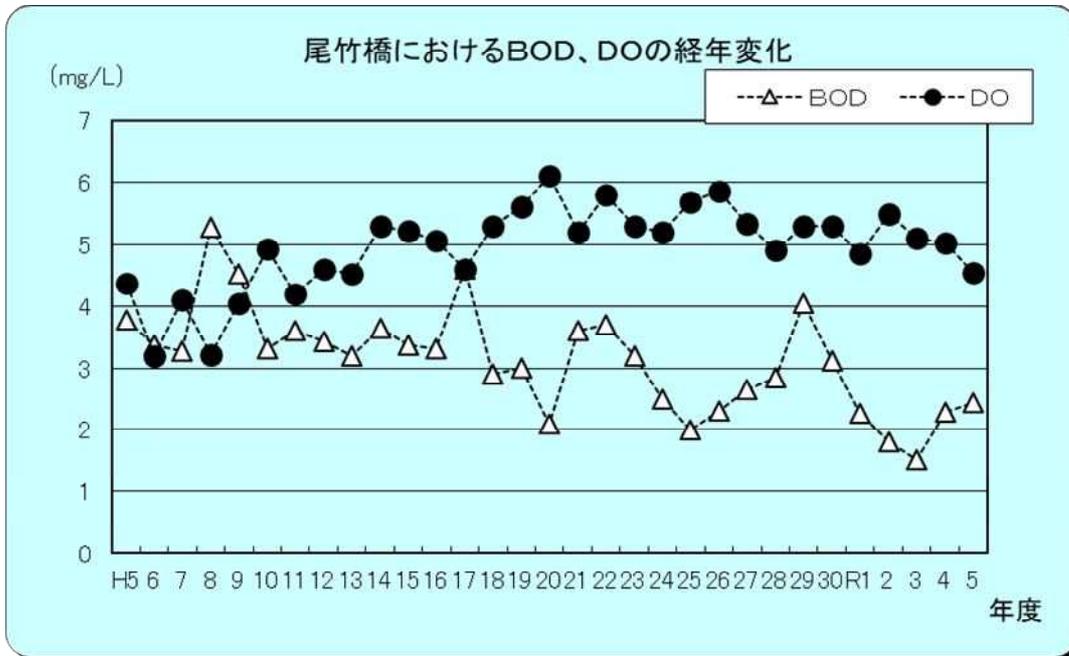
注：採水地点の小台は小台橋、尾竹は尾竹橋を示し、どちらも橋中央の下流側で採水しました。表中の網掛けの数値は、環境基準\*未達成を示します。満潮時刻・干潮時刻・潮位は、気象庁の潮汐観測資料から引用しました。

注：令和4年度から測定項目の大腸菌群数を大腸菌数に変更しました。

## ② 隅田川の水質・底質の経年変化

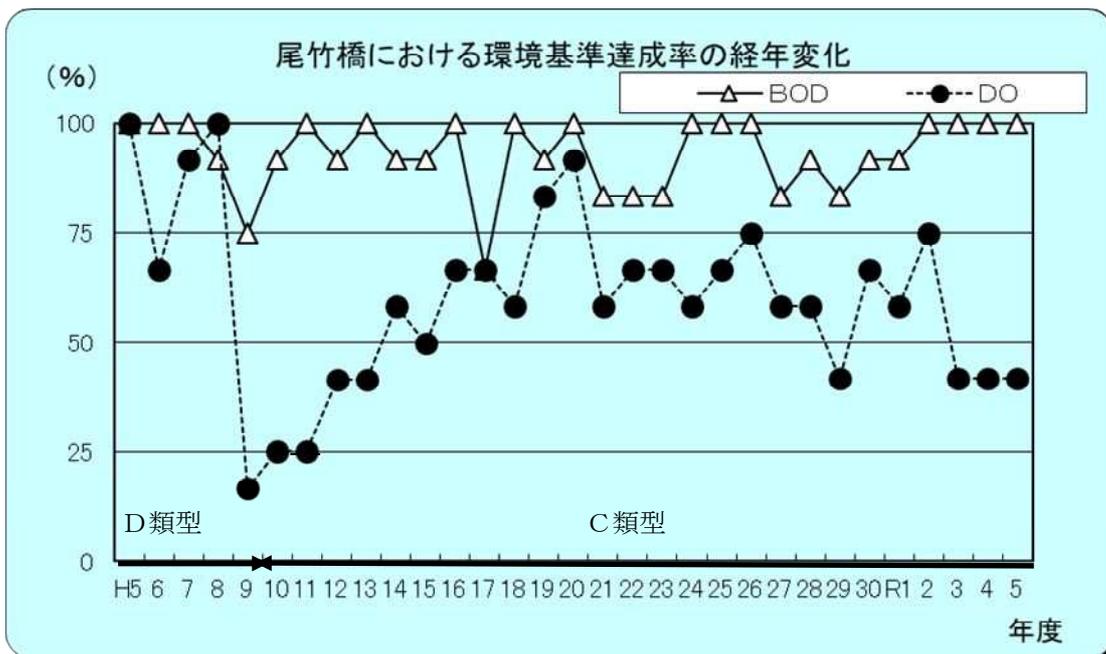
水質調査の結果に基づき、尾竹橋での生物化学的酸素要求量\*（以下BOD）と溶存酸素量\*（以下DO）の経年変化を下記のグラフにしました。

年度によりばらつきはありますが、長期的に見た場合BODは減少しています。DOは増加していましたが、平成21年頃からは横ばいの傾向にあります。



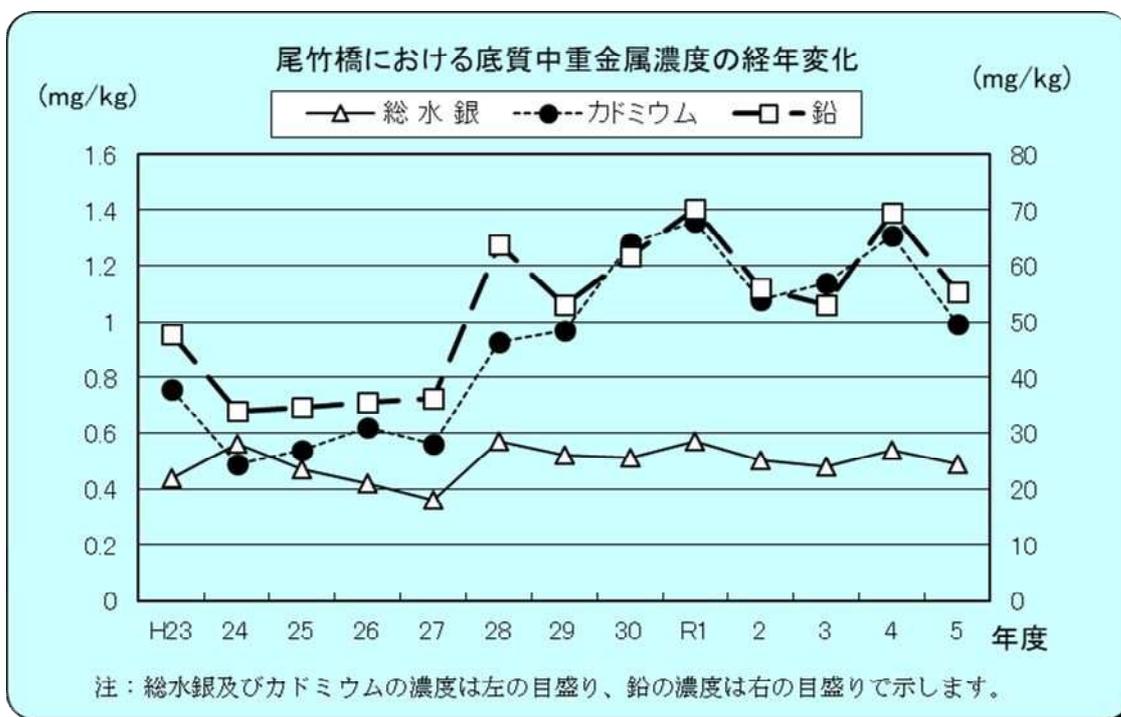
環境基準達成率の経年変化は次のとおりです。

BODは近年高い達成率で推移しており、令和5年度は100%でした。DOは環境基準未達成の状況が続いており、令和5年度は42%でした。なお、平成9年度に隅田川の環境基準\*の水域類型\*がD類型からC類型に変更され、基準が厳しくなったため、一時的に達成率が大幅に減少しました。



令和5年度の尾竹橋の底質\*調査では、底質の性状は暗灰色の泥状で、経年的にも同じような状況で推移しています。底生生物として、イトミミズとゴカイ類が確認できました。

底質中の重金属濃度の経年変化は以下のとおりです。

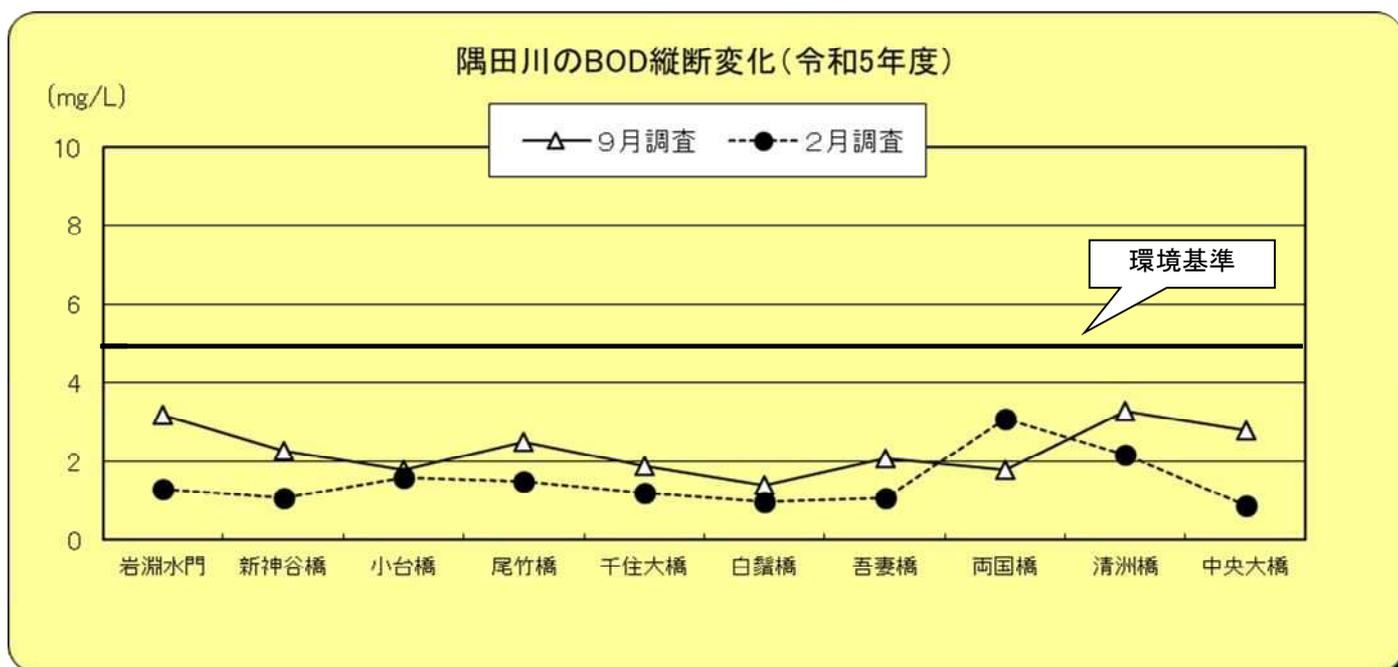


### ③ 水質の縦断変化

隅田川水系（隅田川、新河岸川、石神井川、白子川）流域の8区で構成される隅田川水系浄化対策連絡協議会では、昭和53年度から年2回（9月と2月）の合同水質調査を実施しています。

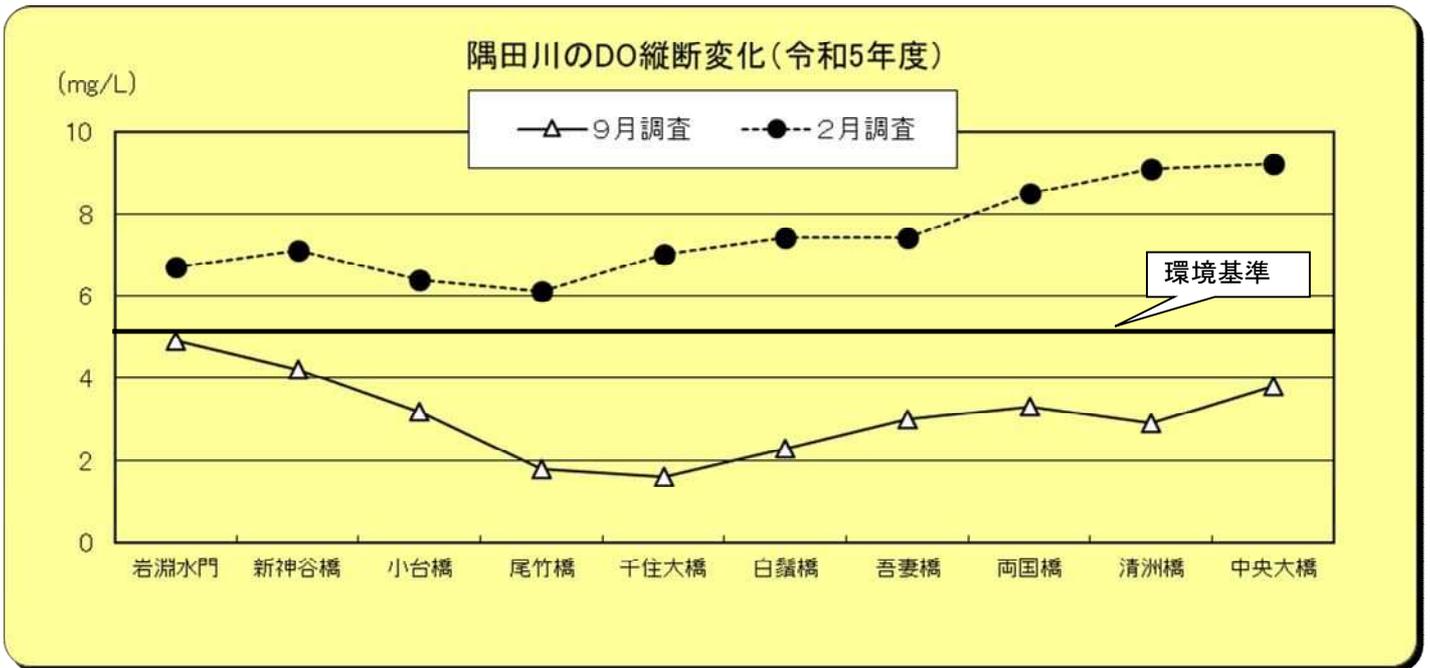
合同水質調査に基づき、BODとDOの縦断変化をグラフにしました。

隅田川では年間を通して環境基準以下となりました。



注：BODの環境基準は、5mg/L以下です。数値が小さいほど水質が良くなります。

隅田川ではDOは9月に10地点全てで環境基準の超過がありました。



注：DOの環境基準は、5mg/L以上です。数値が大きいほど水質が良くなります。

※詳細な隅田川水系浄化対策連絡協議会・合同水質調査結果（1回・2回）はP63、P64の資料編に記載。



## 9 騒音・振動

騒音・振動の発生源としては、自動車や鉄道などの交通機関から発生するもの、工場や事業場から発生するもの、建物の建築や道路工事に伴うものなど多種多様です。また、近年は、飲食店などの営業に伴う騒音や一般家庭の日常生活から出る騒音が大きな問題になっています。

騒音や振動は、直接健康を害するとは限りませんが、生活している場の近くで発生することが多いため、いらだたしさや不快感を与え、作業能率の低下や睡眠の妨げになるなど、公害苦情の原因になりやすい現象です。

### 音のめやす

デシベル	めやす
120	飛行機のエンジン近く
110	自動車のクラクション(前方2m)
100	電車が通るガード下
90	大声、騒々しい工場内
80	地下鉄の車内(窓を開けた時)
70	掃除機、騒々しい事務所
60	静かな乗用車、普通の会話
50	静かな事務所
40	深夜の街、図書館
30	ささやき声
20	木の葉のふれあう音

### 振動のめやす

デシベル	めやす
90	吊り下げ物は大きく揺れ、座りの悪い置物が倒れることがある
80	棚にある食器類が音をたてることがある
70	電灯などの吊り下げ物がわずかに揺れる
60	屋内にいる人の一部がわずかな揺れを感じる
50	人に感じない程度

※建設工事の騒音・振動における規制基準(法・条例)についてはP65の資料編に記載。

### (1) 自動車騒音の常時監視

自動車騒音の常時監視とは、騒音に係る環境基準\*に基づき、自動車の騒音が支配的な道路に面する地域で騒音測定及び環境基準達成状況の評価を行うものです。

令和5年度は以下のとおり、騒音規制法に基づく自動車騒音の常時監視に係る調査を台東川口線と上野尾竹橋線において実施しました。

評価対象道路	測定期間	測定地点	評価区間	区間数	延長(km)
台東川口線 (都道58号線)	令和6年1月 31日(水)13時 ～2月1日(木)13時	東日暮里5-42地先	東日暮里5-13から 西日暮里5-14まで	1	1.2
上野尾竹橋線 (都道313号線)		町屋8-3地先	町屋3-20から 町屋6-18まで	1	0.4

測定結果は下表のとおりです。

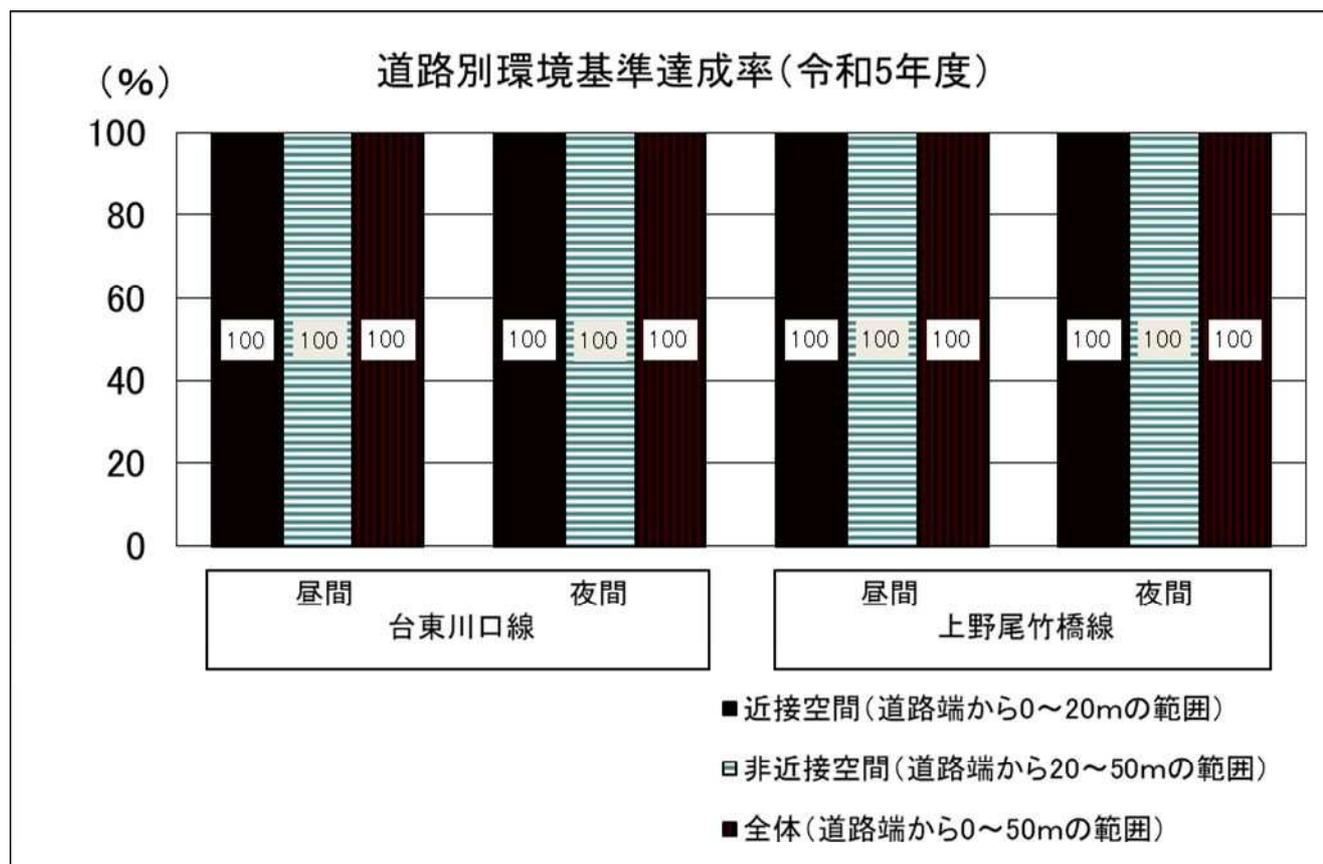
評価対象道路	時間帯	等価騒音レベル(dB)	環境基準(dB)	交通量(台/時間帯)					大型車混入率(%)	平均速度(km/h)
				大型I	大型II	小型	二輪	合計		
台東川口線 (40850)	昼間	68	70	618	1,326	11,238	1,122	14,304	14.7	51.2
	夜間	65	65	138	324	2,094	144	2,700	18.1	54.5
上野尾竹橋線 (41810)	昼間	63	70	168	912	7,536	846	9,462	12.5	41.5
	夜間	60	65	12	120	1,398	126	1,656	8.6	43.4

注：時間区分の昼間は6時～22時、夜間は22時～6時を示します。

大型Iとは大板プレートでナンバーの頭文字が1,2,8,9,0のもの、大型IIとは中板プレートでナンバーの頭文字が1,2,8,9,0のものをいいます。

大型車混入率とは、四輪車の合計のうち、大型の合計の割合をいいます。

面的評価\*の結果を道路端から50mの範囲の環境基準達成率としてグラフにしました。



調査した道路全体で、環境基準達成率は、昼間100.0%、夜間100.0%でした。

なお、環境基準達成率とは、評価範囲内の住宅のうち、環境基準\*を達成した住宅の割合をいいます。

#### 環境基準達成状況

評価対象道路	評価区間数	延長(km)	時間帯	全体			近接空間			非近接空間		
				非達成戸数	達成戸数	達成率(%)	非達成戸数	達成戸数	達成率(%)	非達成戸数	達成戸数	達成率(%)
台東川口線 (40850)	4	1.2	昼間	0	2,939	100.0	0	1,436	100.0	0	1,503	100.0
			夜間	0	2,939	100.0	0	1,436	100.0	0	1,503	100.0
上野尾竹橋線 (41810)	2	2.0	昼間	0	4,356	100.0	0	2,350	0	0	2,006	100.0
			夜間	0	4,356	100.0	0	2,350	0	0	2,006	100.0
2道路全体	6	3.2	昼間	0	7,295	100.0	0	3,786	100.0	0	3,509	100.0
			夜間	0	7,295	100.0	0	3,786	100.0	0	3,509	100.0

注：評価範囲全体とは、道路端から50m範囲の事です。

近接空間とは、道路端から20mの範囲の事です。非近接空間とは、評価区間のうち、近接空間以外の場所を指します。

注：達成率は小数点第二位に四捨五入を行い算定しています。



▲自動車騒音常時監視(騒音計)

## (2) 道路交通騒音・振動

荒川区では、道路交通による騒音・振動測定及び交通量の調査を、日光街道、明治通り、尾久橋通り、尾竹橋通り（荒川三丁目と町屋三丁目の2地点）、日暮里中央通り、旭電化通りの7地点で実施し、東京都環境局へ報告しています。

令和5年度の調査では、日光街道・明治通り・日暮里中央通りの3道路の調査地点で昼間、夜間ともに騒音の環境基準\*を超えました。

また、騒音規制法の要請限度については、日光街道の調査地点で夜間のみ振動規制法の要請限度\*を超えました。②の表で過去の結果と比較すると、全体的に横ばいであることがわかります。

振動については、全測定地点で振動規制法の要請限度\*を下回りました。また、③の表のとおり、測定結果は毎年ほぼ横ばいで推移しています。

※騒音・振動に係る環境基準・要請限度については参考としてP66、P67の資料編に記載。



▲道路交通騒音・振動調査機器



▲振動計のピックアップ

① 道路交通騒音・振動調査結果

道路名 調査地点	地域	測定期間 ／ 交通量 測定日	騒音距離 ／ 振動距離	時間 帯	騒音 (dB)	振動 (dB)	交通量 (台/h) (7~19時の平均)				大型車 混入率 (%)
							大型	小型	二輪	合計	
日光街道(国道) 南千住 1-59	商業	5/15~19	4.2m	昼間	74 ×	43	376	2012	191	2579	14.6
		5/16	4.5m	夜間	72 ※	40					
明治通り(都道) 荒川 2-2	商業	5/22~26	4.3m	昼間	71 ×	42	258	1486	106	1849	13.9
		5/23	4.6m	夜間	68 ×	36					
尾久橋通り(都道) 東尾久 2-43	商業	11/6~10	6.7m	昼間	68	42	304	1437	77	1818	16.7
		11/7	6.9m	夜間	65	33					
尾竹橋通り(都道) 荒川 3-67	商業	6/19~23	4.5m	昼間	65	26	75	506	46	627	12.0
		6/20	4.5m	夜間	60	22					
尾竹橋通り(都道) 町屋 3-8	商業	9/25~29	4.4m	昼間	64	22	84	555	66	705	11.9
		9/26	4.5m	夜間	61	17					
日暮里中央通り (区道) 東日暮里 6-17	商業	10/23~27	3.5m	昼間	66 ×	41	78	435	38	551	14.2
		10/24	4.1m	夜間	63 ×	33					
旭電化通り(区道) 東尾久 7-2	近 商	10/16~20	4.5m	昼間	61	40	49	259	27	335	14.6
		10/17	3.8m	夜間	55	31					

注：騒音測定値は等価騒音レベルを示します。

振動測定値は80%レンジ上端値を示します。

騒音・振動距離は、対象道路の車道端からマイクロホン（騒音）、ピックアップ（振動）までの水平距離を示します。

騒音レベルの×印は環境基準を超えていることを示します。

※は環境基準及び要請限度を超えていることを示します。

交通量については、7時台から18時台までの各時間帯で通行車両数を10分間計測し、6倍して各時間の交通量としました。

騒音の昼間は6時~22時、夜間は22時~6時、振動の昼間は8時~20時、夜間は20時~8時です。

車種分類については、バス・普通貨物車・大型特殊車を大型車、乗用車・小型貨物車を小型車、自動二輪車・原動機付自転車を二輪車としました。

大型車混入率は、大型車・小型車・二輪車の合計に対する大型車の割合です。



## ② 騒音の経年変化

単位：デシベル

道路名 調査地点	時間帯	環境 基準 (dB)	要請 限度 (dB)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
日光街道 (国道) 南千住 1-59	昼間	70	75	74	74	73	74	74	73	72	73	74	74
	夜間	65	70	72	73	72	72	72	72	70	71	72	72
明治通り (都道) 荒川 2-2	昼間	70	75	69	69	69	70	70	70	71	69	70	71
	夜間	65	70	66	66	66	66	67	68	67	66	66	68
尾久橋通り (都道) 東尾久 2-43	昼間	70	75	71	71	72	73	72	71	72	70	71	68
	夜間	65	70	68	68	68	67	70	69	69	68	69	65
尾竹橋通り (都道) 荒川 3-67	昼間	70	75	65	66	65	66	66	65	67	65	66	65
	夜間	65	70	60	61	60	60	61	62	62	60	61	60
尾竹橋通り (都道) 町屋 3-8	昼間	70	75	68	66	66	67	67	69	67	68	65	64
	夜間	65	70	65	63	64	65	65	68	65	65	61	61
日暮里中央通り (区道) 東日暮里 6-17	昼間	65	75	67	67	65	67	67	68	66	66	67	66
	夜間	60	70	64	62	61	62	62	61	61	62	63	63
旭電化通り (区道) 東尾久 7-2	昼間	65	75	64	64	63	63	64	63	62	62	62	61
	夜間	60	70	60	59	59	58	58	57	58	57	57	55

注： ■ は環境基準を超えていることを示します。

■ は環境基準及び要請限度を超えていることを示します。

騒音の測定及び評価は、等価騒音レベルで行いました。

- ・令和元年度の日暮里中央通りの調査は第二日暮里小学校敷地内で行いました。
- ・令和2年度以降の日暮里中央通りの調査はふらっとにっぽり（荒川区立日暮里地域活性化施設）敷地内で行いました。
- ・令和3年度の尾久橋通りでの調査は、機器の不具合により、2日間についての評価になっています。
- ・令和5年度の旭電化通りでの調査は、機器の不具合により、2日間についての評価になっています。



### ③ 振動の経年変化

単位：デシベル

道路名 調査地点	時間帯	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
日光街道 (国道) 南千住 1-59	昼間 8~20	44	45	44	43	44	43	43	42	43	43
	夜間 20~8	43	42	43	42	42	42	40	41	40	40
明治通り (都道) 荒川 2-2	昼間 8~20	43	44	43	43	45	43	42	42	43	42
	夜間 20~8	39	42	39	39	41	39	36	38	37	36
尾久橋通り (都道) 東尾久 2-43	昼間 8~20	40	42	42	41	44	40	42	41	42	42
	夜間 20~8	35	36	35	34	42	36	36	35	35	33
尾竹橋通り (都道) 荒川 3-67	昼間 8~20	40	40	40	41	-	27	26	27	26	26
	夜間 20~8	32	33	34	34	-	25	22	21	22	22
尾竹橋通り (都道) 町屋 3-8	昼間 8~20	40	39	40	42	-	38	28	26	25	22
	夜間 20~8	37	36	37	37	-	32	25	20	19	17
日暮里中央通り (区道) 東日暮里 6-17	昼間 8~20	45	45	45	46	49	43	39	40	39	41
	夜間 20~8	38	37	38	38	41	37	33	32	30	33
旭電化通り (区道) 東尾久 7-2	昼間 8~20	43	46	42	42	40	41	41	40	39	40
	夜間 20~8	36	38	35	34	33	34	33	30	31	31

注：測定値は80%レンジ上端値です。

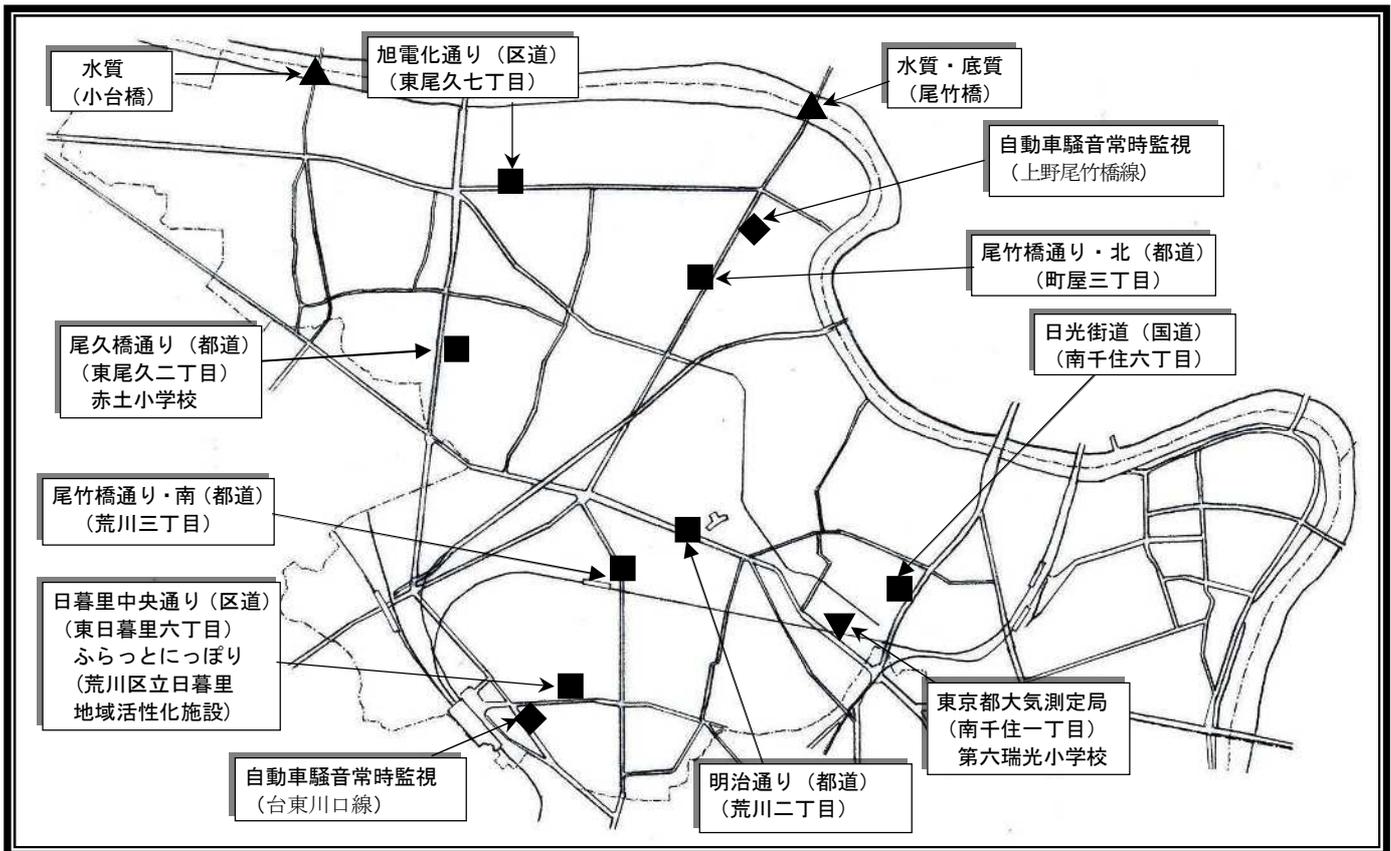
振動は、全ての調査地点で昼間、夜間ともに要請限度を下回りました。

(道路交通振動には環境基準がありません)

- ・令和元年度の日暮里中央通りの調査は第二日暮里小学校敷地内で行いました。
- ・令和2年度以降の日暮里中央通りの調査はふらっとにっぽり（荒川区立日暮里地域活性化施設）敷地内で行いました。
- ・平成30年度の尾竹橋通りでの調査は実施しましたが、機器の不具合により測定不能になっています。



【環境調査地点図】



凡例

▼	東京都一般環境大気測定局	1 地点
▲	隅田川水質・底質調査	2 地点
◆	自動車騒音常時監視	2 路線
■	道路交通騒音・振動調査	7 地点

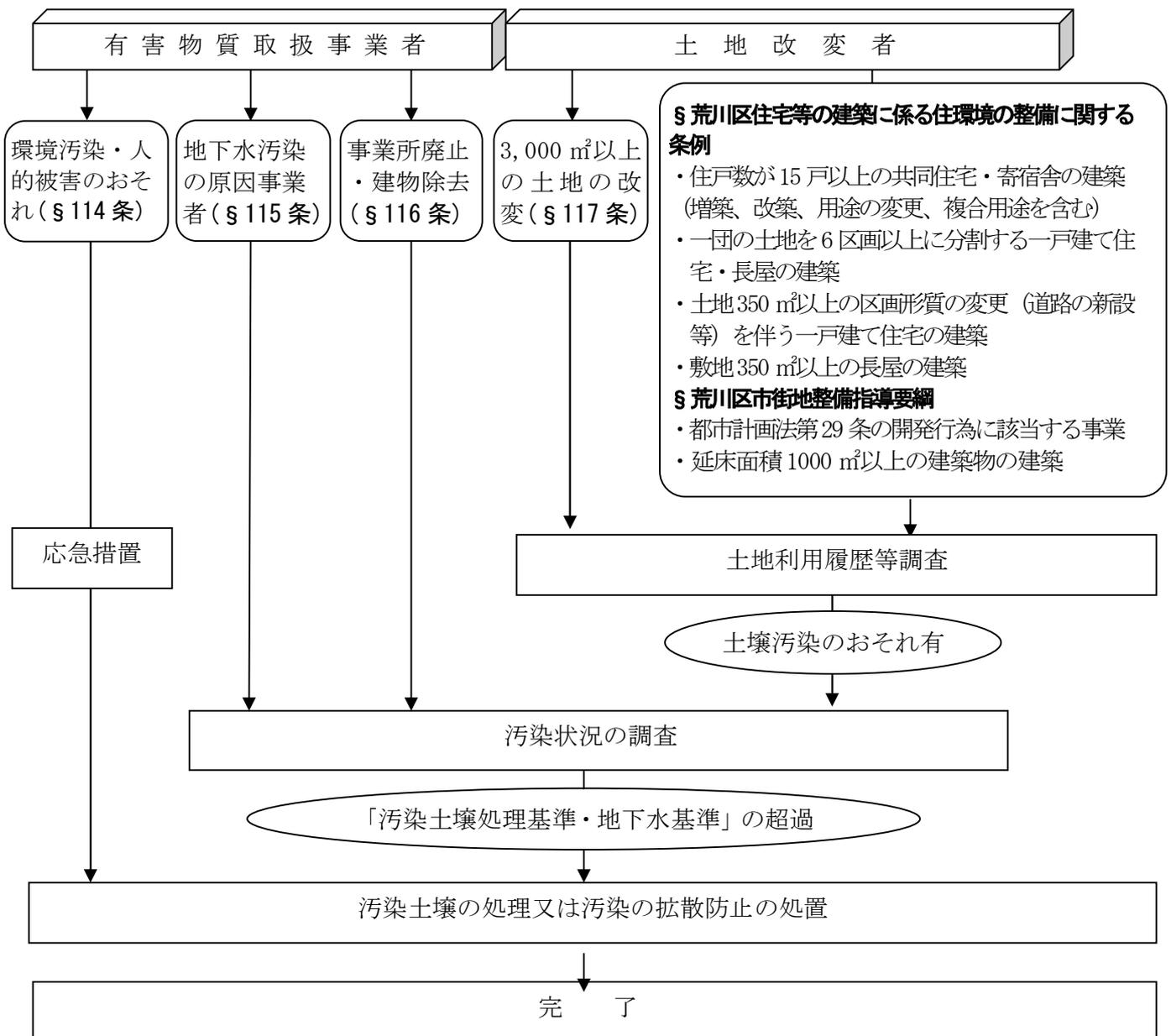
# 10 土壌汚染

近年、住宅街の工場跡地などの再開発に伴い、重金属などによる土壌汚染が判明することが増えて  
います。住宅街での土壌汚染は、大気への飛散や地下水への溶出により拡散する場合もあり、近隣住  
民への健康被害が問題になります。

土壌汚染による被害を防ぐため、東京都では「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平  
成12年12月制定。略称「環境確保条例」）、荒川区では「荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備  
に関する条例」（平成19年9月制定）や「荒川区市街地整備指導要綱」（平成9年9月制定）を制定  
し、有害物質取扱事業者や土地の改変者に対して土壌汚染調査や汚染の拡散防止措置などを義務付け  
ています。また、国においても平成15年2月に「土壌汚染対策法」を施行し、土壌汚染状況の調査、  
公示、指定区域の管理などを規定しています。

「環境確保条例」「荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例」「荒川区市街地整備指導  
要綱」に基づく土壌汚染調査・対策の実施手順は以下のとおりです。

※汚染土壌処理基準値表をP68の資料編に記載。



# 1 1 各種届出

## (1) 工場の認可・届出

環境確保条例では、工場を設置する場合、事業者は工場の建物・機械設備・騒音などの公害の防止対策を記載した認可申請書をあらかじめ荒川区へ提出し、その設置の認可を受けなければなりません。また、工場設置後に施設などを変更しようとする場合にも、あらかじめ変更認可申請が必要です。さらに、設置認可や変更認可を受けた工場は、工場完成後「完成届」を提出し、区長の認定を受けたのちに、操業を開始することができます。この制度は、工場が公害発生源になりやすいため事前に審査指導を行い、公害を未然に防止することを目的としています。また、事業者に対して、規制基準\*、設備構造基準、除害設備付設義務の遵守のほか、設置場所などの制限を課しています。

## (2) 指定作業場の届出

条例では、工場に該当しない事業場で公害発生のおそれのある事業場を「指定作業場\*」と定め、工場に準じた規制を行っています。指定作業場に該当する事業場については、設置の際、あらかじめ届出が義務づけられており、また既に設置している指定作業場が建物・施設の構造、作業の方法などを変更するときにも届出が義務づけられています。

## (3) 特定施設届出

騒音規制法、振動規制法では、工場、事業場に設置されて著しい騒音・振動を発生させるおそれの多い施設を「特定施設」と定め、事前の届出を義務づけています。「特定施設」と定められているのは、印刷機、プレス機、射出成形機などです。この届出により、施設から規制基準を超える騒音・振動を発生させないように、防音・防振対策の審査を行っています。

## (4) 特定建設作業届出

騒音規制法では、くい打ち機やさく岩機、空気圧縮機など特に著しい騒音を発生する作業を、振動規制法ではくい打ち機やブレーカー、舗装版破碎機などを使用する作業を「特定建設作業」と定め、騒音・振動の大きさ、作業時間などの基準を定めています。

これらの作業をする場合には、建設作業開始日の7日前までに荒川区への届出を義務付けています。この届出から、建設作業の日程や種類、使用する機器などを審査し、必要に応じて助言や指導などを行っています。（P 6 5 参照）

また、法律で規制していないブルドーザーなど掘削機械等を使用する騒音8種類、振動6種類の作業については、指定建設作業として環境確保条例で基準を定めています。なお、指定建設作業は届出の必要がありません。

建設工事については、次のことへの配慮をお願いしています。

○周辺の住民に対して

- ・工事実施前に工事現場周辺の住民に、工事の概要、作業時間、作業期間、防止対策などについて十分説明を行う。
- ・工事現場には、住民からの苦情の窓口となる工事現場担当者の氏名、連絡方法を表示する。
- ・苦情が発生したときは、すみやかに誠意をもって対応する。



#### ○事前の防止対策

- ・ 工事現場の周辺状況を考慮し、適切な工法、機械を選定する。
- ・ 低騒音・低振動工法を採用し、また低騒音・低振動型建設機械を使用する。
- ・ 工事現場周辺の状況により、防音パネル、防音シートなどの防音措置をする。

#### ○その他

- ・ 工事現場への機材の搬出入、時間待ちの車両のエンジン音、話し声、ラジオなどにより、周辺住民に迷惑を掛けないよう配慮する。
- ・ 建設用機器の整備不良により、異常な騒音・振動が発生しないよう点検整備に努める。
- ・ 住民に迷惑を掛けないよう、従業員教育を徹底する。

### (5) アスベスト含有建築物の解体工事などの届出

アスベスト（石綿）\*を含有する吹付け材、石綿を含有する保温材、断熱材、耐火被覆材を使用している建築物を解体・改修するときには、大気汚染防止法及び環境確保条例により大気中にアスベストが飛散しないよう、作業開始日の14日前までに荒川区への届出を義務付けています。

### (6) 石綿事前調査報告

令和4年4月1日から延床面積80㎡以上の建築物の解体工事、請負代金の合計が100万円以上の建築物のリフォーム工事及び工作物の解体・リフォーム工事を行う場合はアスベスト含有建材の有無にかかわらず、アスベスト事前調査結果の報告が義務付けられました。

### (7) 適正管理化学物質の使用量等報告

適正管理化学物質\*を取り扱う事業所は、東京都の環境確保条例に基づき年間の使用量が100キログラム以上の物質について使用量等の報告をすることが義務付けられています。

令和5年度は工場からの届出が31件、指定作業場からの届出が13件ありました。

### (8) P R T R制度\*に基づく届出

P R T Rとは、Pollutant Release and Transfer Register（化学物質排出移動量届出）の略で、平成11年7月、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）により制度化されました。有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どのくらい環境中に排出されたか（排出量）、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたか（移動量）というデータを把握、集計し、公表する仕組みです。

この制度は、有害性のある様々な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的としています。

化管法により対象とされている事業者は、1年に1回、使用している化学物質の排出量及び移動量を、都を経由して国に報告することが義務付けられています。

(9) 各種法律・条例に基づく届出数

事 項		届出件数・回数		根拠 法律・条例	
		令和 5年度	令和 4年度		
工場	立入	29	25	環 境 確 保 条 例	152条
	検査・指示・指導	29	25		152条
	設置認可	2	3		81条
	設置認定	2	1		84条2項
	変更認可	4	5		82条1項
	変更認定	3	2		84条2項
	氏名等変更届	32	27		87条
	承継届	3	3		88条3項
	廃止届（職権等を含む）	59	52		87条
	現況届	29	25		86条
	地下水揚水量報告	5	5		97条
	適正管理化学物質使用量等報告	31	30		110条
	土壌汚染状況調査報告	15	20		116条、 116条の2
指定 作業場	立入	0	0	152条	
	検査・指示・指導	0	0	152条	
	設置届	5	1	89条	
	変更届	0	1	90条	
	氏名等変更届	9	13	93条1項	
	承継届	0	2	93条2項	
	廃止届（職権等を含む）	13	8	93条1項	
	地下水揚水量報告	20	12	97条	
	適正管理化学物質使用量等報告	13	15	110条	
	土壌汚染状況調査報告	3	2	116条、 116条の2	
特定 施設	設置届	1	3	騒音規制法	6条1項
		1	1	振動規制法	6条1項
	その他 （氏名変更、廃止、承継、数変更）	41	40	騒音規制法	8、10条
		33	35	振動規制法	8、10条
特定 建設作業	特定建設作業実施届出	236	197	騒音規制法	14条1項
		160	128	振動規制法	14条1項
アス ベスト	石綿事前調査結果報告	1423	1255	大気汚染防止法	18条の15 6項
	特定粉じん排出等作業実施届出書	26	13		18条の17
	石綿飛散防止方法等計画届出書	26	13	環境確保条例	124条1項

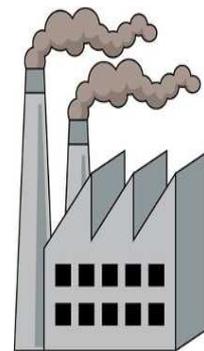
注：「適正管理化学物質使用量等報告」及び「土壌汚染状況調査報告」は、条例改正により平成14年度から実施しています。

## 1 2 工場・指定作業場

事業者は、法律や条例で定められている責任を守るというだけでなく、地域の環境に対する影響を十分配慮しながら活動しなければなりません。また、事業活動によって発生する公害は、事業者自らの責任で防止するとともに、その費用を負担するのが原則です。

また、近年の傾向としては、工場が廃止され、駐車場やマンションに形を変えるなど、他の用途に転用されるケースが増加し、区内の工場は年々減少しています。

※業種別工場・指定作業場数についてはP 6 9、P 7 0の資料編に記載。



### (1) 用途地域別、工場・指定作業場数

地域区分		工場	工場内訳			指定作業場
			別表第八工場*	特定施設工場*	一般工場	
用途地域	中高層住居	7	0	3	4	3
	住居	43	0	9	34	40
	近隣商業	143	5	36	102	36
	商業	180	3	53	124	130
	準工業	2379	100	748	1531	268
	工業	110	13	46	51	18
町域	南千住	301	16	83	202	112
	荒川	475	19	154	302	76
	町屋	485	36	129	320	63
	東尾久	524	10	168	346	49
	西尾久	409	12	157	240	62
	東日暮里	406	18	123	265	82
	西日暮里	262	10	81	171	51

### (2) 年度別、工場・指定作業場数

年度	工場	工場内訳			指定作業場
		別表第八工場	特定施設工場	一般工場	
平成21	3,271	161	1,018	2,092	538
平成22	3,249	155	1,012	2,082	533
平成23	3,236	150	1,007	2,079	526
平成24	3,219	145	1,007	2,067	524
平成25	3,199	143	998	2,058	526
平成26	3,184	145	991	2,048	526
平成27	3,166	142	990	2,034	524
平成28	3,132	140	981	2,011	524
平成29	3,107	135	972	2,000	518
平成30	3,086	135	959	1,992	518
令和元	3,049	130	949	1,970	515
令和2	3,012	125	940	1,947	512
令和3	2,968	123	930	1,915	512
令和4	2,919	123	912	1,884	505
令和5	2,862	121	895	1,846	495

# 1 3 苦情

荒川区は住宅が密集し、商業施設や工場などの事業所が混在する場所が多く、建設工事も頻繁に行われていることから、騒音、振動、悪臭\*など様々な公害に関する苦情が区に寄せられています。

また、最近では、生活騒音や飲食店からの悪臭、ハトの被害、空き地の雑草などの一般的な苦情の比率が増加傾向にあります。

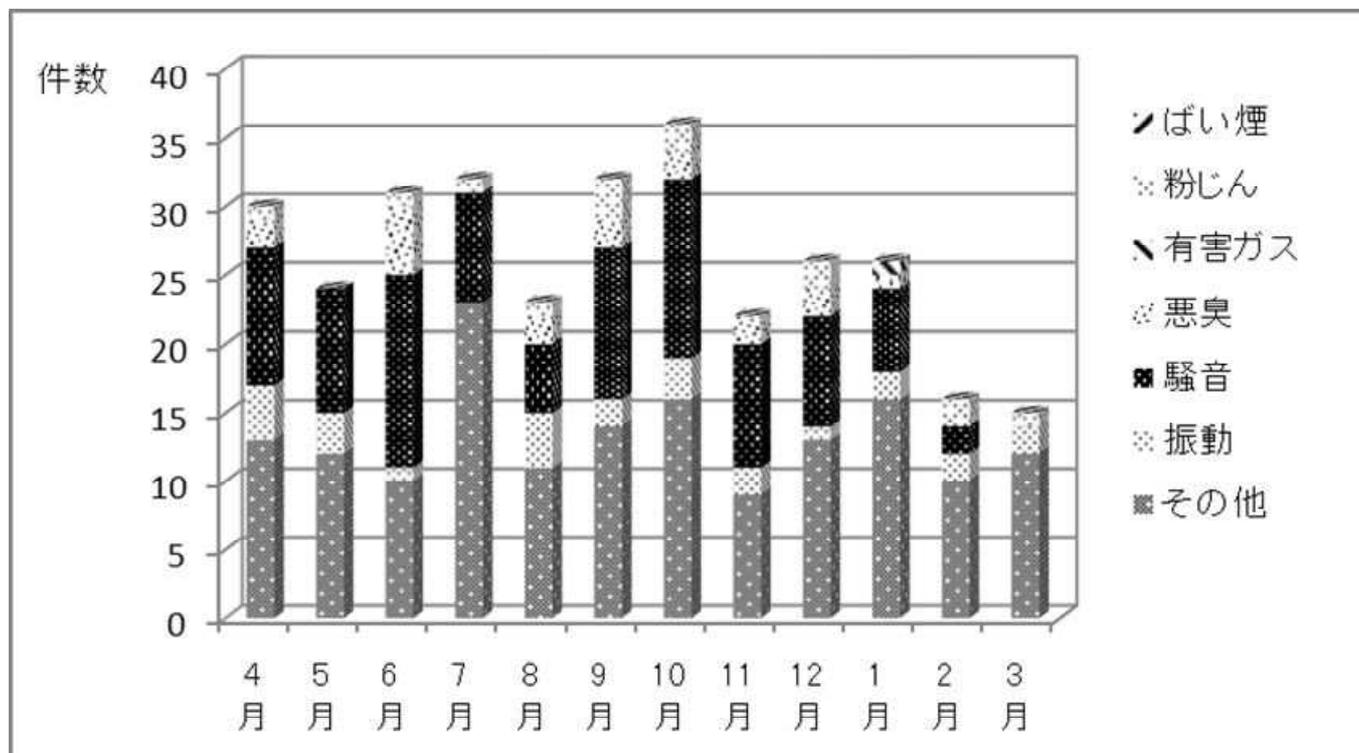
環境課では、これらの苦情について、区民の生活環境を改善するための指導を行っています。

※発生源別・地域区分別についての苦情件数についてはP 7 1、P 7 2の資料編に記載。

## (1) 苦情の発生状況

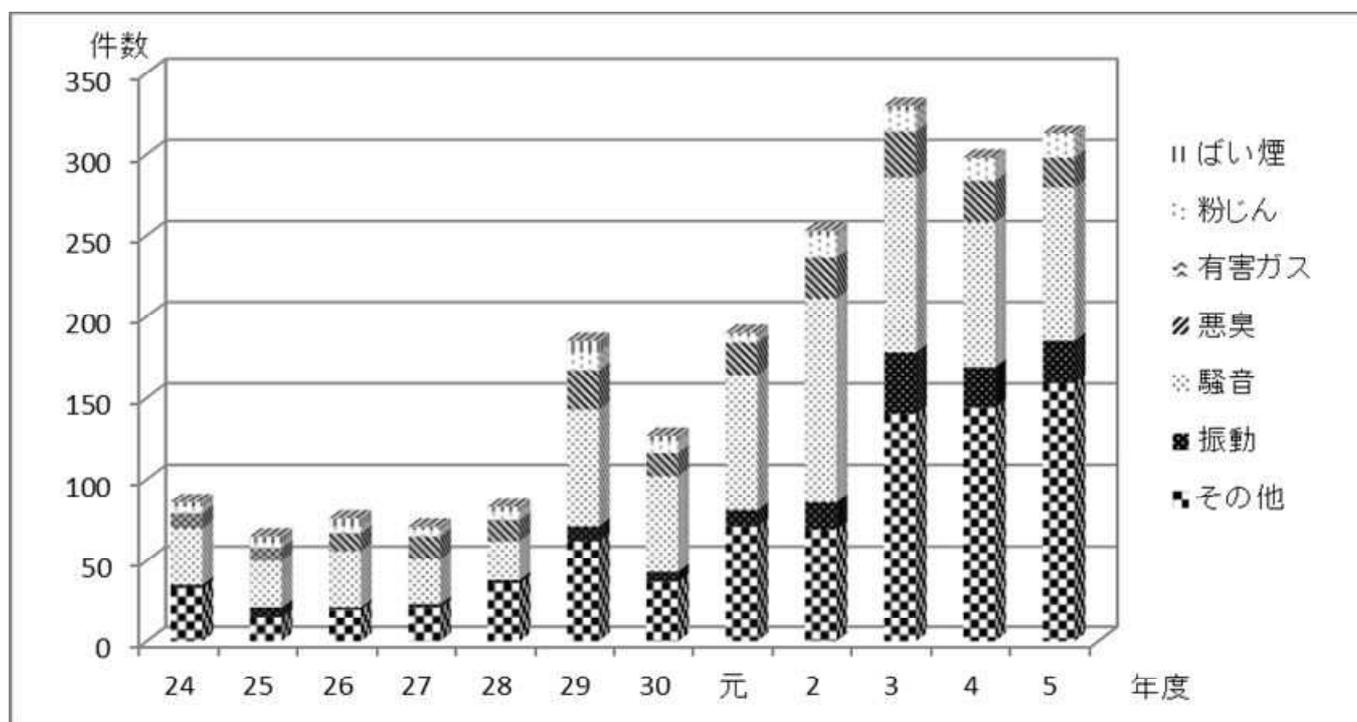
### ① 月別苦情件数

主な現象 発生年月	ばい煙	粉じん	有害 ガス	悪臭	騒音	振動	その他	計	4年度 (参考)
令和5年 4月	0	1	0	2	10	4	13	30	25
5月	0	0	0	0	9	3	12	24	25
6月	0	1	0	5	14	1	10	31	33
7月	0	1	0	0	8	0	23	32	20
8月	0	1	0	2	5	4	11	23	33
9月	0	3	0	2	11	2	14	32	30
10月	0	2	0	2	13	3	16	36	37
11月	0	0	0	2	9	2	9	22	19
12月	0	2	0	2	8	1	13	26	14
令和6年 1月	1	0	0	1	6	2	16	26	18
2月	0	2	0	0	2	2	10	16	18
3月	0	1	0	0	0	2	12	15	26



## ② 年度別苦情件数

主な現象 発生年度	ばい煙	粉じん	有害 ガス	悪臭	騒音	振動	その他	計
平成24	3	4	0	9	35	2	33	86
平成25	4	3	0	8	29	6	15	65
平成26	5	4	0	11	35	1	20	76
平成27	2	4	0	14	28	2	21	71
平成28	3	5	0	13	24	2	36	83
平成29	7	11	0	24	72	9	62	185
平成30	4	7	0	14	59	6	37	127
令和元	2	4	0	20	83	10	71	190
令和2	3	14	0	25	125	17	69	253
令和3	3	12	1	28	108	38	140	330
令和4	1	13	0	26	89	25	144	298
令和5	1	14	0	18	95	26	159	313



## (2) 生活騒音

近年、荒川区では、日常生活に関連して発生する騒音に対する苦情が発生しています。主な苦情の発生源としては、空調機器・生活音・音響機器・カラオケなどです。

環境確保条例では、午後11時から翌朝6時まで飲食店及び喫茶店において、原則として店外に音が漏れるようなカラオケなどの使用が禁止されています。カラオケ以外についても、用途地域別・時間帯別に定められた音量を超える騒音を発生させることは禁止されています。

### (3) ハトの被害

ハトは本来、雑草や樹木の種子・芽などを食べる動物です。こういったものを食べている間は餌の量に限りがあり、ハトが過剰に繁殖することはほとんどありません。しかし、人がハトに餌をやると、自然の生態系での生息数よりも過剰に繁殖して生態系を乱すとともに、人間に対しても直接被害を与えます。



ハトによる被害には、次のようなものがあります。

- ・住宅のベランダ、公園のベンチや遊具、道路などがふんや羽根で汚れ、不衛生になります。
- ・乾燥したハトのふんや、ハトの体に棲みついたダニのふんなどが空気中を舞い、アレルギー性ぜんそくや皮膚炎を引き起こすことがあります。
- ・ハトが群生・営巣することで、鳴き声や羽音などの騒音や、ふん・死体・卵などが腐敗し、悪臭\*や害虫発生の原因になります。

### (4) ハクビシン・アライグマ対策事業

ハクビシンやアライグマは家の天井裏や物置などに棲みつき、糞尿などにより被害を与える場合があります。

- ・建物の隙間、壁の通風孔などから屋内に侵入するおそれがあります。
- ・区内の住宅等への侵入、果樹等の食害若しくは飼育動物の殺傷又は対象種の糞尿等による被害がある場合には、区による捕獲事業も行っています（設置には捕獲器の見回りなど、住民の方の協力が必要となります）

ハクビシン・アライグマ 捕獲等実績

年 度	相談件数 (件)	わな設置件数 (件)	捕獲頭数 (頭)
令和4年度	101	22	9
令和5年度	78	27	8

### (5) カラス対策事業

カラスは春先から初夏にかけて繁殖期を迎えます。巣に近づく人を攻撃するので注意が必要です。

- ・樹木の上などに針金ハンガーや木の枝を使って巣を作ります。
- ・カラスによる威嚇・攻撃等で人に危険が及ぶ恐れがある場合、原因となる巣を区が撤去する事業も行っています。



## (6) 公害防止対策

騒音、振動、悪臭\*などそれぞれに応じた防止方法を考える必要があります。

以下にその一例を紹介します。

### ① 騒音対策

防止方法を考えるときは、発生音そのものを小さく抑えられないか、音が外へ出るのを防げないか、出てしまった音が近隣へ届かないよう工夫できないかなどを基本にします。

#### ○音源対策

- ・低騒音型の機械に取り替える。
- ・消音機を取り付ける。
- ・騒音のひどい機械の配置を変える。

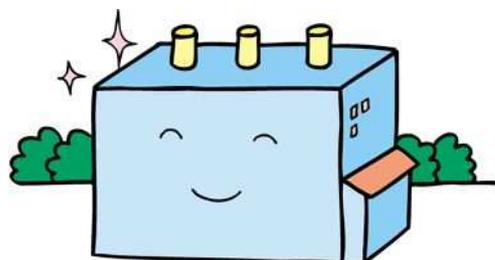
#### ○建物の構造による対策

- ・壁は遮音性の高いものにする。
- ・二重窓や防音性の高いサッシを使用する。
- ・出入口には、ビニールカーテンやシャッターを取り付ける。
- ・換気口に防音フードを取り付ける。

#### ○遮へいなどによる対策

- ・ブロック塀などで建物を囲む。
- ・音源と隣家との間に倉庫や事務所を設置する。

# 公害防止!



### ② 振動対策

発生源そのものを小さくできないか、振動が直接地面に伝わらないようにできないか、基礎を強くして地盤に伝わらないようにできないかなどを基本にします。

- ・低振動型の機械に取り替える。
- ・機械と地面の間に防振ゴムや金属バネを取り付ける。
- ・振動の大きい施設機械はできるだけ隣家から離して配置する。

### ③ 悪臭・有害ガス対策

悪臭・有害ガスの発生が少なくなる原材料は他にないか、作業工程の改善によって発生を抑えられないか、発生したものを直接外部へ出さないようにできないかなどを基本にします。

- ・原材料を変える。
- ・製造、加工の改善を図る。
- ・除害装置を取り付ける。
- ・除害装置の定期点検、整備をする。
- ・ダクトの出口はできるだけ高い位置にする。

## 1 4 環境アセスメント（環境影響評価）

環境アセスメント(環境影響評価)とは、大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめ、その事業が環境に与える影響を予測・評価し、その内容について、住民や関係自治体などの意見を聴くとともに専門的立場からその内容を審査することなどにより、事業実施による環境への影響をできるだけ少なくするための一連の手続の仕組みをいいます。

公害の発生や自然環境の喪失が起これば、健康で快適な生活を損なうばかりでなく、回復が困難な場合もあります。良好な環境を保全していくためには、環境アセスメント制度などの未然防止対策が重要です。

東京都では、事業の実施段階における環境アセスメント制度として、昭和56年10月から、一定規模以上の事業の実施に際し、公害の防止、自然環境、歴史的環境の保全及び景観の保持などについて、適正な配慮がなされるように、「東京都環境影響評価条例」に基づいた環境アセスメント手続を実施しています。

また、平成14年7月、東京都が策定する一定規模以上の事業の計画に対し、計画段階における環境アセスメント手続を実施すること等を内容とした条例改正を行いました。

下表は、事業段階での環境影響評価事業の種類と要件（抜粋）です。

種類	対象事業の要件（内容・規模の概要）
道路の新設 又は改築	高速自動車国道・自動車専用道路：[新設]全て [改築]1km以上 その他の道路（4車線以上）：[新設]1km以上 [改築]1km以上
鉄道、軌道又は モノレールの 建設又は改良	[新設]全て [改良]1km以上（本線の増設、地下移設、高架移設、その他の移設）
工場の設置 又は変更	製造業で公害型の工場 [設置]敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上 [変更]増加する敷地面積4,500㎡以上かつ増設後敷地面積9,000㎡以上 又は 増加する建築面積1,500㎡以上かつ増設後建築面積3,000㎡以上
住宅団地の新設	住宅戸数1,500戸以上
高層建築物の新築	高さ100m超（階段室、昇降機塔等を含む）かつ延べ面積10万㎡超（駐車場面積を含む）
自動車駐車場の 設置又は変更	路外駐車場 [設置]同時駐車能力1,000台以上（住宅の居住者用を除く） [増設]増加する駐車能力500台以上かつ増設後駐車能力1,000台以上（住宅の居住者用を除く）
市街地再開発事業	施工区域面積20ha以上
住宅街区整理事業	施工区域面積20ha以上

### (1) 予測・評価項目

- ①大気汚染\* ②悪臭\* ③騒音・振動 ④水質汚濁\* ⑤土壌汚染 ⑥地盤 ⑦地形・地質 ⑧水循環  
⑨生物・生態系 ⑩日影 ⑪電波障害 ⑫風環境 ⑬景観 ⑭史跡・文化財  
⑮自然との触れ合い活動の場 ⑯廃棄物 ⑰温室効果ガス\*

(2) 荒川区内の事業一覧

受付番号	事業名・事業者・環境影響評価書案提出年月			荒川区に関係した環境影響評価項目	工事（予定）期間
20	東京都市計画白鬚西地区第二種市街地再開発事業（変更）	都	S59.11	大気汚染、悪臭、騒音、振動、水質汚濁、地盤沈下、景観	S63年度～H20年度（H22.3.31工事完了） H24.7.26事後調査報告書（工事の完了後）
67	東京都東尾久浄化センター建設事業	都	H2.1	大気汚染、騒音、振動、日照障害、電波障害、風害、景観	H4年度～R11年度（H12.2.9変更届） （H17.9.6変更届） （H26.6.16変更届）
138	都市高速鉄道日暮里・舎人線建設事業	都・民間	H7.1	騒音、振動、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、地形・地質、日照障害、電波障害、景観、史跡・文化財	H8年度～H19年度（H20.3.30工事完了） H21.2.27事後調査報告書（工事の完了後）
145	南千住北部地区住宅街区（E街区）建設事業及び都市計画道路補助線街路第321号線建設事業	都・区・公	H7.5	大気汚染、騒音、振動、土壌汚染、地盤沈下、地形・地質、水文環境、日照障害、電波障害、風害、景観	H8年度～H22年度
345	（仮称）西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業	民間	R元.11	大気汚染、騒音、振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、廃棄物、温室効果ガス	R4年度～R8年度（R3.4.12変更届）

注：「公」は、公社・公団を示します。



## 15 環境推進対策融資

工場などからの公害を防止するための施設改善や低公害車\*の導入、ISO14001\*認証取得などの環境保全対策を実施する中小企業者に対して、「環境推進対策融資」を実施しています。融資手続などについては、産業経済部経営支援課で行いますが、公害の発生・被害防止のための「公害防止計画書」の内容については、工場など事業者からの届出に基づき、環境課で事前審査を行っています。

担当部署：産業経済部経営支援課

### 環境推進対策に関する融資の詳細

事 項	内 容
融 資 申 込 み 資 格	環境保全や資源対策等に取り組むための資金を必要とし、次のいずれかに該当する中小企業者 ① SDGs 目標達成に取り組む者（生産性向上のため、働きやすい職場環境の整備に必要な経費・健康増進に取り組むために必要な経費・クリーンエネルギーを導入するために必要な経費・廃棄物を減少し再利用資源として取り組むために必要な経費等） ② ISO14000 シリーズ及び ISO50001 シリーズの資格取得に要する経費 ③ 省エネルギー・資源リサイクルの導入に要する経費 ④ 緑化の推進に要する経費 ⑤ 公害の発生・被害防止のために要する経費（環境課で審査を実施） ⑥ 低公害車の購入に要する経費
資 金 使 途	設備資金（②のみ、運転設備併用資金での利用が可能）
融 資 限 度 額	1,500 万円
本 人 負 担 金 利	0.6%（利子補給 1.3%）
返 済 期 間	7 年以内（据置期間 1 年を含む） ②のみ、運転設備併用資金 5 年以内（据置期間を含む）
信用保証料補助	全額補助（特別融資 3 本目以降の利用は 2 分の 1）
保 証 人 ・ 担 保	保証人…個人は原則として不要。法人は原則として代表者本人 担保…必要に応じて
申 込 み 時 期	随時

### 融資実行件数

担当部署：産業経済部経営支援課

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
環境推進 対策融資	3件	4件	5件	2件	4件	4件	2件	2件	0件	0件	0件	0件	1件
公害の発生 被害防止	0件												

# 1 6 環境に関する条例

## (1) 環境基本条例

この条例は、環境の保全について基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにしたものです。施策の基本的な事項を定めることで、その施策を総合的、計画的かつ効果的に推進し、現在及び未来の区民が、健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とします。施行は、平成21年1月1日です。

### 環境基本条例の概要

1	区民の責務	<ul style="list-style-type: none"><li>・日常生活における環境への負荷の軽減に積極的に取り組む</li><li>・区が実施する環境保全に関する取り組みに協力する</li><li>・事業者及び区と協働して環境の保全に取り組む</li></ul>
2	事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業活動を行うに当たっては、環境への配慮を行うなど環境の保全に積極的に取り組む</li><li>・区が実施する環境保全に関する取り組みに協力する</li><li>・区民及び区と協働して環境の保全に取り組む</li></ul>
3	区の責務	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境基本法第7条が定める地方公共団体の責務を踏まえ、環境の保全を図るため基本的かつ総合的な施策を策定し、効果的に実施する。</li></ul>
4	環境の保全に関する主な施策	<ul style="list-style-type: none"><li>・持続可能な脱炭素社会、循環型社会の実現</li><li>・交通に関する環境配慮</li><li>・区民等の意見の反映</li><li>・環境情報の提供</li><li>・環境学習の推進</li><li>・区民等の参加、コミュニティの育成</li><li>・区民等への支援</li></ul>
5	荒川区環境審議会	<ul style="list-style-type: none"><li>・第三者機関として学識経験者等による審議会を設置し、環境基本計画や環境の保全に関する基本的事項について、区長の諮問に応じて調査審議する</li></ul>



## (2) 良好な生活環境の確保に関する条例

健康で快適な生活環境を守ることを目的とし、これまで法令等に規定がなかった迷惑行為に対して、弁護士等専門家による審査手続きを定め、立ち入り調査権や罰則等を設けることで問題となる行為を抑止し、解決までの道筋を明らかにするため制定しました。施行は、平成21年4月1日です。

### 良好な生活環境の確保に関する条例の概要

1	禁止行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給餌行為により不良状態を生じさせる行為</li> <li>・ 廃棄物等により所有する土地や建築物の周辺を不良状態にする行為</li> </ul>
2	給餌による不良状態	<p>次の三つの条件がそろった状態をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺住民の生活環境に係る被害が生じていること</li> <li>・ 複数の住民から苦情の申し出があること</li> <li>・ 被害が周辺住民の間で共通の認識となっていること</li> </ul>
3	廃棄物等による不良状態	<p>廃棄物等（廃棄物並びに雑草、枯れ草及び樹木をいう。以下同じ）により、次に掲げる状態のうち2以上が生じている状態をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物等により、はえ、蚊その他の害虫又はねずみが発生し、周辺住民の生活環境に係る被害が生じ、又はそのおそれがある状態</li> <li>・ 廃棄物等が火災発生の原因となり、付近の建築物に類焼する危険がある状態</li> <li>・ 廃棄物等が道路上の歩行者並びに車両の通行及び視界の妨げとなっている状態</li> <li>・ 廃棄物等の臭気により、周辺住民の生活環境に係る被害が生じている状態</li> <li>・ 廃棄物等により、ごみの不法投棄を招いている状態</li> </ul>
4	荒川区生活環境審査会	<p>区の適切な判断を担保するため、学識経験者による荒川区生活環境審査会を設置します。審査会では、立ち入り調査、命令、氏名公表の実施について、区長の諮問に応じて調査審議します。</p>
5	罰則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立入調査を拒んだり、質問に虚偽の答弁をした場合などは10万円以下の罰金</li> <li>・ 命令に違反した場合は5万円以下の罰金</li> </ul>

### (3) まちの環境美化条例

平成8年に、たばこのポイ捨ての禁止を23区で初めて定めた「荒川区まちの環境美化条例」を平成20年12月に一部改正し、平成21年6月1日から施行しました。

区と区民及び事業者が、互いに協力し合い、環境美化活動を実践することにより、清潔で美しい荒川区をつくっていくことを基本理念としています。

#### まちの環境美化条例の概要

1	歩きたばこ対策	区内全域で、迷惑で危険も伴う歩きたばこを禁止します。また、自転車乗車中の喫煙も同じく禁止します。
2	駅周辺指定地区内の喫煙対策	区内の主要駅周辺を路上喫煙禁止地区に指定し、道路上での喫煙により引き起こされる迷惑で危険な行為を防止するため、指定地区内での路上喫煙を禁止します。 路上喫煙禁止地区は、区内主要6駅（日暮里・西日暮里・町屋・南千住・三河島・新三河島）周辺を禁止地区に指定しました。
3	モデル地域の設置	区内に環境美化推進モデル地域を設け、環境美化の施策を重点的に実施します。
4	落書き対策	改正前の条例には明記されていなかった、公共の場所等における落書きを禁止します。

### (4) 環境学習情報センター条例

環境学習情報センター（愛称名「あらかわエコセンター」）のオープンに伴い、条例を制定しました。施行は、平成21年2月1日です。

あらかわエコセンターは、環境政策のシンボリックな施設となるよう、太陽光発電や雨水利用設備、屋上緑化、緑化タイル等の環境に配慮した設備を付加した建物とするほか、展示に工夫を凝らし、環境に関する情報基地としての機能の充実を図っています。また、持続可能な地域社会づくりの検討やワークショップ等を開催するなど、区民、事業者、区が一体となって取り組む事業を展開し、開かれた環境政策推進の拠点施設として、運営しています。

#### 事業の内容

1	環境情報の収集及び提供
2	環境に関する講演、講座等の開催及び活動の場の提供
3	環境の保全に関する学習及び環境教育の実施
4	環境の保全に関する活動を行う区民及び団体の登録、支援

## 資料編

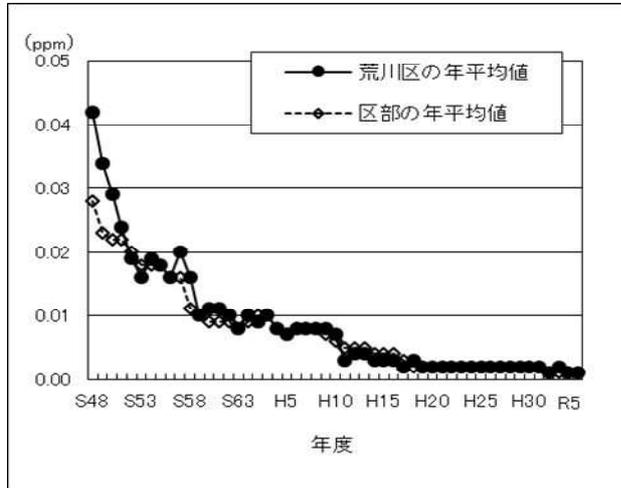
- (1) 大氣環境 . . . . . P 5 6
- (2) 河川環境 . . . . . P 6 1
- (3) 騒音・振動 . . . . . P 6 5
- (4) 土壤汚染 . . . . . P 6 8
- (5) 工場・指定作業場 . . . . . P 6 9
- (6) 苦情 . . . . . P 7 1



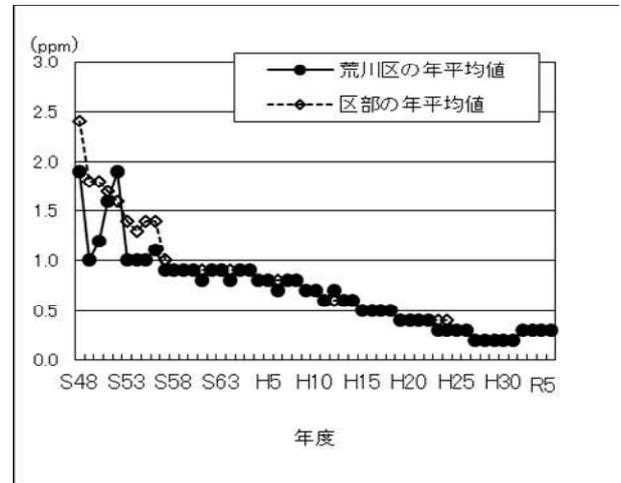
# (1) 大気環境

大気汚染物質の経年変化（東京都大気汚染常時測定局測定結果報告により作成）

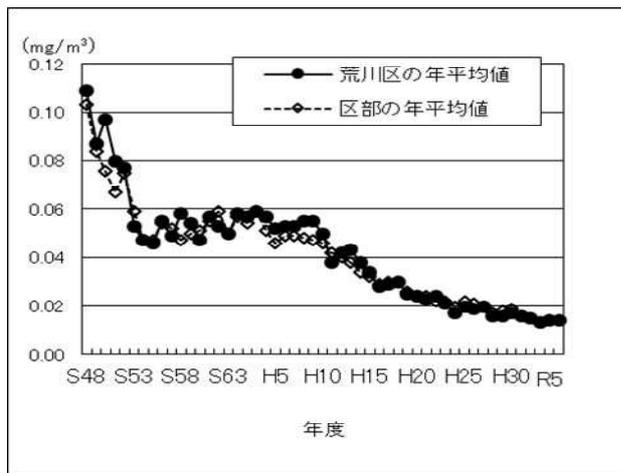
二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）



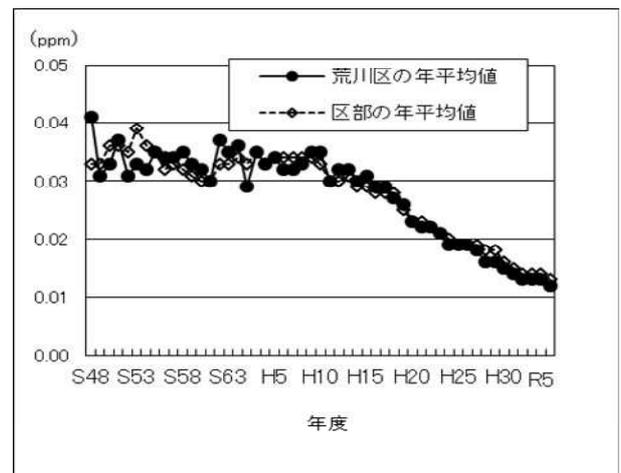
一酸化炭素（CO）



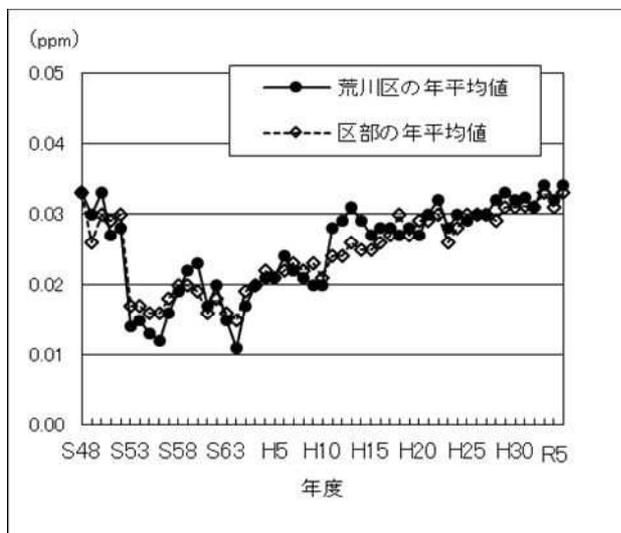
浮遊粒子状物質（SPM）



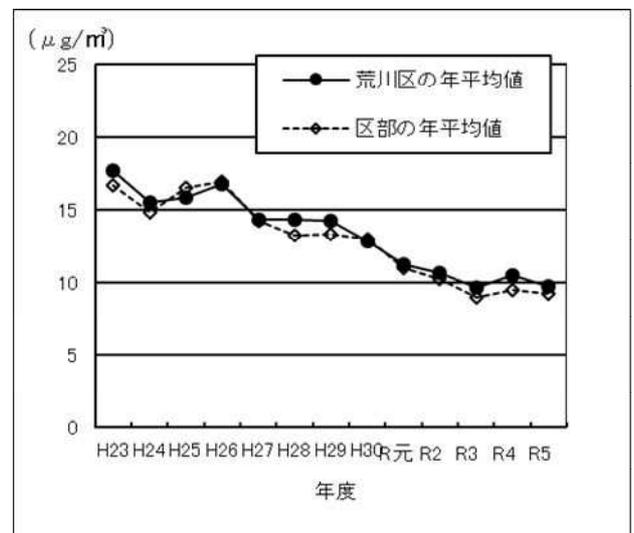
二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）



光化学オキシダント（O<sub>x</sub>）



微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）



① 二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）の経年変化

単位：ppm

年度 項目	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
年平均値	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001	0.001
2%除外値	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.002
環境基準 適 否	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
区部の 年平均値	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
東京都の 年平均値	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

② 一酸化炭素（CO）の経年変化

単位：ppm

年度 項目	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
年平均値	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3
2%除外値	0.5	0.5	0.4	0.5	0.4	0.5	0.5	0.5	0.4	0.5
環境基準 適 否	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
区部の 年平均値	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3
東京都の 年平均値	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3

③ 浮遊粒子状物質（SPM）の経年変化

単位：mg/m<sup>3</sup>

年度 項目	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
年平均値	0.019	0.020	0.016	0.016	0.017	0.016	0.015	0.013	0.014	0.014
2%除外値	0.052	0.050	0.042	0.041	0.040	0.036	0.036	0.028	0.029	0.029
環境基準 適 否	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
区部の 年平均値	0.021	0.020	0.017	0.018	0.019	0.016	0.015	0.013	0.014	0.014
東京都の 年平均値	0.020	0.019	0.017	0.017	0.018	0.016	0.014	0.012	0.013	0.013

④ 微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）の経年変化

単位：μg/m<sup>3</sup>

年度 項目	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
年平均値	16.8	14.4	14.4	14.3	12.9	11.3	10.7	9.7	10.5	9.8
98%値	40.3	33.1	34.1	36.7	32.0	24.5	27.5	24.3	22.6	22.1
環境基準 適否	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○
区部の 年平均値	16.9	14.3	13.3	13.4	13.0	11.0	10.3	9.0	9.5	9.3
東京都の 年平均値	16.0	13.8	12.6	12.8	12.3	10.5	9.8	8.5	9.0	8.8

⑤ 二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）の経年変化

単位：ppm

年度 項目	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
年平均値	0.019	0.018	0.016	0.016	0.015	0.014	0.013	0.013	0.013	0.012
98%値	0.041	0.039	0.036	0.040	0.039	0.033	0.036	0.033	0.031	0.031
環境基準 適否	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
区部の 年平均値	0.019	0.019	0.018	0.018	0.016	0.015	0.014	0.014	0.014	0.013
東京都の 年平均値	0.017	0.017	0.016	0.016	0.014	0.014	0.013	0.012	0.012	0.012

⑥ 光化学オキシダント（O<sub>x</sub>）の経年変化

単位：ppm

年度 項目	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
年平均値	0.030	0.030	0.032	0.033	0.032	0.032	0.031	0.034	0.032	0.034
99%値	—	0.093	0.088	0.086	0.083	0.087	0.082	0.080	0.079	0.085
環境基準 適否	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
区部の 年平均値	0.030	0.030	0.029	0.031	0.031	0.031	0.031	0.033	0.031	0.033
東京都の 年平均値	0.032	0.031	0.031	0.032	0.032	0.032	0.031	0.033	0.032	0.034

(参考) 大気に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、 1時間値が0.1ppm以下であること。	短期及び 長期
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、 1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	短期及び 長期
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、 1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	短期及び 長期
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、 1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	短期及び 長期
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでの ゾーン内またはそれ以下であること。	長期
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	1時間値が0.06ppm以下であること。	短期

評価方法

環境基準の評価方法には、短期的評価と長期的評価があります。二酸化硫黄\*、一酸化炭素\*、浮遊粒子状物質\*、については短期的評価と長期的評価の二つの方法が、二酸化窒素\*については長期的評価が、光化学オキシダント\*については短期的評価(平成26年度より新しい指標、年間代表値：8時間値の99%値)が定められています。

○短期的評価

測定を行った日の1日平均値、8時間値又は各1時間値を環境基準\*と比較して評価します。

○長期的評価

① 二酸化硫黄\*、一酸化炭素\*、浮遊粒子状物質\*の場合

年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるもの(365日分の測定値がある場合は、7日分の測定値)を除外した後の最高値(2%除外値\*)を、環境基準と比較して評価します。

ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成と評価します。

② 二酸化窒素\*、微小粒子状物質\*の場合

年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(98%値\*)を、環境基準と比較して評価します。



⑦ ダイオキシン類調査（東京都環境局ホームページの「ダイオキシン類調査結果」により作成）

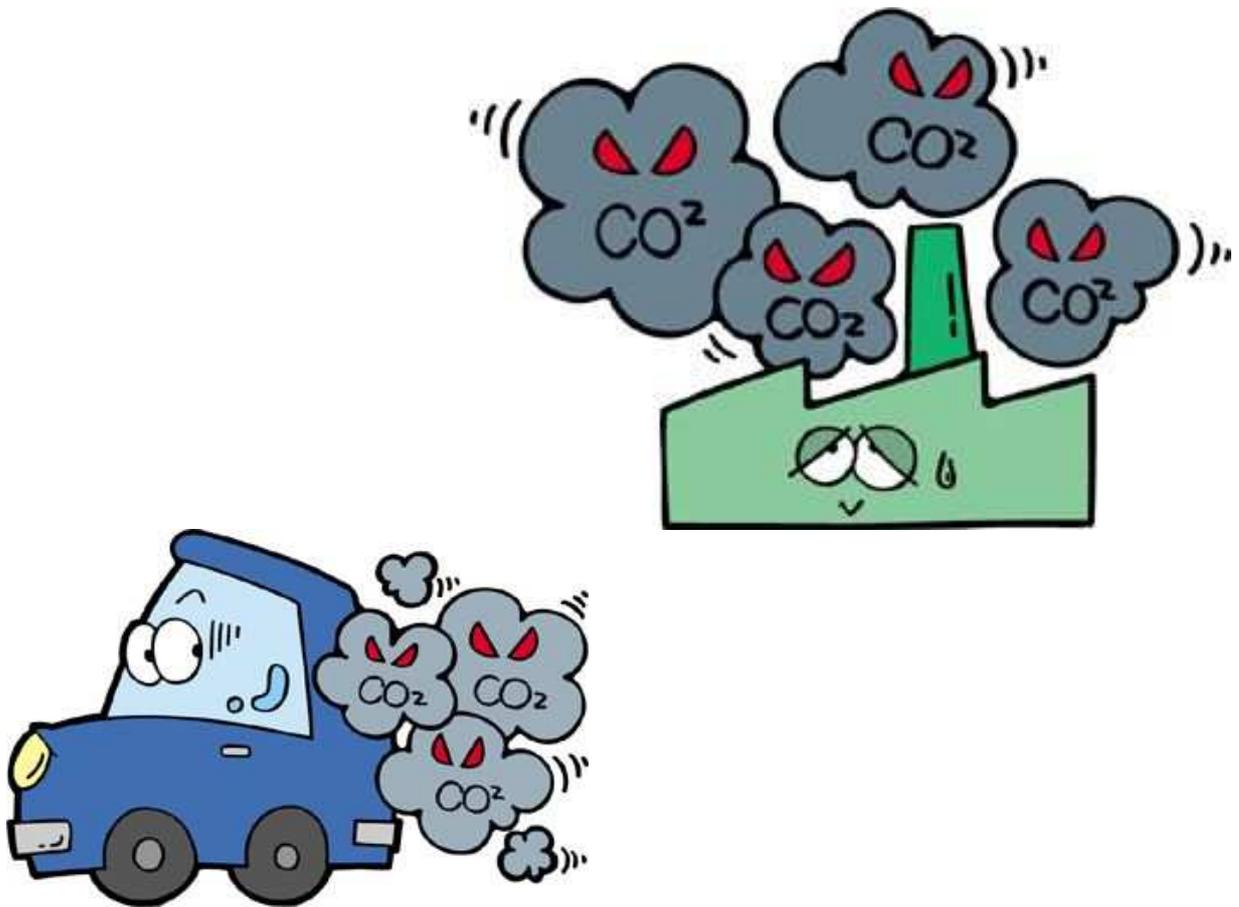
単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>

年 度	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
年平均値	0.036	0.028	—	—	—	—	—	—	—	—
最高値	0.055	0.036	—	—	—	—	—	—	—	—
最低値	0.025	0.016	—	—	—	—	—	—	—	—
環境基準の適否	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
区部の年平均値	0.029	0.023	0.022	0.022	0.023	0.021	0.017	0.017*	0.016	0.018
東京都の年平均値	0.024	0.019	0.016	0.018	0.019	0.017	0.015*	0.015	0.013*	0.012

注：大気中のダイオキシン類濃度の環境基準は0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下です。

pg-TEQ/m<sup>3</sup>は、大気1m<sup>3</sup>中に含まれるダイオキシン類の濃度を、最も毒性の強いダイオキシンに換算した場合の重さで示したものです。pg(ピコグラム)は一兆分の1グラム、TEQは毒性等量\*のことです。

平成27年度までは、荒川区南千住局で測定されていた数値を記載していました。荒川区南千住局が平成27年度で廃止されたため、平成28年度以降区内で測定されていません。



\* ダイオキシン類調査の表について、「令和4年度版荒川区の環境」に記載の令和2年度、3年度及び4年度の数値に誤りがあったため、修正しました。

## (2) 河川環境

### ① 水質の経年変化

年度	場所	透視度 (cm)	水素 イオン 濃度	溶存 酸素 (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	浮遊物質 (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全りん (mg/L)	塩化物 イオン (mg/L)	チロフル 活物質 (mg/L)	アンモニア性 窒素 (mg/L)	りん酸生 りん (mg/L)
25	小台	49	7.0	5.6	2.2	7.3	14	8.63	0.421	814	0.01未満	1.60	0.205
	尾竹	59	7.0	5.6	2.0	6.0	10	9.26	0.410	1171	0.01未満	1.15	0.220
26	小台	53	7.0	5.9	2.3	6.1	23	8.55	0.383	1190	0.01未満	0.70	0.213
	尾竹	57	6.9	5.8	2.3	5.7	11	8.60	0.363	1131	0.01未満	0.73	0.205
27	小台	52	7.1	5.5	2.1	7.1	24	9.38	0.594	484	0.01未満	1.41	0.533
	尾竹	62	7.2	5.3	2.6	5.7	10	9.05	0.471	1403	0.01未満	1.67	0.416
28	小台	37	7.3	6.5	3.9	6.8	18	7.87	0.329	1279	0.03	1.67	0.276
	尾竹	57	7.3	4.9	2.9	6.0	11	6.98	0.303	1703	0.01	1.47	0.264
29	小台	88	7.3	5.6	3.2	5.9	5	7.82	0.279	1484	0.02	1.89	0.252
	尾竹	56	7.3	5.3	4.0	5.9	12	8.24	0.402	1085	0.02	2.07	0.375
30	小台	35	7.4	5.6	3.0	7.0	21	7.68	0.465	219	0.04	2.97	0.392
	尾竹	68	7.4	5.3	3.1	6.0	11	8.19	0.485	1270	0.03	2.31	0.404
R1	小台	53	7.6	4.2	2.0	6.1	14	8.92	0.466	685	0.03	2.00	0.392
	尾竹	75	7.4	4.9	2.2	5.8	8	9.03	0.448	1364	0.03	2.51	0.403
R2	小台	32	7.2	4.7	2.2	7.0	22	7.45	0.547	301	0.32	1.57	0.463
	尾竹	64	7.4	5.5	1.8	5.2	11	8.20	0.460	1469	0.31	1.80	0.420
R3	小台	58	7.4	5.7	1.8	5.5	13	8.02	0.562	1732	0.018	2.00	0.504
	尾竹	86	7.4	5.1	1.5	5.0	7	7.88	0.533	1872	0.028	1.41	0.469
R4	小台	60	7.6	5.3	2.0	5.7	15	8.94	0.550	1557	0.041	1.67	0.494
	尾竹	82	7.5	5.0	2.3	5.4	4	8.01	0.539	1550	0.043	1.80	0.498
R5	小台	68	7.3	4.9	1.8	4.9	7	7.77	0.455	1232	0.034	1.61	0.436
	尾竹	78	7.4	4.6	2.4	5.4	6	8.38	0.448	1889	0.030	1.78	0.416

注：BODは生物化学的酸素要求量\*、CODは化学的酸素要求量\*を示します。

小台橋は年間2回の調査の平均です。



② 底質の経年変化

年度		平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
項目												
採泥月日		6/5	6/4	6/3	6/1	6/7	6/6	6/5	6/3	6/2	6/1	6/7
採泥時刻		10:25	10:55	10:00	10:27	10:15	10:15	10:15	10:20	10:20	10:00	10:30
天候	前日	曇	曇	晴	曇	曇	晴	曇	晴	晴	雨後曇	曇
	当日	曇	晴	雨	曇	曇	雨	曇	晴	曇	晴	晴
気温 (°C)		26.5	30.0	22.0	24.5	21.2	22.5	25.0	27.0	25.0	26.0	28.0
水温 (°C)		25.5	26.0	24.5	22.0	22.5	24.0	24.0	25.5	23.5	23.5	21.5
泥温 (°C)		23.8	23.0	22.5	20.2	22.5	23.5	24.5	22.5	23.0	23.0	24.0
採泥層		表層	表層	表層								
色相		黄褐色	黒褐色	暗灰色	暗灰色	暗灰色						
臭気		微泥臭	微泥臭	微泥臭								
性状 (汚泥、砂礫等)		砂質汚泥	泥状	泥状	泥状							
生物その他の混入物		イトミミズ	木片	木片	ゴカイ類	ゴカイ類	二枚貝	ゴカイ類	木片	イトミミズ 甲殻類	イトミミズ	イトミミズ ゴカイ類
pH (遠心分離後の液)		7.70	7.46	7.11	7.08	6.91	6.85	7.32	7.58	7.11	7.4	7.57
カドミウム (mg/kg)		0.54	0.62	0.56	0.93	0.97	1.28	1.36	1.08	1.14	1.31	0.99
鉛 (mg/kg)		34.7	35.7	36.4	63.7	53.0	61.8	70.1	56.0	53.0	69.6	55.4
砒素 (mg/kg)		1.3	9.5	9.5	11.4	10.4	8.0	9.4	7.2	7.9	7.9	8.0
総水銀 (mg/kg)		0.47	0.42	0.36	0.57	0.52	0.51	0.57	0.50	0.48	0.54	0.49
ポリ塩化ビフェニル (mg/kg)		0.37	0.24	0.26	0.28	0.19	0.46	0.27	0.11	0.11	0.21	0.23
総クロム (mg/kg)		47.5	50.7	94.1	74.0	119	109	125	118	106	108	110
強熱減量 (%)		7.7	7.98	8.91	9.80	9.17	9.80	8.79	9.56	7.27	8.76	9.10
乾燥減量 (%)		30.4	35.4	37.8	39.7	42.3	39.6	36.4	29.4	34.6	37.7	41.7

(参考) 生活環境の保全に関する環境基準・河川

項目 類型	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A		2mg/L 以下			300CFU/100mL 以下
B		3mg/L 以下			1000CFU/100mL 以下
C		5mg/L 以下	50mg/L 以下	—	
D	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E		10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと		—

注：隅田川はC類型です。

③ 隅田川水系浄化対策連絡協議会・合同水質調査結果（第1回）

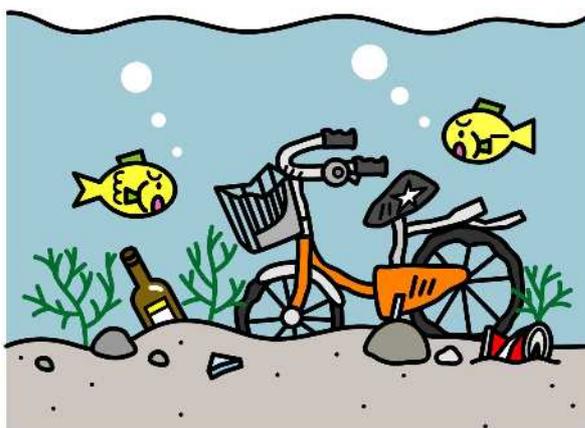
採水日 令和5年9月6日（水）曇・気温 34.0℃（尾竹橋） 満潮 9:09, 20:02 干潮 2:25, 13:25

河川名	採水地点	採水時刻	水温(℃)	色相	臭気	透視度(cm)	水素イオン濃度	溶存酸素(mg/L)	BOD(mg/L)	COD(mg/L)	浮遊物質(mg/L)	塩化物イオン(mg/L)	全窒素(mg/L)	全りん(mg/L)	アンモニア性窒素(mg/L)	担当区
白子	成増橋	11:25	28.3	暗緑色	なし	68	7.0	4.9	1.7	2.9	3	13	4.95	0.162	0.90	板橋
石神井	金沢橋	8:50	24.6	無色	なし	>100	7.6	7.7	1.0	1.9	1	13	4.61	0.061	<0.01	板橋
	新堀橋	10:07	29.4	灰黄緑色	なし	78	7.1	6.0	3.3	4.8	5	35	4.50	0.452	0.66	北
新河岸	芝宮橋	10:41	28.7	黄緑色	なし	89	6.9	6.1	1.2	4.5	4	35	6.14	0.441	0.37	板橋
	新河岸水再生センター排水口	9:32	(29.5)	(暗緑色)	(なし)	(70)	(6.5)	(6.0)	(5.2)	(6.2)	(4)	(51)	(8.85)	(0.493)	(1.95)	板橋
	蓮根橋	10:08	28.4	濃緑色	なし	>100	6.9	6.3	1.1	4.1	2	31	5.35	0.414	0.50	板橋
	岩淵橋	11:07	29.7	暗灰黄緑色	微草臭	>100	7.2	6.4	1.5	4.5	3	32	4.85	0.409	0.44	北
隅田	岩淵水門	11:40	30.0	暗灰黄緑色	微草臭	80	7.3	4.9	3.2	5.8	4	56	6.21	0.520	3.04	北
	新神谷橋	10:00	29.0	暗緑色	微下水臭	67	7.8	4.2	2.3	5.2	10	35	4.90	0.449	0.92	足立
	小台橋	11:05	29.0	暗緑色	微下水臭	75	7.4	3.2	1.8	3.8	5	33	5.54	0.435	0.89	荒川
	尾竹橋	10:00	29.0	暗緑色	微下水臭	>100	7.4	1.8	2.5	5.7	2	330	7.75	0.554	1.43	荒川
	千住大橋	10:00	29.5	暗緑色	微下水臭	94	7.8	1.6	1.9	6.3	3	929	7.29	0.549	1.41	足立
	白鬚橋	10:00	28.7	暗緑色	微川藻臭	80	7.2	2.3	1.4	6.1	6	1,380	6.45	0.520	1.48	台東
	吾妻橋	10:45	29.5	暗緑色	微川藻臭	70	7.2	3.0	2.1	6.5	6	2,030	6.29	0.489	1.47	台東
	両国橋	10:00	29.0	暗青緑色	下水臭	>100	6.8	3.3	1.8	4.7	3	2,910	6.30	0.504	1.24	墨田
	清洲橋	10:00	28.5	灰茶色	微潮臭	87	7.2	2.9	3.3	5.2	<1	8,000	3.42	0.346	0.93	江東
	中央大橋	10:25	29.0	灰緑色	なし	>100	7.0	3.8	2.8	6.1	3	5,910	2.51	0.404	1.21	中央

注：網掛けの数値は、環境基準\*未達成を示します

注：新河岸水再生センターは下水処理水のため、参考値とします。

注：色相の「無色」は、川底が見える状態を示します。水域類型\*は石神井川がB類型、その他はC類型です。BODは生物化学的酸素要求量\*、CODは化学的酸素要求量\*を示します。



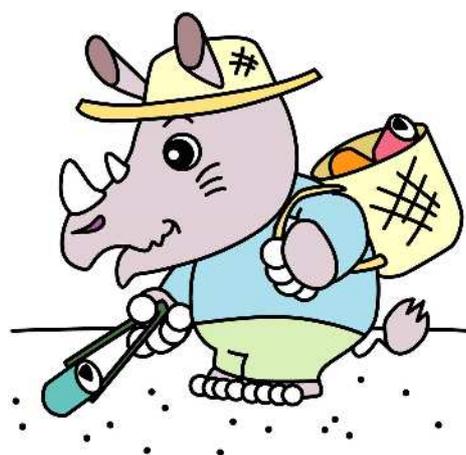
④ 隅田川水系浄化対策連絡協議会・合同水質調査結果（第2回）

採水日 令和6年2月1日（木） 晴・気温 15.5℃（尾竹橋） 満潮 8:13, 20:17 干潮 2:26, 14:55

河川名	採水地点	採水時刻	水温(℃)	色相	臭気	透視度(cm)	水素イオン濃度	溶存酸素(mg/L)	BOD(mg/L)	COD(mg/L)	浮遊物質(mg/L)	塩化物イオン(mg/L)	全窒素(mg/L)	全りん(mg/L)	アンモニア性窒素(mg/L)	担当区
白子	成増橋	10:50	15.1	濃青緑色	なし	75	6.9	8.5	4.1	5.8	2	49	8.55	0.643	1.49	板橋
石神井	金沢橋	9:00	10.6	無色	なし	>100	8.1	12.2	2.1	0.9	1	14	4.44	0.035	<0.01	板橋
	新堀橋	10:20	14.8	明灰黄緑色	なし	85	7.5	8.0	0.5	3.4	4	756	5.65	0.189	0.87	北
新河岸	芝宮橋	10:31	16.0	黄緑色	なし	56	6.9	8.6	4.0	6.5	7	52	8.58	0.678	1.22	板橋
	新河岸水再生センター排水口	12:10	(19.0)	(淡緑灰色)	(なし)	(>100)	(6.5)	(7.6)	(5.1)	(7.8)	(1)	(61)	(13.7)	(1.87)	(2.73)	板橋
	蓮根橋	10:20	16.8	暗緑色	なし	80	6.7	7.2	2.9	6.3	2	57	9.71	0.792	0.80	板橋
	岩淵橋	11:20	16.7	灰黄緑色	なし	55	6.9	6.6	1.6	7.9	17	214	9.56	0.968	1.39	北
隅田	岩淵水門	11:50	14.8	灰黄緑色	微潮臭	35	7.0	6.7	1.3	7.7	28	874	9.34	0.829	2.38	北
	新神谷橋	10:00	13.5	灰茶色	微川藻臭	46	7.3	7.1	1.1	8.2	21	1,210	10.2	0.683	2.45	足立
	小台橋	10:50	13.5	暗緑色	微下水臭	60	7.3	6.4	1.6	5.8	8	2,430	10.0	0.474	2.33	荒川
	尾竹橋	10:00	13.5	暗緑色	微下水臭	>100	7.3	6.1	1.5	5.6	5	4,350	10.2	0.357	2.91	荒川
	千住大橋	10:00	13.0	黄緑色	中川藻臭	>100	7.4	7.0	1.2	7.0	4	5,420	8.49	0.355	3.53	足立
	白鬚橋	10:01	12.6	暗緑色	微川藻臭	80	7.4	7.4	1.0	5.2	8	8,330	7.01	0.284	1.95	台東
	吾妻橋	10:43	14.3	暗緑色	微川藻臭	85	7.6	7.4	1.1	4.8	12	9,630	6.21	0.249	1.71	台東
	両国橋	10:04	14.5	暗緑色	微下水臭	57	7.7	8.5	3.1	3.7	5	19,400	4.90	0.184	0.75	墨田
	清洲橋	10:00	12.6	暗緑色	微潮臭	>100	8.0	9.1	2.2	5.2	16	13,000	4.33	0.268	0.57	江東
	中央大橋	10:26	14.1	暗緑色	微磯臭	>100	8.1	9.2	0.9	2.9	<1	13,000	2.50	0.201	0.67	中央

注：新河岸水再生センターは下水処理水のため、参考値とします。

注：色相の「無色」は、川底が見える状態を示します。水域類型\*は石神井川がB類型、その他はC類型です。表中のBODは生物化学的酸素要求量\*、CODは化学的酸素要求量\*を示します。



### (3) 騒音・振動

#### 建設工事の騒音・振動

建物の建設・解体や道路工事は、大型の機械を使用することが多く、周辺住民の日常生活に大きな影響を与える場合があります。

区では、これらの騒音・振動公害を防止するために、法律や条例に基づいて発生源に対する規制などを行っています。主な作業の規制基準は次の表のとおりです。

#### 法律（騒音規制法・振動規制法）による規制基準

作業に使用する機械	騒音の基準値	振動の基準値
くい打機 くい抜機 くい打くい抜機	85 デシベル	75 デシベル
さく岩機		75 デシベル
バックホウ（出力 80kw 以上）		なし
空気圧縮機		

#### 条例（環境確保条例）による規制基準

作業に使用する機械	騒音の基準値	振動の基準値
穿孔機	80 デシベル	70 デシベル
インパクトレンチ		なし
コンクリートカッター ブレイカー以外のさく岩機		70 デシベル
バックホウ（出力 80kw 未満）		
空気圧縮機	なし	65 デシベル
締固め機械	80 デシベル	70 デシベル
コンクリートミキサー車		なし
クラッシャー		75 デシベル

(参考) 騒音に係る環境基準・要請限度及び振動に係る要請限度

単位：デシベル

騒音に係る環境基準

地域 類型	あてはめ区域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 6～22	夜間 22～6
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、並びにこれらに接する地先	一般の地域	55 以下	45 以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域並びにこれらに接する地先	一般の地域	55 以下	45 以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに接する地先	一般の地域	60 以下	50 以下
		車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

注：この基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しません。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表に関わらず、特例として次表のとおりとします。

単位：デシベル

あてはめ区域	時間の区分	
	昼間 6～22	夜間 22～6
幹線交通を担う道路に近接する空間	70 以下	65 以下
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときの屋内への透過する騒音に係る基準	45 以下	40 以下



### 騒音規制法の自動車騒音に係る要請限度

単位：デシベル

区域の区分	あてはめ区域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 6～22	夜間 22～6
a 区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、並びにこれらに接する地先	1車線	65	55
		2車線以上	70	65
		近接区域	75	70
b 区域	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域	1車線	65	55
		2車線以上	75	70
		近接区域	75	70
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	1車線	75	70
		2車線以上		
		近接区域		

注：騒音の測定日数は、連続する7日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間について行うものとします。

騒音の大きさは、原則として測定した値を、3日間の全時間を通じての時間の区分ごとにエネルギー平均した値とします。

車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいいます。「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び区市町村道のうち4車線以上の区間等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定します。

- ・ 2車線以下の車線を有する道路 15メートル
- ・ 2車線を超える車線を有する道路 20メートル

騒音の測定方法は、日本産業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの値は等価騒音レベル\*とします。

### 振動規制法の道路交通振動に係る要請限度

単位：デシベル

区域の区分	あてはめ区域	時間の区分	
		昼間 8～19	夜間 19～8
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域	65	60
		70	65
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	80	75
		70	65

第2種区域に該当する地域に接する地先は、第2種区域の基準が適用される。

注：振動レベルは、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジ上端値\*を、昼間及び夜間の区分ごとに全てについて平均した数値とします。

## (4) 土壌汚染

### (参考) 汚染土壌処理基準

項目	溶出量基準	含有量基準
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.003mg/L	カドミウムとして 45mg/kg
シアン化合物	検液中に検出されないこと	遊離シアンとして 50mg/kg
有機燐（りん）化合物	検液中に検出されないこと	——
鉛及びその化合物	鉛として 0.01mg/L	鉛として 150mg/kg
六価クロム化合物	六価クロムとして 0.05mg/L	六価クロムとして 250mg/kg
砒（ひ）素及びその化合物	砒素として 0.01mg/L	砒素として 150mg/kg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として 0.0005mg/L かつ検液中にアルキル水銀が 検出されないこと	水銀として 15mg/kg
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと	——
トリクロロエチレン	0.01mg/L	——
テトラクロロエチレン	0.01mg/L	——
ジクロロメタン	0.02mg/L	——
四塩化炭素	0.002mg/L	——
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L	——
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L	——
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L	——
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L	——
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L	——
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L	——
チウラム	0.006mg/L	——
シマジン	0.003mg/L	——
チオベンカルブ	0.02mg/L	——
ベンゼン	0.01mg/L	——
セレン及びその化合物	セレンとして 0.01mg/L	セレンとして 150mg/kg
ほう素及びその化合物	ほう素として 1 mg/L	ほう素として 4,000mg/kg
ふっ素及びその化合物	ふっ素として 0.8mg/L	ふっ素として 4,000mg/kg
塩化ビニルモノマー（クロロエチレン）	0.002 mg/L	——

注：溶出量とは土壌に水を加えた場合に溶出する有害物質の量で、含有量とは土壌に含まれる有害物質の量です。

基準値は、溶出量にあつては土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第6条第3項第4号、含有量にあつては同条第4項第2号に規定する環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値によるものです。「検出されないこと」とは、上記の方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることです。有機燐（りん）化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメト及びEPNです。

## (5) 工場・指定作業場

### ① 業種別工場数

(令和6年3月31日現在)

業種	町名	南千住	荒川	町屋	東尾久	西尾久	東日暮里	西日暮里	計
食料品製造業		15	13	14	12	18	5	10	87
繊維工業		2	2	3	3	4	7	5	26
衣服その他の繊維製品製造業		10	20	14	20	15	10	5	94
木材・木製品製造業		17	19	16	30	15	13	10	120
家具・装備品製造業		5	28	24	37	13	18	9	134
パルプ・紙・紙加工品製造業		23	31	23	17	27	36	11	168
印刷・同関連産業		39	56	46	71	52	89	59	412
化学工業		1	2	1	2	1	0	1	8
石油製品・石炭製品製造業		1	0	0	0	0	0	0	1
プラスチック製品製造業		5	23	16	44	13	5	5	111
ゴム製品製造業		12	11	5	1	2	11	2	44
なめし皮・同製品・毛皮製造業		25	22	13	1	2	13	8	84
窯業・土石製品製造業		7	6	6	6	2	6	2	35
鉄鋼業		2	0	1	2	5	2	1	13
非鉄金属製造業		4	5	0	2	2	8	8	29
金属製品製造業		61	121	170	142	112	78	53	737
一般機械器具製造業		14	19	26	27	27	11	11	135
電気機械器具製造業		4	17	11	12	23	8	9	84
輸送用機械器具製造業		7	8	9	7	14	3	8	56
精密機械器具製造業		3	11	14	18	13	5	4	68
その他の製造業		15	35	52	55	31	44	28	260
電気・ガス・水道業		2	0	0	0	0	0	2	4
洗濯・理容・美容・浴場業		3	4	4	1	4	2	2	20
廃棄物処理業		1	1	0	0	0	1	0	3
自動車整備業		16	19	14	10	7	23	8	97
機械等修理業		1	1	1	2	4	0	0	9
その他のサービス業		6	1	2	2	3	8	1	23
合計		301	475	485	524	409	406	262	2862



## ② 業種別指定作業場数

(令和6年3月31日現在)

業種	町名	南千住	荒川	町屋	東尾久	西尾久	東日暮里	西日暮里	計
レディミクストコンクリート		0	0	0	0	0	0	0	0
自動車駐車場		53	25	15	10	16	21	23	163
自動車ターミナル		1	1	1	0	0	0	1	4
ガソリンスタンド		3	1	3	0	2	0	3	12
自動車洗車場		0	0	0	0	0	1	0	1
ウエスト・スクラップ		2	0	0	0	1	6	1	10
廃棄物積替場所又は保管場所		5	0	3	2	0	7	0	17
セメントサイロ		0	0	0	0	0	0	0	0
材料置場		1	0	2	0	1	0	1	5
死亡獣畜取扱場		0	0	0	0	0	0	0	0
と畜場		0	0	0	0	0	0	0	0
畜舎		0	0	0	0	0	0	0	0
青写真作業場		0	0	0	1	0	2	0	3
工業用材料薬品作業場		0	0	0	0	0	0	0	0
めん類製造業		16	16	15	12	13	6	9	87
豆腐・煮豆製造業		7	9	10	9	12	7	3	57
砂利採取場		0	0	0	0	0	0	0	0
洗濯事業場		17	16	10	10	14	23	7	97
廃油処理事業場		0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥処理事業場		0	0	0	0	0	0	0	0
し尿処理事業場		0	0	0	0	0	0	0	0
汚水処理事業場		0	0	0	0	0	0	0	0
下水処理事業場		0	1	0	1	0	0	0	2
暖房用熱風炉		0	0	0	0	0	0	0	0
ボイラー		7	6	4	2	3	9	3	34
ガス機関を有する事業場		0	0	0	0	0	0	0	0
ガスタービン		0	0	0	0	0	0	0	0
焼却炉		0	0	0	0	0	0	0	0
地下水揚水事業場		0	0	0	0	0	0	0	0
浄水場		0	0	0	0	0	0	0	0
病院		0	0	0	0	0	0	0	0
試験・研究機関		0	1	0	2	0	0	0	3
合 計		112	76	63	49	62	82	51	495

## (6) 苦情

### ① 発生源別苦情件数

発生源		主な現象	ばい煙	粉じん	有害ガス	悪臭	騒音	振動	その他	計	4年度 (参考)
工場	食料品製造業		0	0	0	1	0	0	0	1	3
	飲料・飼料・たばこ製造業		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	繊維工業		0	0	0	0	1	0	0	1	0
	木材・木製品製造業		0	0	0	0	0	0	0	0	1
	家具・装備品製造業		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パルプ・紙・紙加工品製造業		0	0	0	1	1	0	0	2	2
	出版・印刷・同関連産業		0	0	0	1	0	0	1	2	0
	プラスチック製品製造業		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	なめし皮・同製品・毛皮製造業		0	0	0	0	0	0	0	0	1
	窯業・土石製品製造業		0	0	0	0	0	0	0	0	1
	ゴム製品製造業		0	0	0	1	0	0	0	1	1
	金属製品製造業		0	0	0	0	2	0	0	2	6
	輸送用機械器具製造業		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の製造業		0	0	0	0	1	0	0	1	1
	洗濯・理容・浴場業		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃棄物処理業		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自動車整備業		0	0	0	0	1	0	0	1	0
	その他のサービス業		0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定作業場	自動車駐車場		0	0	0	0	1	0	0	1	0
	下水処理場		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ボイラー		1	0	0	0	2	0	0	3	0
	焼却炉		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ガソリンスタンド		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自動車ターミナル		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	洗濯事業場		0	0	0	0	0	0	0	0	1
	ウエスト・スクラップ		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃棄物の積替保管場所		0	0	0	0	1	1	0	2	1
建設	特定建設作業		0	1	0	0	14	6	0	21	18
	指定建設作業		0	3	0	0	10	11	0	24	29
	その他の建設作業		0	4	0	2	26	7	1	40	18
	アスベスト		0	5	0	0	0	0	0	5	4
一般	その他の作業場		0	0	0	0	3	0	1	4	1
	興行場・遊戯場		0	0	0	0	1	0	0	1	1
	飲食店・喫茶店		0	0	0	2	8	0	0	10	9
	商店・百貨店		0	0	0	1	4	0	0	5	2
	学校・病院		0	0	0	0	0	0	0	0	1
	ビル・事務所		0	0	0	0	1	0	0	1	6
	交通機関(自動車・鉄道)		0	0	0	0	1	0	0	1	0
	商業宣伝放送		0	0	0	0	0	0	0	0	3
	一般家庭		0	0	0	3	7	0	0	10	15
	その他		0	1	0	6	10	1	156	174	173
合 計			1	14	0	18	95	26	159	313	298

② 地域区分別苦情件数

主な現象 地域区分		ばい煙	粉じん	有害 ガス	悪臭	騒音	振動	その他	計	4年度 (参考)
用途 地域	第二種中高層住居	0	3	0	1	0	2	0	6	0
	第一種住居	0	0	0	1	1	0	7	9	10
	近隣商業	0	4	0	1	12	0	11	28	22
	商業	0	3	0	0	23	5	17	48	42
	準工業	1	4	0	13	56	16	72	162	169
	工業	0	0	0	2	3	3	4	12	6
	不明	0	0	0	0	0	0	48	48	49
町名	南千住	1	2	0	0	10	0	15	28	33
	荒川	0	3	0	3	19	9	23	57	55
	町屋	0	0	0	6	10	3	12	31	30
	東尾久	0	1	0	1	9	2	15	28	28
	西尾久	0	2	0	3	13	5	12	35	36
	東日暮里	0	1	0	1	19	3	31	55	44
	西日暮里	0	5	0	3	12	4	10	34	26
	不明	0	0	0	1	3	0	41	45	46



## 【用語解説】

### ア 行

#### ISO (アイ・エス・オー) 14001

組織にとり社会的使命の一つとして地球環境への負荷軽減があります。ISO14001は組織の活動、製品・サービスによる、又は間接的に与える著しい環境影響や環境リスクを低減し、発生を予防するために国際標準化機構（ISO）が策定した、環境マネジメントシステムの要求事項を規定した国際規格（IS）です。

#### ISO (アイ・エス・オー) 50001

ISO50001は、ISO14001と同様に国際標準化機構（ISO）が策定した国際規格（IS）の一つです。ISO14001が環境マネジメントシステムの要求事項を規定していますが、ISO50001はエネルギーの使用について継続的に改善するための、エネルギーマネジメントシステムの要求事項を規定しています。

※ISO14001及びISO50001は、相互に親和性、互換性を持つ規格となっています。

#### 悪臭

いやな「におい」、不快な「におい」の総称をいい、騒音や振動などと並んで典型的な公害の一つになっています。

一般的には、嗅覚を刺激して気分を悪くさせる、頭痛・食欲減退を起こさせるなどの原因となる程度の影響があれば「悪臭」と判断され、悪臭防止法及び環境確保条例で規制されています。

#### アスベスト（石綿）

アスベストは、天然にできた鉱物繊維です。熱に強く、摩擦に切れにくい、酸やアルカリにも強いなど、丈夫で変化しにくいという特性を持っており、かつ、経済性に優れています。これらの特徴を利用し、建材、工業製品等に必要な性能を得るために、幅広く使用されてきました。

しかし、アスベストは、丈夫で変化しにくいため、吸い込んで肺の中に入ると組織に刺さり、15～40年の潜伏期間を経て、肺がんなどの病気を引き起こすおそれがあります。また、目に見えないくらい細かい繊維のために、気づかないうちに吸い込んでしまう危険性もあります。

#### 一酸化炭素（CO）

燃料などの不完全燃焼により発生する無色無臭の気体です。血液中のヘモグロビンと結合して、酸素の供給を阻害するなどの影響を及ぼします。

#### 一般環境大気測定局（一般局）

大気の汚染状況を調べる測定局のうち、主に環境基準の適合状況の把握や、地域全体の汚染状況の把握などのために設置されている測定局のことをいいます。設置の目的上、道路、工場など、特定の発生源の影響を直接受けない場所を選定しなければならないとされています。

一般局とは異なり、自動車排出ガスの影響を調べるため、道路端又はこれにできるだけ近接した場所に設置される測定局を、自動車排出ガス測定局（自排局）といいます。



## SDGs (エスディーゼーズ)

SDGsとは、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称です。

SDGsは、2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2030年までに達成すべき「17の大きな目標」と、それらを達成するための「169のターゲット (具体的な目標)」で構成されています。

「17の大きな目標」の中には、「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」や「気候変動に具体的な対策を」などの目標があります。

## 塩化物イオン (Cl<sup>-</sup>)

塩化ナトリウムなどの塩化物が水に溶けると生じるイオンです。海水中に多く含まれるほか、隅田川の下流など、海水の影響を受ける河川に含まれます。

## 屋上緑化・壁面緑化

ビルや一般家屋等の屋上や壁面を緑化することをいいます。緑化と緑被面積の拡大により、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、自然生態系のバランスの回復が図られるほか、緑化による断熱効果で冷房用エネルギーの省エネ効果もあります。



## オゾン (O<sub>3</sub>)

強い酸化作用を持つ生臭い気体で、酸素の同素体です。

窒素酸化物と揮発性有機化合物が、紫外線の存在のもとで光化学反応を起こして発生させる光化学オキシダント (光化学スモッグ) の主成分です。オゾンは人体に対して有害で、鼻・のどを刺激し、ぜん息発作・慢性気管支炎、呼吸障害、胸痛、咳などの影響を及ぼします。光化学オキシダントの項参照。

## 温室効果ガス

太陽からの日射エネルギーを通過させ、反対に地表から放射させる熱 (赤外線) を吸収し、熱が地球の外に出て行くのを防ぐ性質がある大気中のガスのことをいいます。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっています。

## カ行

### カーシェアリング

自動車を個人ではなく、複数の人で組織的に共同利用する仕組みのことをいいます。

### 化学的酸素要求量 (COD)

水中の有機物などを、薬品を使って酸化するとき消費される薬品の量を酸素に換算した値のことです。湖沼の水質汚濁の代表的な指標として使われ、この値が大きいほど水質が悪くなるとされています。魚介類の生息にとって5mg/Lを超えることは好ましくないとされています。

## 環境基準

環境基本法の第16条に基づいて政府が定める環境保全行政上の目標であり、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準です。環境基準は、直接的な規制基準ではなく、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標です。

政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準の確保に務めなければならないとされており、これに基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準を定めています。これらの基準は、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならないと規定されています。

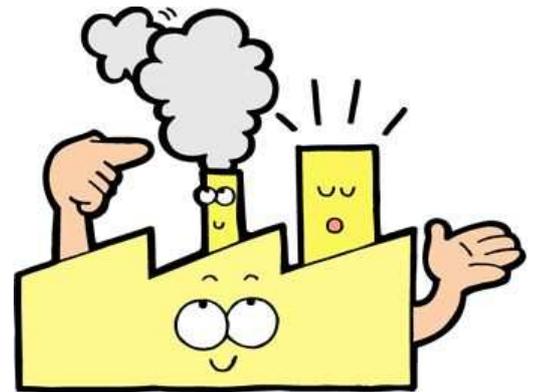
また、ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法を根拠として、大気汚染、水質汚濁、底質汚濁及び土壌汚染の環境基準が定められています。

## 環境マネジメントシステム (EMS : Environmental Management System)

企業や自治体の組織が、運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、目標達成に向けた取り組みを継続的に進めるための仕組み。代表的なものとして、国際規格ISO14001や環境省が策定したエコアクション21などがあります。

## 規制基準

工場等から排出又は排水する物質及び発生する騒音等についての限度を定めた基準であり、この数値は、人体に影響を及ぼす限界あるいは農作物などに影響を及ぼす限界などを考慮して定められ、具体的数値は各法令に定められています。



## 揮発性有機化合物 (VOC)

大気中で気体状となる有機化合物の総称であり、トルエン、テトラクロロエチレン、イソプロピルアルコールなど多種多様の物質が含まれます。工業用途では、塗料や印刷インキの溶剤、金属部品の洗浄、ドライクリーニングなど様々な分野で使用され、その多くは大気中に排出されています。それ以外では、自動車、ボイラーや一般家庭、また、植物など自然由来のものからも排出されます。

## 98%値

大気に係る環境基準で、二酸化窒素と微小粒子状物質の長期的評価をするときに使う値です。年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものを用い、この値を環境基準と比較して評価します。

## 九都県市

首都圏の広域的あるいは共通の行政課題に積極的に対応するために設置された九都県市首脳会議に参加している自治体（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）のことです。昭和54年に六都県市で発足し、その後、千葉市、さいたま市及び相模原市が加わり九都県市となりました。環境問題をはじめ、廃棄物処理問題や防災対策などについて、協力して活動しています。

また、平成8年3月には、自動車公害対策の一環として低公害車指定制度を発足させました。電気・天然ガス・メタノール・ハイブリッド車だけでなく、一般に市販されているガソリン・LPG・ディーゼル車であっても、窒素酸化物などの排出量が少ない低公害な自動車を指定し、低公害車の導入を一般にも広く推奨しています。

## 京都議定書

平成9(1997)年12月に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」で採択された、温室効果ガスについての排出削減義務などを定めた議定書のことをいいます。

京都議定書では、平成20(2008)年から平成24(2012)年までの第一約束期間に、先進国全体の温室効果ガス6種の合計排出量を平成2(1990)年に比べて少なくとも5%削減することを目的として、各締約国が二酸化炭素とそれに換算した他、5種以下の排出量が割当量を超えないよう削減することが求められました。日本は平成2(1990)年比6%を削減することを約束しました。



## 光化学オキシダント(Ox)

大気中の窒素酸化物や揮発性有機化合物が、太陽の紫外線により光化学反応を起こして生成されるオゾンなどの酸化性物質の総称です。高濃度になると粘膜を刺激し、呼吸器に影響を及ぼします。

## コップ COP (Conference of the Parties)

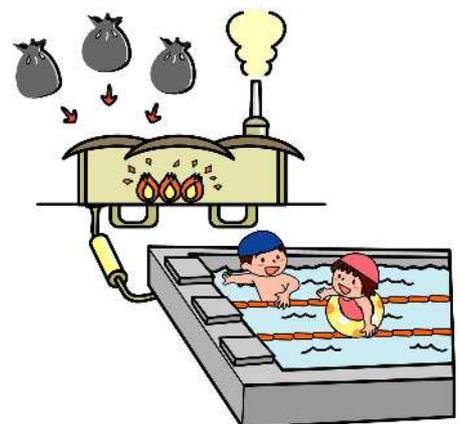
条約における締約国会議のことであり、特定の条約を指すものではありません。生物多様性条約第14回締約国会議(COP14:2018年)や、「パリ協定」が採択された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21:2015年)などがあります。

2023年は、UAE・ドバイにて気候変動枠組条約第28回締約国会議(COP28)が開催されました。

## サ行

### サーマルリサイクル

廃棄物から熱エネルギーを回収することをいいます。ごみの焼却から得られる熱は、ごみ発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用されています。リユース、マテリアルリサイクルを繰り返した後もサーマルリサイクルは可能であることから、循環型社会基本法では、原則としてリユース、マテリアルリサイクルがサーマルリサイクルに優先することとされています。



## 酸性雨

大気中の硫黄酸化物や窒素酸化物が、化学変化を起こして酸性の強い硫酸や硝酸となり、それが溶けて、強い酸性になった雨のことをいいます。大気中の二酸化炭素が炭酸イオンとして雨水に飽和状態になった時に水素イオン濃度（pH）5.6を示すため、それ以下の雨が酸性雨と定義づけられています。



## 再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどの、安定的に供給され続ける自然界のエネルギーのことです。一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、枯渇の心配がないことから、「再生可能エネルギー」といわれます。

## シェアサイクル

シェアサイクルとは、他の人と自転車をシェア(共有)し、必要なタイミングで自転車を利用するための仕組みや方法のことです。

同じプラットフォームによるサイクルポートであれば、区の内外を問わず自転車の貸出・返却ができます。返却は借りた場所と異なるサイクルポートでも問題ありません。目的地周辺で乗り捨てができるので、「行きは自転車、帰りは歩き」等の手軽な交通手段としても利用できます。現在、区内の公共施設や公園内にサイクルポートを設置しています。

なお、本サービスの利用には、専用アプリのダウンロード及び利用者登録が必要です。

レンタサイクルの場合は借りた場所に返す必要があるので、このようなどこでも乗り降りできる仕組みはユーザーにとって大きなメリットです。

## 指定作業場

環境確保条例では、工場に該当しないが公害発生要因のある事業場、例えば自動車駐車場、ガソリンスタンド、クリーニング店など32種類の事業場を「指定作業場」として定めています。

## 遮熱性塗装

太陽光を反射し塗装面の蓄熱を抑制する塗装をいい、省エネルギー、ヒートアイランドの抑制に効果があります。

## 水域類型

生活環境の保全に関する環境基準について、河川・湖沼・海域ごとに、利用目的に応じて個別に定められている類型のことをいい、類型ごとに異なる環境基準値が適用されます。

河川の水域類型にはAA、A、B、C、D、Eの6種類があり、AAの基準が最も厳しくなります。隅田川の水域類型は現在C類型です。

## 水質汚濁

人間の生活様式の変化や産業の発達により、有機物や有害物質が河川、湖沼、海洋などに排出され、水質が汚濁することをいいます。

発生源としては、生活排水、工場排水の他、農業・牧畜排水、大気汚染の降雨による水質汚染などがあります。



## 水素イオン濃度（pH）

水中の水素イオン濃度を指数で表したもので、酸性又はアルカリ性の強さを表す指標です。

pHはピーエッチ又はペーハーと読みます。

水素イオン濃度7が中性で、それより小さいほど酸性が強くなり、大きいほどアルカリ性が強くなります。通常、淡水は水素イオン濃度7前後を示し、海水は水素イオン濃度8付近を示します。

## 隅田川水系浄化対策連絡協議会

隅田川水系（隅田川、新河岸川、石神井川、白子川）流域の中央区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区が集まり、昭和53年4月に発足させた協議会です。隅田川水系の水質浄化と水辺環境の向上を目的として、合同水質調査や講演会などの活動を行っています。

## 生物多様性

生物多様性条約では、生物多様性を「全ての生物の間に違いがあること」と定義しており、種・遺伝子・生態系の多様性があるとしています。わが国においても生物多様性基本法や「生物多様性国家戦略 2023-2030」の整備等により、豊かな生物多様性を将来にわたって継承するための取り組みを行っています。

## 生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の好気性微生物が有機物を分解するときに消費する酸素の量のことをいいます。

河川の水質汚濁の代表的な指標として使われ、一般的にこの値が大きいほど水質が悪いとされています。魚介類の生息にとって5mg/Lを超えることは好ましくないとされています。

## 全窒素（T-N）

河川水に含まれるアンモニウムイオンや硝酸イオンなどの窒素化合物の総量を、含まれる窒素の量で表したものが全窒素です。

窒素化合物は水域の富栄養化の原因となります。

## 全りん（T-P）

河川水に含まれるりん酸イオンや有機性りんなどのりん化合物の総量を、含まれるりんの量で表したものが全りんです。

りん化合物は水域の富栄養化の原因となります。



## ダイオキシン類

有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾーパラジオキシンの略称をダイオキシンといいます。

平成11年7月に公布されたダイオキシン類対策特別措置法においては、ダイオキシンと同様の毒性を示すポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）を含めて「ダイオキシン類」と定義されました。ダイオキシン類は塩素を含む物質の燃焼やパルプの漂白などの際に副生成される物質で約220種類の仲間があり、この内、毒性があるとみなされているのは29種類です。



## ダイオキシン類の環境基準

ダイオキシン類の環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法を根拠として、大気、水質（水底の底質を除く）、水底の底質及び土壌について、下記のように定められています。

項目	大 気	土 壌	水 質 (水底の底質を除く)	水底の底質
環境基準	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	1000pg-TEQ/g 以下	1pg-TEQ/L 以下	150 pg-TEQ/L 以下

注：大気及び水質（底質を除く）の基準値は、年間平均値とします。水底の底質については、環境基準ではなく暫定除去基準（「公共用水域及び地下水の水質測定結果」東京都環境局）となります。

## ダイオキシン類の耐容一日摂取量

長期にわたり体内に取り込むことにより、健康影響が懸念される化学物質について、人が一生にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断される体重1kg 当たりの一日当たり摂取量のことを耐容一日摂取量といい、mg/kg 体重/日のように表します。

日本では、科学的な知見をもとに、平成11年6月にダイオキシン類の耐容一日摂取量を4 pg-TEQ/kg 体重/日と設定しました。

注：TEQ ⇒ ダイオキシン類の毒性等量

## ダイオキシン類の調査指標値

ダイオキシン類の土壌汚染の環境基準値は1,000pg-TEQ/g ですが、ダイオキシン類濃度が250pg-TEQ/g 以上の汚染が判明した場合は、資料などの調査やダイオキシン類の追加調査を実施することになっています。この土壌中のダイオキシン類濃度の250pg-TEQ/g の値のことを、調査指標値といいます。

## ダイオキシン類の毒性等量（TEQ）

ダイオキシン類は多くの異性体の混合物として存在しますが、毒性の強さは異性体によって異なるため、毒性の最も強い2、3、7、8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性濃度に換算し、その総和として表すのが一般的となっています。この換算した量を毒性等量（TEQ）といいます。

このようにして換算された数値には、重さの単位にTEQを付けて表します。

## 大気汚染

人間の経済・社会活動に伴う化石燃料の燃焼や化学工業品製造工程などから排出される汚染物質及び火山の爆発などの自然現象に伴って排出される汚染物質による大気の汚染のことをいいます。

代表的な汚染物質としては、二酸化硫黄を主体とした硫黄酸化物、二酸化窒素を主体とした窒素酸化物、燃料の不完全燃焼に伴う一酸化炭素、燃料の未燃焼や溶剤の蒸発などに伴う揮発性有機化合物、ばい煙発生施設・粉じん発生施設・自動車排ガスに伴う浮遊粒子状物質などがあります。

## 太陽光発電

シリコン半導体などに光が当たると電気が発生する原理を利用した、太陽光エネルギーを直接電気に変換する発電システムをいいます。これまでも、住宅、学校、ソーラーカー、灯台などのエネルギー源として利用されています。このなかでも、最近、特に注目されているのが、住宅向けの太陽光発電システムです。発電量の多い昼間は余った電力を電力会社に買い取ってもらうことも可能で、電力代の節約にもつながります。



## 単位

距離、重量、時間などの物質や現象の量は、数値とそれぞれの現象を示すための記号の組み合わせで表します。この記号を単位と呼びます。単位には、距離 (m)、重量 (g)、時間 (秒)、温度 (°C) などの基本単位と、面積、体積、濃度、速度などの基本単位から導かれるものがあります。

大きな量や小さな量を表すときは、これらの単位に下記の接頭語をつけて表現します。

名称	記号	倍率	名称	記号	倍率
メガ	M	百万倍 ( $10^6$ )	ミリ	m	千分の1 ( $10^{-3}$ )
キロ	k	千倍 ( $10^3$ )	マイクロ	$\mu$	百万分の1 ( $10^{-6}$ )
デシ	d	十分の1 ( $10^{-1}$ )	ナノ	n	十億分の1 ( $10^{-9}$ )
センチ	c	百分の1 ( $10^{-2}$ )	ピコ	p	一兆分の1 ( $10^{-12}$ )

環境関係では、% (百分率) や ppm (百万分率) などの比率や濃度を使うことが多くあります。% は百分の1、ppm は百万分の1を単位とする比率の単位です。

大気汚染濃度を表す場合は一般的に容積比を使いますが、重量比を使う場合もあります。容積比で1 ppm とは、 $1\text{ m}^3$  中に  $1\text{ cm}^3$  の物質が存在することを示します。最近ではさらに小さな単位として ppb (十億分率) や ppt (兆分率) が使われることがあります。

名称	記号	倍率	名称	記号	倍率
パーセント	%	百分の1 ( $10^{-2}$ )	ピーピービー	ppb	十億分の1 ( $10^{-9}$ )
パーミル	‰	千分の1 ( $10^{-3}$ )	ピーピーティ	ppt	一兆分の1 ( $10^{-12}$ )
ピーピーエム	ppm	百万分の1 ( $10^{-6}$ )	ピーピーキュー	ppq	千兆分の1 ( $10^{-15}$ )

## 窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）

大気中で物が燃焼するときに発生する窒素と酸素の化合物の総称で、多くの種類があります。大気中に主として存在するのは、二酸化窒素と一酸化窒素です。

窒素酸化物は、光化学オキシダントの原因物質であり、硫黄酸化物と同様に酸性雨の原因にもなっています。また、笑気ガスとも呼ばれ麻酔ガスとして用いられる亜酸化窒素は、大気中の濃度は低いですが、温室効果ガスとして注目されています。

## 低公害車

天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車及び電気自動車（EV）をいいます。

## 底質

河川、湖沼、海洋など、水環境の水底の表層土や岩盤の上に流域から流入した土砂や側溝からの不溶物が堆積したものを底質と呼んでいます。水質が水の性質・品質という意味で使われるのと違い、底質は水底の固形物質という意味で使われます。

## 適正管理化学物質

環境確保条例では、人や生物に対する有害性を持つ59項目（トルエン、キシレン、酢酸、塩酸、六価クロム、鉛、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン等）の物質を「適正管理化学物質」と定めています。



## 等価騒音レベル（Leq）

時間とともに変動する騒音について、一定期間の平均的な騒音の程度を表す指標の一つです。

具体的には、昼間、夜間、1時間など、ある一定期間内に発生する騒音の大きさをエネルギー的な平均値として表したもので、その期間内の騒音の合計エネルギーに等しいエネルギーを持つ定常音の大きさと同じになります。単位はデシベル（dB）で表します。

## 透視度

透視度とは、水の中に含まれる浮遊物質などによる濁りの程度を示す指標で、透視度計と呼ばれる下部に流出管のついたメスシリンダーに水を入れ、底部の白色円板にひかれた二重十字が識別できる限界の水の厚さを、1cmを1度として表したものです。

水質汚濁の指標の一つで、数値が小さいほど、水質は悪くなります。

## 特定施設工場

騒音規制法及び振動規制法などで、著しい騒音や振動を発生させるものとして定義している騒音発生施設又は振動発生施設などを設置している工場のことです。

## 75%水質値

公共用水域のうち、河川においては生物化学的酸素要求量、海域においては化学的酸素要求量を環境基準値と比較して評価する場合に用いる値で、年間を通じた日平均値の全データを小さいものから並べたときの、 $0.75 \times n$  番目（ $n$  は日平均値のデータ数）のデータの値です。

ある測定地点の75%水質値が環境基準値を満たしている場合、その基準に適合していると判断します。

## 二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）

工場や自動車などで使用される燃料中の硫黄分が、燃焼により酸化されて発生する無色で刺激性の気体です。高濃度で呼吸器に影響を及ぼし、酸性雨の原因にもなります。

## 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）

化石燃料の燃焼や動植物の呼吸などにより発生する無色無臭の気体で、温室効果ガスの一つです。水に溶けて弱い酸性の炭酸となるため、炭酸ガスとも呼ばれます。

大気中の二酸化炭素濃度は、産業革命以前は280ppm程度でしたが、工業の発展に伴う化石燃料の大量燃焼、二酸化炭素を固定する作用のある森林の減少や珊瑚礁の破壊などにより年々増大し、今日では400ppmを超える程度にまで上昇しました。現在も増加しており、地球温暖化の最大の原因物質として問題になっています。



## 二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）

大気中で物が燃焼するときに発生する窒素酸化物の一つです。高濃度では呼吸器に影響を及ぼします。また、炭化水素とともに光化学オキシダントを生成し、酸性雨の原因にもなります。

## 2%除外値

大気に係る環境基準で二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質を長期評価するときに使う値で、年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外した後の最高値のことをいいます。この値を環境基準と比較して評価します。

## 燃料電池

水の電気分解と逆の工程で、水素と酸素を科学的に反応させて水とともに電気を取り出すシステムをいいます。排出ガスが極めてクリーンで、発電効率も高く、発電の際に発生する排熱が給湯・暖房などに利用できるため、地球温暖化防止や大都市における大気汚染対策として、都市部でのコージェネレーション・システムに組み合わせての利用が期待されています。

## 80%レンジ上端値

振動レベルを評価するときに使う値で、原則として5秒間隔、100個の振動の値を測定し、大きい順に並べたときの上端から10パーセント目の値をいいます。

振動規制法に基づく道路交通振動に係る要請限度を評価するときなどに用います。

単位はデシベル（dB）で表します。

## ヒートアイランド現象

都市部の気温は、アスファルト舗装、ビルの輻射熱、ビルの冷房の排気熱、自動車の排気熱などによって、夏になると周辺地域よりも数度高くなります。等温線を描くと都市部が島の形に似ることからヒートアイランド現象と呼ばれています。

## ビオトープ

もともとビオトープとは、「生物」を意味する Bio と「場所」を意味する Top を合成したドイツ語で、特定の生物が生存できるような特定の環境条件を備えた一定の空間を示す概念ですが、わが国においては、生物がお互いにつながりを持って生息している空間。狭義には、都市部の庭、学校などに作られた生物の生息空間とされています。環境汚染や土地開発により生物多様性がますます危機にさらされている今日、動植物の生命が生息する場所を保全するなど、人為的に復元するビオトープ創出の動きが高まっています。



## PM2.5（微小粒子状物質）

PM2.5（微小粒子状物質）とは、粒子 2.5  $\mu\text{m}$ （2.5 mmの千分の1）以下の粒子状物質です。PM2.5は呼吸器系の奥深くまで入りやすいことなどから、人の健康に影響を及ぼすことが懸念されています。

日本では平成21年9月、環境基準（長期基準：1年平均値 15  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、短期基準：日平均の98%タイム値 35  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）が設定されました。

東京都ではPM2.5の測定器を都内に81か所設置し、モニタリングを行っています。（八王子市が設置する3測定局を含む）

## 富栄養化

湖沼や湾などの閉鎖性水域が、長年にわたり流域から窒素化合物及びりん酸塩などの栄養塩類を供給されて、生物生産の高い富栄養水域に移り変わっていく自然現象をいいます。

富栄養化した水域では藻類などが異常繁茂し、水中の酸素消費量が高くなって貧酸素化し、また藻類が生産する有害物質により水生生物が死滅することがあります。水質は累進的に悪化し、透明度が低く水は悪臭を放つようになり、赤潮などが発生しやすくなります。

## 浮遊物質（SS）

水中に浮遊している粒径 2mm 未満の不溶性物質の量をいいます。浮遊物質が多いと、透明度などの外観が悪くなるほか、魚類のえらがつまって死んだり、光の透過が妨げられて水中の植物の光合成に影響し発育を阻害したりすることがあります。

## 浮遊粉じん

大気中に存在するばいじん・粉じんなどのうち、比較的粒子の大きさが小さく、長期間浮遊しているものを浮遊粉じんといえます。

## 浮遊粒子状物質（SPM）

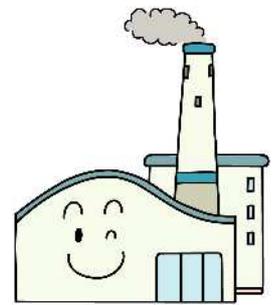
浮遊粉じんのうち、粒径  $10\mu\text{m}$  以下（0.01mm 以下）の微粒子のことを浮遊粒子状物質といえます。

ディーゼル自動車の排出ガスや工場のばい煙などが発生源で、高濃度では肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼします。

## 別表第八工場

環境確保条例の別表第八に該当する工場のこと、特に公害発生の可能性が高いと考えられるため、工場設置位置の制限及び3年ごとの現況届提出、公害防止管理者の選任などが義務付けられています。

めっき工場、塗装工場、化学工場などが代表的な例です。



## ポリ塩化ビフェニル（PCB）

ベンゼン環が二つつながったビフェニルの水素が塩素で置換されたもので、多数の異性体が存在します。熱安定性、電気絶縁性に優れていますが、難分解性で毒性があります。

以前はトランス、コンデンサー、熱媒体、ノーカーボン紙に用いられましたが、現在では、PCBの製造・輸入は原則的に禁止され、現存するPCBについては「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、保管及び処分が進められています。

PCBのうち、コプラナーPCBと呼ばれるものは構造的にダイオキシンやフランに類似し、その他のPCBよりも強い毒性を示すため、ダイオキシン類対策特別措置法でいう「ダイオキシン類」に分類されています。

## マ行

## 緑のカーテン

アサガオのようなつる性の植物を育てて窓辺に作るカーテンのことです。窓の外で日射をさえぎるだけでなく、植物が根から吸った水を葉から蒸散させる効果により熱を奪い、温度を下げます。

## メチレンブルー活性物質（MBAS） ⇒ 界面活性剤

メチレンブルーと反応する物質をメチレンブルー活性物質（MBAS）といえます。

MBASは陰イオン界面活性剤の指標となります。

1つの分子中に水に溶けやすい部分と溶けにくい部分をもつものを界面活性剤といい、浸透作用、

乳化作用、分散作用を有することから、一般家庭においても広く使用されている物質です。

界面活性剤は水に溶けやすい部分の性質により分類されますが、水に溶けて陰イオンになるものを陰イオン性界面活性剤と呼びます。

代表例として、台所用洗剤やシャンプーなどがあり、皮膚障害や肝臓障害を起こすほか、冬季の河川発泡現象の原因となります。

## 面的評価

自動車騒音の常時監視において、環境基準に係る道路に面する地域の評価のことをいい、当該地域内の全ての住居などのうち、環境基準値を超過する戸数及び割合を把握する評価方法です。

## ヤ行

### 要請限度（自動車騒音に係る要請限度）

騒音規制法に基づき、環境省令で定められている自動車騒音の限度です。

区市町村長は要請限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、自動車騒音低減のための措置をとるよう要請することができます。

また、道路管理者等に自動車騒音低減に関する意見を述べるすることができます。

### 要請限度（道路交通振動に係る要請限度）

振動規制法に基づき、環境省令で定められている道路交通振動の限度です。

区市町村長は、要請限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、道路管理者や都道府県公安委員会等に対し、道路交通振動低減のための措置をとるよう要請することができます。

## 溶存酸素（DO）

水中に溶けている酸素の量のことです。有機物で汚濁した水中では、生物化学的酸化により酸素が消費されて溶存酸素が減少するため、水質汚濁の指標の一つとして扱われています。

魚などの生息には酸素が必要なため、この量が多いほど水質は良いことになります。一般に2mg/L以下になると魚は生息できなくなるとされています。

## ラ行

### リサイクル

廃棄物等を再生利用することをいいます。原材料として再利用する再生利用（再資源化）、使用済みの資源を化学反応により組成変換した後に再利用するケミカルリサイクル、焼却して熱エネルギーを回収するサーマルリサイクルがあります。





令和5年度版  
荒川区の環境  
登録(06)0092号

令和6年12月発行

編集・発行 荒川区環境清掃部環境課  
荒川区荒川1-53-20  
あらかわエコセンター  
電話(3802)3164

令和5年度エコポスター 大賞作品

【小学生低学年の部】 汐入小学校 3年 横田 結さん



【小学生高学年の部】 峡田小学校 4年 石川 杏奈さん

